

JILPT 資料シリーズ

No.293 2025年7月

# 諸外国における労働者災害補償保険の 遺族補償年金に関する調査

—アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス—



JILPT 資料シリーズ No.293

2025年7月

# 諸外国における労働者災害補償保険の 遺族補償年金に関する調査

—アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス—

## ま え が き

本報告書は、厚生労働省の要請を受けて当機構が実施した「諸外国における労働者災害補償保険の遺族補償年金に関する調査」の結果を取りまとめたものである。アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスを対象に、我が国の労働者災害補償保険制度の遺族（補償）等年金に相当する制度について、調査を行った。

日本の労災保険の遺族（補償）等年金の受給要件として、被災者である妻と生計維持関係にあった夫が遺族の場合は、妻の死亡時に夫が55歳以上であること、又は、一定の障害があることを要件としている一方、妻が遺族の場合は、特段の要件を設けていない。このような受給要件の男女差の状況等を含め、遺族補償年金の制度概要や受給状況等について、英米独仏の労働者災害補償保険制度に関する文献調査を行ったものである。

本報告書が、諸外国の労災保険制度における遺族補償について理解を深める一助となれば幸いである。

2025年7月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
理事長 藤村博之

## 調査・執筆担当者

氏名	所属	担当
ひぐち ひでお 樋口 英夫	労働政策研究・研修機構 調査部	主任調査員補佐 調査の概要、補章
いしい かずひろ 石井 和広	労働政策研究・研修機構 調査部	主任調査員 第1章
いいた けいこ 飯田 恵子	労働政策研究・研修機構 調査部	調査役 第2章
きたざわ けん 北澤 謙	労働政策研究・研修機構 調査部	主任調査員補佐 第3章

# 目 次

調査概要	1
<b>第1章 アメリカ</b>	<b>7</b>
はじめに	7
第1節 労働者災害補償保険制度の概要	7
第2節 受給動向等	8
第3節 全米における労災遺族補償制度の傾向	9
1. 労災遺族補償の趣旨	9
2. 労災補償の男女差	9
第4節 米国の州における労災遺族補償制度	10
1. 各州の制度概要	10
2. カリフォルニア州	27
3. ニューヨーク州	28
4. ミシガン州	30
おわりに	31
<b>第2章 ドイツ</b>	<b>33</b>
はじめに	33
第1節 労災保険の制度概要—遺族補償年金を中心に	33
1. 労災保険の制度概要	33
2. 労災保険の特徴	34
3. 労災保険の給付	35
4. 労災の遺族補償年金における男女格差解消の経緯	40
第2節 労災年金に関する統計等	41
1. 労災遺族補償年金に関する統計	41
2. 制度の課題に関する議論	44
おわりに	44
<b>第3章 フランス</b>	<b>46</b>
はじめに	46
第1節 労災遺族補償年金の現行制度の概要	46
1. 制度導入の経緯と現行制度の特徴	46
2. 受給要件	47

3. 受給額	49
4. 給付期間	50
5. 給付の性格	50
6. 他の社会保険との併給調整	51
第2節 受給状況等制度を取り巻く現状と歴史的な背景	54
1. 補償給付額	54
2. 労災遺族補償年金の受給件数	55
3. 受給者別給付額（1件当たりの支給額）	56
4. 労働市場における女性の就業状況の変化	58
第3節 労災遺族補償年金制度の歴史的遷移	63
第4節 公的一般遺族年金制度の概要（労災遺族補償年金との違い）	64
1. 受給要件	64
2. 受給額	64
第5節 公的一般年金制度の遺族年金（振替年金）制度における男女区別に関する歴史的遷移	65
第6節 保険給付について、男女で相違を持たせている例	70
第7節 婚姻と PACS の相違	70
おわりに	72
<b>補章 イギリス</b>	75
はじめに	75
第1節 労災補償制度と遺族給付	75
1. 制度導入と変遷	75
2. 給付の性格（被扶養利益の補填／稼得能力がない者への保障など）	76
3. 受給要件、受給額、受給権順位、給付期間、他の社会保険との併給調整	78
第2節 受給状況等	81
1. 遺族関連給付の受給者数等	81
2. 制度の課題等に関する議論	82

## 調査概要

### 〈調査方法〉

本調査は、厚生労働省の要請に基づき、諸外国における、我が国の労働者災害補償保険制度の遺族（補償）等年金に相当する制度について、アメリカ・ドイツ・フランス・イギリスを対象に調査を行ったものである。

日本の労災保険の遺族（補償）等年金の受給要件として、被災者である妻と生計維持関係にあった夫が遺族の場合は、妻の死亡時に夫が55歳以上であること、又は、一定の障害があることを要件としている一方、妻が遺族の場合は、特段の要件を設けていない。この制度設計については、男性が主たる家計の担い手であるとの考えに基づいたものであり、不当な男女差を生じさせているとの指摘もあるところ、英米独仏の労働者災害補償保険制度に関する文献調査を行い、下記の事項に関する情報を収集した。

### 〈調査項目〉

- ・遺族補償年金の制度概要
  - －制度導入の経緯と変遷（労働者災害補償保険との関連を含む）
  - －給付の性格（被扶養利益の補填／稼得能力がない者への保障など）
  - －受給要件、受給額、受給権順位、給付期間、他の社会保険との併給調整
- ・受給状況等（遺族補償年金の受給者数、受給額、一人当たり受給額等）

### 〈調査概要〉

以下、調査項目に沿って概要を紹介する。

#### 1. 遺族補償年金の制度概要

##### （1）制度導入の経緯と変遷、労働者災害補償保険との関連

以下では、主に労災補償保険制度と遺族補償制度との関連について見る。

アメリカにおける労災補償保険制度は、各州の労災保険法で定めており、州ごとに内容が異なる。州の労災保険法は、補償責任の履行を担保するために、使用者に保険の加入を義務づけており、一部の州を除いて事業主のみが保険料を負担する。保険の運営主体は、①州基金（ワシントン州など）、②州または州政府により認可された民間保険のいずれか（カリフォルニア州など）、③民間保険（ニュージャージー州など）、にわかれる。労災遺族補償制度も、このような労災補償保険制度の一環として実施されており、このため各州が定める給付内容や支給期間等の条件には、一定の幅が見られる。

ドイツにおける労災保険は、業種別の同業者組合や公的な災害金庫等を保険者として実施されている。①産業・業種別の労災保険組合による運営、②無過失責任に基づく公的給付による事業

主の損害賠償責任の解消(免責)、③損害賠償的な保険給付の性格、④事業主の単独負担による保険料の支払い一が特徴とされ、「労働災害または職業病が発生した場合、被保険者の健康および活動能力をあらゆる適切な手段で回復し、被保険者またはその遺族に対して金銭的に補償する」との SGB(社会法典)における規定に基づいて、医療や職業訓練、社会生活への参加、要介護状態などに関する現物・現金給付などと並んで、遺族に対する給付が実施されている。

フランスの労災補償制度は、産業革命後の近代産業の発展に伴う労働災害の増加とその社会問題化を背景に、使用者に無過失の労災補償責任を直接負担させる制度として業種を限定して創設され、その後適用業種を拡大してきた。現行制度は、社会保障制度に統合され、その中核を担う制度であり、その一環として死亡被災者の遺族に対する補償が実施されている。なお、労災補償制度は適用対象者や運営主体の異なる複数の制度から成り立っており、民間の雇用労働者の大部分が加入する「一般制度」のほか、特定の産業部門や企業の実施する「特別制度」、また農業部門の労働者・自営業者を対象とする制度がある。本報告書ではこのうち、一般制度の一部門として実施されている労災保険制度について検討する。

イギリスでは、かつては労災補償制度の一環として遺族給付制度が設置されていたが、労災補償制度の簡素化の過程で、1980年代に廃止のうえ一般の社会保障給付に統合され、現在は、遺族全般を対象とする遺族補償制度の枠内で給付が行われている。

## (2) 給付の性格

各国の制度には、給付対象や期間等で幅が見られる。

アメリカにおける労災遺族補償制度は、労災で死亡した労働者に経済的に依存していた者を支援する趣旨で定められている。給付対象を被扶養者に限定し、一時金(埋葬・葬儀費用)のほか、事故時の収入の一定割合(典型的には3分の2)を、州ごとに定める給付期間(300~700週、あるいは州によっては終身)や支給上限額まで、または受給者(配偶者)が死亡・再婚するか子供が18歳に達するまで、継続的に支給する形が一般的とみられる。

なお、労災補償保険の遺族補償の条件に男女で差を設けることについて、連邦最高裁判所が1980年に違憲と判示した。これにより、ほとんどの州では州法の改正が実施されたとみられる。判決は、遺族補償の条件に男女で差を設ける州法の規定について、女性労働者の所得が家族の生活費に重大な貢献をしていないという推定に基づくものであり、男女差別を禁じた米国憲法修正第14条の平等保護条項に反する、としている。州法上で部分的に異なる扱いを前提とする文言が残っているという一部の州でも、制度の運用においては事実上、男女で区別していない可能性が大きい。

ドイツでは、上述の SGB(社会法典)における規定から、「損害賠償的な保険給付の性格」を特徴とすると同時に、「遺族に対する金銭補償には、残された遺族の被扶養利益を補填する性質もある」と解釈されている。寡婦・寡夫年金の給付対象は被扶養者に限定されていないものの、給付期間は原則として再婚するまで最長2年間であり、これは、子を育てている、高齢

である、または働くことが困難である場合を除いて、2年の移行期間があれば、自ら生計を維持できるとの考え方によるものとされる。一方で、47歳<sup>1</sup>以上である場合には、期間の定めのない年金が支給されるほか、遺児年金については、子供が18歳に達するまで（学生、障害者等は27歳まで）給付が継続される。

なお、かつては男性のみ、死亡した妻により主として扶養されていた場合という追加要件があったが、男女間の不平等を除去する規定を定めるべきとする憲法裁判決を受けて、1985年に法改正が行われ、現在は、男女格差は解消されている。同判決では、将来的に女性（特に既婚女性）の就労率がさらに上昇することが見込まれることや、当時でも多くの女性が就労に基づく自己の年金と併せて無制限に寡婦年金を受給している状況があること、さらに、女性労働者の雇用主が拠出している保険料が、男性の場合と異なり、遺族への給付に結びつきにくい点で不利な取扱いとなっていること等が指摘された。

フランスにおける遺族補償年金も、配偶者等（婚姻、内縁あるいは PACS（公的届け出を経た非婚姻成人カップルの契約））については被扶養者か否かを問わず、再婚等により受給権が中断しない限り、死亡した労働者の生前の年間賃金の40%またはそれ以上の給付水準により、終身の年金給付を行う。一方、子供の受給権は20歳になるまで、また直系尊属や卑属については死亡時に扶養されていたことが要件とされる。

なお、現行制度は配偶者の性別を問わない（過去に男女間の受給条件が異なった可能性はあるが、不明）。一般の遺族年金制度については、受給要件に関する性別の差が設けられていたが、1970年代から受給要件の改正が行われ、2003年になって性別による受給要件の区別はなくなった。背景には、女性の社会進出があると考えられる。かつては家計の中で男性が就労して所得を得る中心的な役割を果たし、女性は就労しない場合が一般的であったため、経済的な支援が必要となる寡婦を対象として、配偶者の年金に関する権利を寡婦に「振り替える」という趣旨が遺族年金にはあったとされている。だが、1960年代以降に女性が就労するようになったことを受けて、制度が改正されていった。

イギリスの遺族補助給付は、通常は死亡した労働者による一定期間の国民保険料の納付が要件となるが、業務災害等による死亡の場合にはこれを免除する（納付済みとみなす）。扶養の有無を問わず、年金支給開始年齢前の配偶者（またはシビルパートナー、子供のいる事実婚のパートナー）を対象に、一時金および最長18カ月間の定額の給付を行う。子供の有無により支給額を分けてはいるものの、他国に比して簡素な制度であり、就労等に移行するまでのあくまで一時的な所得保障という位置づけと見られる。なお、遺族関連給付における男女間の受給条件の差については、社会保障制度全般に関する改革の一環として、1999年の法改正により解消されたとされ、これには他国と同様、女性の就労率の上昇が背景にあるとされ

---

<sup>1</sup> 2007年の年金改革により、公的年金の支給開始年齢は65歳から67歳へと段階的に引き上げられている。これに準じて、労災遺族補償年金における大寡婦・寡夫年金の年齢要件も、45歳から47歳へと段階的に引き上げられており、最終的には2029年に47歳となる予定である。

る<sup>2</sup>。従来の制度における生活保障の要素が消失、稼働能力者が可能な限り働くことを中核とする制度へと移行する過程で、女性も男性と同様、配偶者の死亡から一定期間後には就労することを求める内容への制度改革が行われたとされる。

### （3）受給要件、受給額、受給権順位、給付期間、他の社会保険との併給調整

アメリカでは州ごとに制度内容が異なるが、例えばカリフォルニア州では、給付対象者は扶養されていた配偶者と子供、その他の扶養家族（いない場合、法定相続人または個人代理人）とされ、扶養の度合い（配偶者の過去 12 カ月間の収入額、子供の年齢や就労可能性などを参照）に応じて支給の可否や優先順位などが判断される。給付としては、一時金（1 万ドル以下の埋葬・葬儀料）のほか、事故時の平均週給の最大 66%（最小支給額は週 224 ドル）が定期的に支給される。補償総額には、扶養家族の数に応じた上限が設けられ、例えば扶養家族が 1 人の場合は最高 25 万ドル、2 人の場合には 29 万ドル、3 人では 32 万ドル、までなどである。ただし子供については、18 歳に達するまで上限を超えて支給が継続される（障害がある場合はさらに継続）。

ドイツの遺族年金は、配偶者（寡婦・寡夫、人生パートナー）、子（遺児）、尊属（父母等）がそれぞれ個別の受給権を有する。このうち寡婦・寡夫年金は、寡婦・寡夫に対して、再婚するまでの最長 2 年間、給付を支給するもので、死亡から 3 カ月間以内については労働者の生前の年間賃金の 3 分の 2、以降は 24 カ月目まで 30%が支給され（遺児年金の対象となる子供や障害のある子供等を養育する場合、または受給者本人が一定の障害を有する場合、または寡婦・寡夫が 47 歳以上の場合は 40%）、また 47 歳以上である場合には、その時点から期間の定めのない年金が支給される。一方、遺児年金は、18 歳に達するまで（学生、障害者等は 27 歳まで）の子供を対象に、両親の一方が生存する場合は生前の年間賃金の 20%、両親がいない場合は 30%が支給される。なお、複数の遺族が受給する場合、全体で生前の年間賃金の 80%が上限とされる。このほか、死亡時の一時金として死亡手当（平均年間報酬額の 7 分の 1）、また必要な場合には遺体搬送料（居住地から離れた場所での死亡の場合）、あるいは業務災害等に起因する死亡でないため、遺族年金の対象とならない場合には、支援金（年間賃金の 40%）が支給される。

フランスの遺族補償年金は、配偶者、連帯市民協約のパートナー、子供、親（直系尊属）等を給付対象とする。配偶者は、労働者の生前の年間賃金の 40%（55 歳以上、あるいは就労困難者は例外的に 60%まで引き上げ）、子供は第 1 子・第 2 子が各 25%、第 3 子以降は 20%、親がいない場合は 30%、尊属は 10%などとなっている（複数の遺族が受給する場合、全体で年間賃金の 85%が上限）。給付期間は、配偶者等、親については終身、子供については 20 歳に達するまでとされる。また、配偶者等が再婚等する場合、受給権は中断するが、死

<sup>2</sup> 百瀬優ほか（2017）『働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度の在り方に関する調査研究』（Ⅱ第 1 章丸谷浩介執筆章）

別・離別後には再度受給が可能である。

イギリスにおける遺族補助手当は、被用者の死亡（業務災害によるものを含む）に対して、年金支給開始年齢までの配偶者等に、定額かつ有期の給付を行う制度である。給付内容は、子供（16歳未満）がいるか妊娠中の場合には一時金 3500 ポンドおよび月 350 ポンドを最長 18 カ月（死亡から 3 カ月以内の申請の場合。これを超えると、申請時期に応じた支給期間の短縮、一時金の不支給等あり）、子供が居ない場合には一時金 2500 ポンドと月 100 ポンドを同じく最長 18 カ月給付する。

## 2. 受給状況等（遺族補償年金の受給者数、受給額、一人当たり受給額等）

各国における受給者数等は、次ページの付表に記載のとおりである。

付表：各国の労災補償制度における遺族給付

制度名	アメリカ (カリフォルニア州)	ドイツ	フランス	イギリス
補償対象者	労災遺族補償 配偶者と子供、その他の扶養家族 (いない場合、法定相続人または個人代理人)	労災保険遺族給付 配偶者、子、尊属	遺族補償年金 配偶者、連帯市民協約のパートナー、子供、親 (直系尊属)	遺族補助手当 (労災以外の遺族も対象) 配偶者、シビルパートナー、事実婚のパートナー (子供がいるか、妊娠している場合)
補償額	事故時の平均週給の最大66% (週最小支給額を設定)	・寡婦・寡夫年金：3か月間以内は、労働者の生前の年間賃金の3分の2、以降は30%を24か月目まで支給 (遺児年金の対象となる子供の有無や本人の障がい等によっては40%)、また子を養育中、本人に障がい、47歳以上 (注) の場合には、期間の定めのない年金 (40%) を支給。 ・遺児年金：両親の一方が生存する場合は、生前の年間賃金の20%、両親がいらない場合は30%。 ※複数の遺族が受給する場合、全体で生前の年間賃金の80%が上限	配偶者は、労働者の生前の年間賃金の40% (55歳以上の就労困難者は例外的に60%まで引き上げ)、子供は第1子・第2子が各25%、第3子以降は20%、親がいらない場合は30%、尊属は10%。 ※複数の遺族が受給する場合、全体で年間賃金の85%が上限	子供 (16歳未満) がいるか妊娠中の場合、月当たり350ポンド、子供が居ない場合には月当たり100ポンドを、最長18か月 (死亡から3か月以内の申請の場合、これを超えると、申請時期に応じた支給期間の短縮、一時金の不支給等あり)。
一時金	埋葬・葬儀料：1万ドル以下	・死亡手当 (死亡時に適用される基準収入額の7分の1) ・遺体搬送料 (居住地から離れた場所での死亡の場合) ・支学金 (業務災害等に起因する死亡でないため、遺族年金の対象とならない場合)；年間賃金の40%	・葬祭料 (上限1,963ユーロ) ・遺体搬送費用 (国内に限る)	子供 (16歳未満) がいるか妊娠中の場合350ポンド、子供が居ない場合には2500ポンド
補償制限、補償停止等の要件	最高29万ドルまで (扶養家族が2人の場合、同1人の場合は25万ドル、3人の場合は32万ドル)。ただし、未成年の子供は18歳に達するまで支給 (障害のある子供には18歳以降も継続)。	・寡婦・寡夫年金：再婚するまで最長2年間。 ・遺児年金：18歳に達するまで (学生、障がい者等は27歳まで)。	配偶者等、親については終身、子供については20歳に達するまで。配偶者等が再婚等する場合、受給権は中断するが、死別・離別後には再度受給が可能。	最長18か月、または年金支給開始年齢まで。
他の社会保険との併給調整	不明	一般年金給付との併給の場合、一般年金の側で調整。	一般年金制度の遺族給付には収入条件あり。	支給対象が年金支給開始年齢前までのため、年金との併給は生じない。
遺族の性別による給付の差	なし (労災補償保険の遺族補償の条件に男女で差を設けることについて、連邦最高裁判所が1980年に違憲と判示、ほとんどの州で州法の改正を実施したとみられる)	なし (男性のみ、死亡した妻により主として扶養されていた場合という追加要件があったが、男女間の不平等を除去する規定を定めるべきとする憲法裁判決を受けて、1985年に法改正)	なし (過去に男女間の受給条件が異なっていた可能性があるが、詳細は不明。現行制度は、配偶者の性別を問わない。一般の遺族年金制度については、受給要件に関する性別の差を1970年代以降2003年までに段階的に解消)	なし (社会保障制度改革の一環として、1999年に法改正)
受給者数等	(全米) 受給総額：18.9億ドル (2020年)	受給者数 (寡婦・寡夫年金)：8万1628件 受給総額 (同)：14.5億ユーロ 平均年間受給額：1万7813ユーロ (2023年)	受給者数：8万0659件 受給総額：12.8億ユーロ 平均年間受給額：1万5869ユーロ (2023年)	受給者数：5万716人 (2024年9月) 受給総額：1.9億ポンド 平均受給額：3075ポンド (2023年度)

(注) 2007年の年金改革により、公的年金の支給開始年齢は65歳から67歳へと段階的に引き上げられている。これに準じて、労災遺族補償年金における寡婦・寡夫年金の年齢要件も、45歳から47歳へと段階的に引き上げられており、最終的には2029年に47歳となる予定

# 第1章 アメリカ

## はじめに

米国の労働者災害補償保険制度は、各州の労働者災害補償保険法（労災保険法）で定められており、州ごとに内容が異なる。このため、本稿では米国における労災保険制度の遺族補償（Death benefit）について、まず連邦全体の傾向を述べたうえで、各州の制度の特徴（補償対象者、補償額、埋葬・葬儀料、請求期限、補償制限、補償停止・継続要件）を概観する。とくに、カリフォルニア、ニューヨーク、ミシガンの各州については、より具体的な内容を紹介する。遺族補償の条件に男女で差を設けることについては、1980年の最高裁判例により否定されている。このため、現状では、各州の制度において、夫と妻で遺族補償に差をつける運営はなされていないとみられる。

## 第1節 労働者災害補償保険制度の概要

労働者災害補償保険制度は各州の労働者災害補償保険法（労災保険法）で定める（連邦政府職員や港湾労働者、炭鉱労働者のじん肺等を対象にする補償等を除く<sup>1</sup>）。連邦政府は各州の労災保険制度の最低基準等を定めたガイドライン等を示していない。

州の労災保険法は、補償責任の履行を担保するために、使用者に保険の加入を義務づけている（テキサス州、サウスダコタ州、ワイオミング州<sup>2</sup>を除く）。従業員3～5人未満の小規模事業の使用者や、農業労働者、家庭内労働者等を適用除外とする州もある。

保険の運営主体は州によって異なり、①州基金（ワシントン州など）、②州または州政府により認可された民間保険のいずれか（カリフォルニア州など）、③民間保険（ニュージャージー州など）、にわかれる。事業主自らが自家保険（self-insurance）により、州法で定めた給付を行うことが、2州（ノースダコタ州、ワイオミング州）を除いて認められている。

一部の州（ニューメキシコ州、オレゴン州、ワシントン州）を除き、事業主のみが保険料を負担する。一般的に保険料は①事業の内容（関連するリスク）、②労働災害発生状況、③事業所の総給与、に応じて決められる。州基金や保険会社が使用者の保険料率を決定するにあたっては、各州が設立する独自の料率決定機関またはNCCI（全国補償保険協議会：National Council on Compensation Insurance。保険会社や州政府基金からなり、州独自の料率決定機関と協働している）の設定する職業分類ごとの基本保険料率をベースに、経験料率やメリット料率等を用いて行うのが一般的である。

---

<sup>1</sup> このほか、労災補償制度とはいえないが、鉄道労働者と船員を対象に、過失に基づく使用者の賠償責任を定める法律がある（中窪（2010））。

<sup>2</sup> ワイオミング州では、「非常に危険な」職業に従事する労働者にのみ労災保険の適用が義務付けられているが、州はほとんどの職業を「非常に危険な」職業に指定している。しかし、近年、いくつかの大規模雇用主が労災保険を提供しないことを選択しており、補償を受ける労働者の割合が減少している（National Academy of Social Insurance（2024））。

全ての州が、①雇用の過程において (arising during/in the course of employment)、②雇用から生じた (arising out of employment)、③「人身傷害」(personal injury) を労災補償の対象と認めている。

通常、被災した被用者(死亡の場合、被扶養遺族)は、使用者に対しすぐに自らの状況を通知しなければならない。「通知」の後、被用者は、補償の「申請」(claim)を行わなければならない。多くの場合、申請は使用者または保険会社に対して行う。

労災保険制度における遺族補償の概要は本章第3節に記す。

なお、米国の社会保障制度における遺族補償年金(Survivor benefits)は、一部の州・地方公務員や鉄道職員などを除き、連邦社会保障庁が運営する社会保障年金(Social Security)に含まれる。社会保障年金は、社会保障税(Social Security Tax)を40四半期(10年相当)以上納付した者に対して、受給要件を満たした時から支給する。税率は12.4%で、被用者の場合は労使折半となる。

遺族保障年金は、年金受給者が死亡した場合、または一定以上の保険料納付実績がある者が死亡した場合、60歳以上の配偶者、または16歳未満あるいは障害のある子を扶養している配偶者等に支給する。

## 第2節 受給動向等

全米における労災遺族補償の支給対象者に関する具体的な統計情報は、今回の調査で明らかにできなかった。参考までに、労災補償全体(各州合計)、および社会保障制度の遺族補償年金関連の統計情報を以下に記す。

全米社会保険学会(National Academy of Social Insurance、NASI)の集計<sup>3</sup>による、2022年の全米における労働者災害補償保険の適用労働者数は推定1億4,631万2,000人で、前年比4.4%増加している。同年の労災補償の給付総額は617億ドル(うち医療給付290億ドル、現金給付327億ドル)だった。2020年の労災補償給付総額に占める労災遺族補償給付額の割合は3.2%となっている。2020年の労災補償給付総額は593億ドルで、この割合を適用すると、同年の労災遺族補償給付総額は18.9億ドルとなる。

なお、米国における社会保障制度の遺族保障年金の受給者数は、2024年10月時点で580万9,000人(障害のない配偶者347万1,000人、障害のある配偶者19万7,000人、子ども203万5,000人、配偶者の両親10万5,000人、両親1,000人)、月額総給付額は87億6,800万ドル(障害のない配偶者62億ドル、障害のある配偶者1億8,300万ドル、子ども22億4,800万ドル、配偶者の両親1億3,500万ドル、両親100万ドル)、一人あたりの平均給付月額は1,509.29ドル(障害のない配偶者1,786.42ドル、障害のある配偶者927.53ドル、子ども

---

<sup>3</sup> 全米50州およびコロンビア特別区における州基金、民間保険会社、自家保険による給付および連邦労働者向けプログラムの給付総額。National Academy of Social Insurance (2024) 参照。

も 1,104.49 ドル、配偶者の両親 1,287.88 ドル、両親 1,627.16 ドル) である<sup>4</sup>。

### 第3節 全米における労災遺族補償制度の傾向

#### 1. 労災遺族補償の趣旨

米国各州の労災遺族補償制度は、労災で死亡した労働者に、経済的に依存していた者を支援する趣旨で定められている。一般的に、雇用関連の人身傷害または職業病の結果として死亡した被用者により生計を維持されていた(扶養されていた)遺族が、法定の遺族補償(death benefits)を受ける権利を得る。遺族補償の支給にあたって、配偶者や子どもなど故人と特定の関係にある者は、扶養(dependency)関係にあると推定され、実際の扶養関係にあることを証明する必要はない。

一方、他の家族等(両親、祖父母、兄弟姉妹、孫など)は、死亡した被用者に完全または部分的に扶養されていたこと、あるいは支給対象として指定されたグループに所属していることを証明する必要がある。支給対象となる家族の範囲は州によって異なる。完全に扶養されていた者は部分的に扶養されていた者よりも優先して補償を受ける。州法によっては、完全扶養者、部分的扶養者がともに補償を受けることもありうるが、それは完全扶養者が補償の全額を受けた後においてのみなされる。

ほとんどの場合、生存配偶者は、被用者の負傷または死亡時に同居している場合に扶養家族と推定される。「同居」は必ずしも、一緒に住んでいることを意味しない。例えば経済的必要性や健康上の問題で別居している場合もある。

生存する内縁の配偶者(Common-law marriage)が遺族補償を受給できるかどうかについては、州の家族関係法(Domestic relations laws)に基づく。例えば、内縁の配偶者は、労働者災害補償の目的において、配偶者とみなされる場合がある。内縁関係が不法とされる州でも、故人の世帯における実際の扶養家族として、補償の受給資格があることもある。

多くの州が死亡時を基準に補償の権利を固定的にとらえており、その時点の婚姻上の地位が重要な要素となる。例えば、死亡につながった事故の後に労働者と結婚した者が、遺族補償を否定されている。

各州の労災遺族補償制度の概要は次節に記す。

#### 2. 労災補償の男女差

労働者災害補償保険の遺族補償の条件に男女で差を設けることについて、連邦最高裁判所は1980年の「ウェングラー対ドラッグISTS相互保険事件(Wengler v. Druggists Mut. Ins.)」で、違憲との判断を示し、「寡夫(Widower)」も「寡婦(Widow)」と同等に扱うべきだとした<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 米社会保障庁ウェブサイト参照 [https://www.ssa.gov/policy/docs/quickfacts/stat\\_snapshot/index.html?q](https://www.ssa.gov/policy/docs/quickfacts/stat_snapshot/index.html?q)

<sup>5</sup> Hood et al. (2023) 参照

同事件では、夫が業務上の災害で亡くなった場合、妻には遺族補償の給付を特段の条件もなく認めるが、妻が死亡した場合には、夫が精神障害者か身体障害者であること、あるいは妻に扶養されていたことを証明しない限り認めないとしていたミズーリ州労働災害補償法の合憲性が問題となった。

判決（8名の裁判官による多数意見）は、同州法で規定した上述の男女差を、女性労働者の所得が家族の生活費に重大な貢献をしていないという推定に基づくものであり、男女差別を禁じた米国憲法修正第14条の平等保護条項に反するとした。

ただし、現在でも、少なくともミズーリ州とミシガン州では、遺族補償の支給対象者が再婚した場合に補償の支給を停止する際の州法の条文などに、「妻（Wife）」という文言が残っている。後述のように、ミシガン州では、こうした妻（Wife）という文言を配偶者（Spouse）に修正する州法の改正案が州議会に提出されている。

一方、次節で見るように、州の労災保険業務に携わる民間保険会社等のウェブサイトを見ると、上述の両州を含め、支給対象者を男女（妻と夫等）で区別する内容は確認できず、いずれも配偶者（Spouse）という言葉を用いている。このため、州法の条文に「妻」という言葉が残っていたとしても、その運用にあたって、現在では事実上、男女で区別していない可能性が大きいとみられる。

なお、多くの州や裁判所が同性婚を認めており、配偶者の範囲が広がっている<sup>6</sup>。特に、連邦最高裁判所は2015年の「オーバーゲフェル対ホッジス事件（Obergefell v. Hodges）」で、婚姻の権利は個人の自由に内在する基本的権利であり、合衆国憲法修正第14条に基づき、同性カップルはその自由を奪われてはならないとの判断を示している。

## 第4節 米国の州における労災遺族補償制度

### 1. 各州の制度概要

上述のとおり、米国の労働者災害補償保険制度は、各州の労災保険法で定めている。労災遺族補償制度の内容も州によって異なる。図表1-1は全国社会保障アカデミー（National Academy of Social Insurance、NASI）の報告書や各州のウェブサイト、民間法律事務所、民間保険会社のウェブサイト等をもとに、それぞれの州の労災遺族補償制度の主な内容を一覧にしたものである<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> 前掲注5参照

<sup>7</sup> 各州やNASIのウェブサイトから得られる情報は限られるため、記載内容の多くは民間の法律事務所や保険会社等のウェブサイトに基づいている（最終閲覧日2025年5月1日）。情報源によって内容が異なったり、部分的な情報しか得られなかったりした場合、①州ウェブサイト、②NASIウェブサイト、③複数の民間法律事務所や民間保険会社のウェブサイトに掲載された同一の情報、を基本的に優先して掲載した。本図表はこうした方法で米国各州の労災遺族補償制度の概要を収集し、その傾向を参考までに示したものであり、すべての州政府等による最新のオフィシャルな情報を網羅し、一覧化したものではないことに留意されたい。なお、本図表の作成に参照した保険会社等のウェブサイトは次のとおりである。Gerber&Holder 労働者災害補償保険法律事務所（<https://www.gerberholderlaw.com/employee-death-benefits-by-state/#top>）、Embroker 社（<https://www.embroker.com/blog/workers-compensation-insurance-requirements-by-state/>）、Kickstand

図表 1-1 米国各州の労災遺族補償制度の概要

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
アラバマ	配偶者と子ども（いない場合、故人の財産に支給）	平均週給の50%（扶養家族が2人以上の場合は約66.67%） （週最大＝州平均週給/最小支給額＝最低賃金を設定） 扶養家族がない場合、故人の遺産として7,500ドルを支給	6,500ドル以下	事故から2年以内	最長500週間（傷害時に労災補償を受給し、その後死亡した場合、傷害補償受給期間を除く）	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが18歳に達した場合は支給停止（障害のある子どもには制限額に達するまで支給）
アラスカ	配偶者と子ども（いない場合、その他の扶養家族）	平均週給の最大90%（週最大/最小支給額を設定） 「他の家族」の場合は週給の42%で、2万ドルを超えない。 このほか5,000ドルの一時金死亡給付あり（扶養家族がない場合、1万ドルをSecond Injury Fundに支払い）	1万ドル以下	死亡から1年以内	最長12年間（または600週間）	配偶者が再婚した場合、2年分を一括支給。子どもは19歳（学生は23歳）になると支給停止。配偶者が52歳以上または障害者の場合は継続

insurance 社（<https://www.kickstandinsurance.com/state-guides/death-benefits-by-state>）、insureon 社（<https://www.insureon.com/small-business-insurance/workers-compensation/death-benefits>）。

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
アリゾナ	配偶者と子ども（いない場合、その他の扶養家族に減額支給）	平均月給の66.67%（配偶者に子どもがいる場合、35%を配偶者に、31.67%を子どもに均等配分、週あたりの最大額を設定）	5,000ドル以下	事故や死亡を知ってから1年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は2年分の一時金を支給）、子どもが18歳（学生は22歳）に達した場合は支給停止
アーカンソー	配偶者と子ども（いない場合、その他の扶養家族）	平均週給の最大50%（週最大/最小支給額を設定）	6,000ドル以下	死亡または事故から2年以内	最長7年間（または450週間）	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は2年分の一時金を支給）、子どもが18歳（フルタイムの学生は25歳）に達した場合は支給停止
カリフォルニア	配偶者と子ども、その他の扶養家族（いない場合、法定相続人または個人代理人）	事故時の平均週給の最大66%（週最小支給額を設定）	1万ドル以下	事故から1年未満に死亡した場合は死亡から1年以内、1年以上経って死亡した場合は最後の労災補償給付支給日から1年以内または死亡から1年以内。ただし、事故から240週間を超えてはならない	最高29万ドルまで（扶養家族が2人の場合。同1人の場合は25万ドル、3人の場合は32万ドル）。ただし、未成年の子どもは18歳に達するまで支給	子どもが18歳に達した場合は支給停止（障害のある子どもには継続）
コロラド	配偶者と子ども（いない場	平均週給の約66.67%	7,000ドル以下	死亡または事故から	なし	配偶者が死亡・再婚した場合は（ただし再婚時

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
	合、その他の扶養親族)	(週最大/最小支給額を設定)		2年以内		は2年分の一時金を支給)、子どもが18歳に達した場合は支給停止(学生は21歳まで)。障害のある子どもには継続
コネチカット	配偶者と子ども(いない場合、その他の扶養家族に減額=最長312週間支給)	平均週給(事故前52週間の平均給与)の最大75%(最大=州平均週給、最小支給額=20ドルを設定)	1万3,885.25ドル以下	死亡から2年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが18歳(学生は22歳)に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
デラウェア	配偶者と子ども(いない場合、故人に50%依存(扶養)されていた父母・兄弟姉妹)	平均週給の最大66.67%(最大/最小支給額を設定) 子が2人いる場合、同70%、3人いる場合、同75%、4人以上いる場合、同80%、配偶者・子どもいない場合、左記両親に20%(両親がいない場合、兄弟姉妹に15~25%)	3,500ドル以下	死亡または死亡につながった事故から2年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合(ただし再婚時は2年分の一時金を支給)、子どもが18歳に達した場合は支給停止(フルタイムの高等教育の学生は25歳に達した場合)。障害のある子どもには継続。
コロンビア特別区	配偶者と子ども(いない場合、その他の扶養家族)	配偶者には平均週給の最大50%、子には同	5,000ドル以下	事故から1年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合(ただし再婚時は2年分の一時金を支給)、子どもが18

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
		16.67 % (最大/最小支給額を設定) 配偶者や子がいない場合、左記両親に 25%、兄弟姉妹に 20% など				歳に達した場合は支給停止 (学生は 23 歳)。障害のある子どもには継続
フロリダ	配偶者と子ども (いない場合、その他の扶養家族に減額支給)	配偶者には平均週給の最大 50% (最大/最小支給額を設定)。子どもには同約 16.67%	7,500 ドル以下	死亡または事故から 2 年以内	最高 15 万ドルまで	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが 18 歳 (学生や障害者は 22 歳) に達した場合は支給停止
ジョージア	配偶者と子ども (いない場合、保険会社は州労災補償委員会に、支給額の半額か 1 万ドルの少ない金額を拠出)	平均週給の最大 66% (週最大/最小支給額を設定)	7,500 ドル以下	死亡または事故から 1 年以内	最高 27 万ドルまで	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが 18 歳 (学生は 22 歳) に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
ハワイ	配偶者と子ども (その他の扶養家族、扶養されていない両親に支給する場合あり)	平均週給の約 66.67% (週最大/最小支給額を設定) 扶養されていない親族には、312 週間の 25% に最大支給額を乗じた額を支給	4,495 ドル以下	事故を知ってから 2 年以内	最長 312 週間 (6 年)	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが 18 歳 (学生は 22 歳) に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
アイダホ	配偶者と子ども（3人まで）（いない場合、その他の扶養家族）	平均週給の最大50%（週最大/最小支給額を設定） 扶養家族がない場合、故人の遺産として7,500ドルを支給	6,000ドル以下	死亡または事故から1年以内	最長500週間（約9年半）	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが18歳（学生は23歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもは、18歳以後も500週間まで支給
イリノイ	配偶者と子ども（いない場合、扶養している両親または故人に収入の50%を依存していた者）	平均週給の約66.67%（週最大/最小支給額を設定）	8,000ドル以下	死亡または事故から3年以内	最長25年間（または最高50万ドルまで）	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は2年分の一時金を支給）、子どもが18歳に達した場合は支給停止（フルタイムの学生は25歳まで）
インディアナ	配偶者と子ども（いない場合、他の扶養家族）	平均週給の約66.67%（週最大/最小支給額を設定）※配偶者と子どもに均等分配	7,500ドル以下	死亡または事故から2年以内	最長500週間（約9年半）	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし、再婚した場合は125週間、または500週間の残りのいずれか少ない方の一時金を支給）、子どもが18歳（学生は21歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
アイオワ	配偶者と子ども（いない場合、実際に扶養されていたことが証明できる者に支給）	平均週給の最大80%（週最大/最小支給額を設定）	1万587ドル（州平均週給の12倍）以下	死亡または事故から2年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は2年分の一時金を支給）、子どもが18歳（フルタイムの学生は25歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
カンザス	配偶者と子ども（いない場合、その他の扶養家族）	平均週給の約66.67%（週最大/最小支給額を設定）	5,000ドル以下	死亡または事故から1年以内	最高30万ドルまで。 「他の扶養	配偶者が死亡した場合、子どもが18歳（学生と障害者は23歳）に達した場合は支

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
		定) ※ 配偶者と子どもには「頭金」として4万ドルを分割支給			家族」は最高1万8,500ドルまで	給停止
ケンタッキー	配偶者と子ども（いない場合、その他の扶養家族）	配偶者には平均週給の最大70%（週最大/最小支給額を設定）。子どものいない配偶者には50%、同居する子どもがいる配偶者には45%、同居しない子どもがいる配偶者には40%、子ども一人につき15%、子どもが複数いる場合は均等配分	8万5,307ドル以下	死亡または事故から2年以内（事故から4年以内の死亡を対象）	故人が70歳になる時点または4年間の遅いほう	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は2年分の一時金を支給）、子どもが18歳（臨時高等教育プログラムに登録している学生は22歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
ルイジアナ	配偶者と子ども（いない場合、その他の扶養親族に減額支給）	平均週給の46.25%（配偶者と子1人の場合、子2人以上の場合は同65%、配偶者か子のどちらか1人の場合は同32.5%など）（週最大/最小支給額を設定）。扶養家族がない場合、成人した子どもに	8,500ドル以下	死亡または事故から1年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は2年分の一時金を支給）、子どもが18歳（学生は23歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
		7万5,000ドルを分割支給				
メーン	配偶者と子ども（いない場合、故人の両親などに減額支給）	平均週給の66%（週最大支給額を設定）。このほか、故人の遺産として3,000ドルを支給	4,000ドル以下	死亡から1年以内	最長500週間（約9年半）	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが18歳（学生は23歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには、扶養する親がいなければ継続
メリーランド	配偶者と子ども（いない場合、故人の部分的な扶養家族に減額支給）	平均週給の66.67%（部分的に扶養されていた場合、このうち家計収入に占める故人の収入の割合を支給。週最大/最小支給額を設定）	7,000ドル以下	死亡から1.5年以内	最長144週間（または故人の70歳の誕生日まで。ただし最低5年間は支給）	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時に扶養する子どもがいなければ2年分の一時金を支給）、子どもが18歳（学生は23歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
マサチューセッツ	配偶者と子ども（いない場合、その他の扶養家族）	平均週給の約66.67%（週最大支給額を設定）さらに、子ども一人につき週6ドルを支給	1万1,067.28ドル以下	事故を知ってから4年以内	最長250週間（約4年半）	配偶者が死亡した場合、子どもが18歳に達した場合は支給停止。障害のある子どもには18歳まで継続
ミシガン	配偶者と子ども、その他の扶養家族	平均週給（死亡前52週間のうち高い39週間の平均）の80%（週最大/最小支給額を設定）※対象者に均	6,000ドル以下	事故を知ってから2年以内	最長500週間（約9年半）	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが18歳に達した場合は支給停止

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
		等配分				
ミネソタ	配偶者と子ども、その他の扶養家族（減額支給）	日給の最大60%（週最大支給額を設定） 扶養家族がない場合、故人の遺産として6万ドル支給	1万5,000ドル以下	事故を知ってから6年以内	最長10年間（または最後の子どもが扶養外になってから最長10年間）。最低でも6万ドルを支給	配偶者が死亡した場合、子どもが18歳（学生は25歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
ミシシッピ	配偶者と子ども（いない場合、その他の家族に減額支給）	配偶者には平均週給の最大35%、子どもには同10%（週最大/最小支給額を設定） 配偶者には故人の死亡時に1,000ドルを追加支給	5,000ドル以下	死亡または事故から2年以内	最長450週間（約8年半）	配偶者が死亡、再婚した場合、子どもが18歳（学生は23歳）に達した場合は支給停止。
ミズーリ	配偶者と子ども。「毒性物質の曝露による職業病」の場合は増額支給。	平均週給の約66.67%（週最大/最小支給額を設定）※対象者に均等配分	5,000ドル以下	死亡または事故から2年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は2年分の一時金を支給）、子どもが18歳（フルタイムの学生は22歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
モンタナ	配偶者と子ども（いない場合、扶養されていた故人の両親）	平均週給の約66.67%（週最大/最小支給額を設定）。故人の両親に3,000ドルの一時金を支給	4,000ドル以下	事故を知ってから1年以内	最長500週間（約9年半）	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが18歳（学生は22歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
ネブラスカ	配偶者と子ども（いない場合、故人の両親）	平均週給の最大 75 %（週最大/最小支給額を設定）	1 万ドル以下	死亡から 2 年以内	最長 500 週間（約 9 年半）	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は 2 年分の一時金を支給）、子どもが 19 歳（学生は 25 歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
ネバダ	配偶者と子ども（いない場合、他の扶養家族）	州平均週給（配偶者に 50%、子どもに 50%、週最大支給額を設定）	1 万ドル以下	死亡から 1 年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが 18 歳（学生は 22 歳）に達した場合は支給停止。自立できない障害のある子どもには継続
ニューハンプシャー	配偶者と子ども（いない場合、他の扶養家族に減額支給）	平均週給の最大 150 %（週最大/最小支給額を設定）	1 万ドル以下	死亡または事故、あるいはこれらを知ってから 2 年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが 18 歳に達した場合は支給停止（学生は 25 歳）。障害のある子どもには継続
ニュージャーシー	配偶者と子ども（いない場合、他の扶養家族）	賃金の最大 70 %（週最大/最小支給額を設定）	3,500 ドル以下	死亡または事故から 2 年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は、450 週分から、すでに支給された額を差し引いた金額を支給）、子どもが 18 歳（学生は 23 歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
ニューメキシコ	配偶者と子ども（いない場合、他の扶養家族）	平均週給の最大約 66.67 %（週最大/最小支給額を設定）	7,500 ドル以下	死亡または事故から 1 年以内（事故から 2 年以内の死亡を対象）	最長 700 週間（約 13 年半）	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は 2 年分の一時金を支給）、子どもが 18 歳（学生は 23 歳）に達した場合は支給停止。自立できない障害のある子どもには継続

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
ニューヨーク	配偶者と子ども（いない場合、故人の両親に5万ドル支給。その他の扶養家族に減額支給）	配偶者に死亡前1年間の平均週給の36.67%、子どもに30%（子がいない場合、配偶者に66.67%、子が2人以上の場合、30%を均等配分） （週最大/最小支給水準を設定） 社会保障遺族保険の給付状況によって減額	1万500～1万2,500ドル以下（郡で異なる）	死亡から2年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は2年分の一時金を支給）、子どもが18歳（学生は23歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
ノースカロライナ	配偶者と子ども（いない場合、近親者（Next of kin）に一時金支給）	平均週給の最大約66.67%（週最大支給額を設定）	1万ドル以下	死亡から6年以内	最長500週間（約9年半）	配偶者が死亡、再婚した場合（障害がある場合は継続）、子どもが18歳に達した場合は支給停止
ノースダコタ	配偶者と子ども（いない場合、扶養家族でない子ども→故人の両親→兄弟姉妹→祖母の順に優先し、1万5,000ドル支給＝対象者で分配）	配偶者に平均週給の約66.67%、子ども一人につき週15ドル（週最大支給額＝州平均週給の125%を設定） 配偶者または子どもの保護者に2,500ドル、扶養されている子ども一人につき800	1万ドル以下	死亡から2年以内	最高30万ドルまで	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は104週分の一時金を支給）、子どもが18歳（学生は22歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
		ドルの一時金を支給				
オハイオ	配偶者と子ども（その他、扶養されていた孫・兄弟姉妹・両親等に支給する場合あり）	平均週給の最大約66.67%（週最大/最小支給額を設定） 同居していた両親や部分的に扶養されていた兄弟姉妹などに合計3,000ドルを上限に一時金を支給	5,500ドル以下	死亡から1年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は2年分の一時金を支給）、子どもが19歳（学生は25歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
オクラホマ	配偶者と子ども（いない場合、その他の扶養家族に減額支給）	配偶者には平均週給の最大70%、子どもには同15%（週最大支給額＝州平均週給を設定）。 配偶者に10万ドル、子どもに2万5,000ドルの一時金を支給	1万ドル以下	死亡から2年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は2年分の一時金を支給）、子どもが18歳（学生は23歳）に達した場合は支給停止。自立できない障害のある子どもには継続
オレゴン	配偶者と子ども、その他の扶養家族（減額支給）	平均週給の最大約66.67%の4.35倍と子ども一人につき同25%の4.35倍を毎月支給（週最大支給額を設定）	労働者の平均週給の20倍以下	事故から1年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は3年分の一時金を支給）、子どもが19歳（学生は26歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
ペンシルベニア	配偶者と子ども（いない場合はその他の扶養家族）	平均週給の最大 60%（週最大支給額を設定）	7,000 ドル以下	死亡または事故から 3 年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は 2 年分の一時金を支給）、子どもが 18 歳（学生は 23 歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
ロードアイランド	配偶者と子ども、その他の扶養家族（減額支給）	平均週給の最大 62%、子ども一人につき週 40 ドル加算（週最大支給額を設定）	2 万ドル以下	事故、あるいはこれを知らずから 2 年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合（再婚時は他の扶養親族に支給する場合あり）、子どもが 18 歳（学生は 23 歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
サウスカロライナ	配偶者と子ども、その他の扶養家族（部分的に扶養されていた者には減額支給。いない場合は扶養家族でない家族に減額支給）	州平均週給の 50%を配偶者、残りの 50%を子どもに均等配分（週最大/最小支給額を設定）※故人が死亡前に労災保険給付を受けていた場合、支給額を減額	2,500 ドル以下	死亡または診断から 3 年以内	最長 500 週間（約 9 年半）	配偶者が死亡した場合、子どもが 18 歳（学生は 24 歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
サウスダコタ	配偶者と子ども（いない場合は扶養されていた家族に減額支給）	平均週給の最大約 66.67%（週最大/最小支給額を設定） 子どもの高等教育の費用として月額 50 ドル（18 歳に達するま	1 万ドル以下	事故から 2 年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は 2 年分の一時金を支給）、子どもが 18 歳（学生は 22 歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
		で)、州が認可する高等教育機関にフルタイムで在籍する場合、年間2,000ドルを最長5年間支給				
テネシー	配偶者と子ども、その他の扶養家族（減額支給）	平均週給の最大約66.67%（週最大/最小支給額を設定） 扶養家族がない場合、遺産として2万ドル支給	1万ドル以下	事故から1年以内	最長450週間（約8年半） 最高47万7,000ドルまで	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが18歳（学生は22歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
テキサス	配偶者と子どもなど（孫の場合は故人に20%以上扶養されている必要あり。扶養家族がない場合、両親などに減額支給）	平均週給の最大75%を限度（週最大支給額を設定）※配偶者に50%、子に50%（複数の子がいる場合は50%を均等配分）	1万ドル以下	死亡または事故から1年以内	最長364週間（扶養家族でない者に支給する場合は最長104週間）	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は2年分の一時金を支給）、子どもが18歳（学生は25歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
ユタ	配偶者と子ども、その他の扶養家族（部分的に扶養されていた者には減額支給）	平均週給の最大約66.67%（すべての対象者に均等配分（未成年の子どもの場合は親に、親がない場合は裁判所が任命した保護者	9,000ドル以下	死亡から1年以内	最長312週間	配偶者が死亡・再婚した場合（ただし再婚時は1年分を継続支給）、子どもが18歳に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
		に支給) (週最大/最小支給額を設定)				
パーモント	配偶者と子どもなど(いない場合はその他の扶養家族に減額支給)	平均週給の最大約61.67% (配偶者のみ)、同71.67% (配偶者に子ども一人)、同76.67% (配偶者に子ども2人) (週最大/最小支給額を設定)	1万ドル以下。州外埋葬地への輸送費5,000ドル以下	事故から3年以内	年金受給資格を得る62歳に達するまで(最短330週間)	配偶者が死亡・再婚した場合(ただし再婚時は330週まで支給する場合あり)、子どもが18歳に達した場合は支給停止。認定教育機関・職業訓練機関に在籍中は支給。障害のある子どもには継続
バージニア	配偶者と子どもなど(いない場合は部分的な扶養家族に減額支給)	平均週給の最大約66.67% (週最大/最小支給額を設定)。※対象者に均等配分。 交通費を最大1,000ドル支給	1万ドル以下	死亡または事故から2年以内	最長500週間(約9年半)	配偶者が死亡した場合、子どもが18歳(学生は23歳)に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続
ワシントン	配偶者と子ども(いない場合、その他の扶養家族)	負傷日の賃金の最大62%(配偶者と子1人の場合。子2人の場合は同64%、子3人の場合は同66%など。週最大/最小支	1万315ドル以下	死亡または事故から1年以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合(ただし再婚時は2年分、死亡した労働者が警察官または消防士の場合は3年分の一時金を支給)、子どもが18歳(学生は23歳)に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続

	補償対象者	補償額	埋葬・葬儀料	請求期限	補償制限	補償停止・継続要件
		給額を設定。 最小支給額は州平均月給の15%に、配偶者および5人までの子どもへの各10ドルを加えた額)				
ウェストバージニア	配偶者と子ども、その他の扶養家族（いない場合、部分的な扶養家族に減額支給)	平均週給の最大約66.67%（週最大/最小支給額を設定)	7,000ドル以下	死亡または事故から6カ月以内	なし	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが18歳に達した場合は支給停止（学生は25歳）。障害のある子どもには継続
ウィスコンシン	配偶者と子ども、その他の扶養家族（いない場合、部分的な扶養家族に減額支給)	年収の4倍を限度（週最大支給額を設定)	1万ドル以下	死亡または事故から2年以内	最高37万4,100ドルまで	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが18歳に達した場合は支給停止。障害のある子どもには、合計15年に達するまで継続
ワイオミング	配偶者と子ども（いない場合、完全に扶養されていたその他の家族)	配偶者には、死亡時の月収の75%あるいは州平均月収の80%の大きいほうを支給（月最大支給額を設定）。子どもには月額250ドルを支給。	1万ドル以下（埋葬料5,000ドル、その他関連費用5,000ドル)	事故、あるいはこれを知ってから1年以内	最長400週間（100カ月)	配偶者が死亡・再婚した場合、子どもが21歳（学生は25歳）に達した場合は支給停止。障害のある子どもには継続

注：各項目は各州や保険会社などのウェブサイトをもとに、それぞれの閲覧時点における各州の制度の特徴を抜粋したもので、すべての内容を網羅したものではない。最新の情報については、各州ウェブサイトおよび州法を参照のこと。

出所：各州ウェブサイトなどから筆者作成

遺族補償金の受給額は、労働者の事故前または死亡前平均週給（Average Weekly Wage:AWW）の最大三分の二とする州が多い（州法では 66.2/3%と表記するところが多い。本稿および関連図表では主に 66.67%と表記）。ただし、この割合は州によってばらつきがあり、AWW（以下同）の 150%（ニューハンプシャー州）、100%（サウスカロライナ州）、90%（アラスカ州）、80%（アイオワ州、ミシガン州）、75%（コネチカット州、ネブラスカ州、テキサス州、ワイオミング州）、70%（ニュージャージー州、オクラホマ州）、60%（ミネソタ州、ペンシルベニア州）、50%（アーカンソー州、アイダホ州、フロリダ州）、などとなっている。

労働者の AWW については、「事故前または死亡前 52 週間の平均週給」とする州が多いとみられるが、「死亡前 52 週間のうち最も高い金額（残業を含む）だった 1 週間から数えて 39 週間までの週給の平均（ミシガン州）」などもある。

補償額の限度を週給ではなく「負傷日の賃金の最大 62%（ワシントン州）」、「死亡時の月収の 75%あるいは州平均月収のどちらか高いほう（ワイオミング州）」、「年収の 4 倍（ウィスコンシン州）」としているところもある。

補償額に関しては、州全体の給与水準等（州平均週給 = State Average Weekly Wage:SAWW）などをもとに、最大および最小支給額を設定している。例えば、アラバマ州では週あたりの最大支給額を SAWW、最小支給額を最低賃金としている。

配偶者に子どもがいる場合、上述の割合で算出した額を均等配分する州が多い。配偶者に子どもがいない場合の支給額はこの半分や一定割合とする州がある一方で、子どもが複数いる場合は支給額の半分や一定額を子どもの人数に応じて均等配分する州もある。また、配偶者も子どももいない場合、完全または部分的に扶養されていた親族（両親または兄弟姉妹、祖父母ら）を対象に支給する州が一般的であるとみられる。ただし、配偶者や子どもがいる場合でも、扶養されていたことを証明できる親族に、一定額または一定の割合の補償を行う州も少なくない。

死亡した被用者に部分的に扶養されていた遺族については、通常、完全に扶養されていた者よりも補償額が減額される。行政機関が死亡した労働者の収入のうち、部分的に扶養されていた遺族に与えられていた額の割合を算定し、その割合に応じて補償する仕組みを採用する州が多い。

通常、配偶者については支給額に 300~700 週といった上限を設けているが、再婚や死亡まで継続する州も少なからず存在する。金額の上限を設ける州（カリフォルニア州 = 最高 29 万ドル/扶養家族が 2 人の場合、カンザス州 = 30 万ドルなど）や故人の年齢（ケンタッキー州 = 故人の年齢が 70 歳になる時点または 4 年間（受給期間）の遅いほう）、あるいは受給者の年金受給開始年齢（バーモント州 = 年金受給資格を得る 62 歳に達するまで（少なくとも 330 週間支給））、を停止要件に定める州もある。なお、再婚時に 2 年分の一時金を支給する州も一定程度存在する。

子どもについては18歳（学生の場合は22～26歳）に達するまでの間継続される。障害のある子どもに対しては、生涯にわたって支給するケースが目立つ。

このほか、葬儀・埋葬料として州によって2,500～約8万5,000ドルの補償の上限が定められている。ニューヨーク州のように、州内の郡によって費用に差がある州もある。

遺族補償の請求期間には時効（Limitation）があり、多くの州が事故または死亡から1～2年以内としている。

## 2. カリフォルニア州<sup>8</sup>

労災遺族補償については、カリフォルニア州労働法（California Labor Code）第4部（労働者災害補償保険）第2編（補償金の計算）第2章（補償予定）第4条（遺族補償金）で定めている。

労働者災害補償給付の遺族補償金（Death Benefit）は、従業員が仕事関連の怪我や病気で死亡した場合に、その配偶者、子ども、またはその他の扶養家族に支払われる。1万ドルを超えない範囲の合理的な埋葬料を含む。

遺族補償金の額は、扶養家族の数や、支給対象者が「完全扶養」だったか「部分扶養」だったかなどによって異なる（図表1-2）。

図表 1-2 カリフォルニア州労災補償給付の遺族補償金の支給上限

	埋葬料 （右記 共通）	扶養家族 1 名	扶養家族 2 名	扶養家族 3 名以上	扶養家族 1 名+ 部分扶養家族 1 名以上	部分扶養家族 1 名以上
支給上 限金額	1 万ドル	25 万ドル	29 万ドル	32 万ドル	完全扶養家族に 25 万ドル+部分 扶養家族に 2 万 5,000 ドルおよび 故人による各人の 年間扶養額の 4 倍（29 万ドル以 内）	故人による各 人の年間扶養 額の 8 倍（25 万ドル以内）

注：被扶養家族が2名以上いる場合は、部分的扶養家族は支給対象にならない。

出所：カリフォルニア州およびカリフォルニア州立法情報ウェブサイト

<sup>8</sup> カリフォルニア州ウェブサイト（<https://www.dir.ca.gov/dwc/WorkersCompensationBenefits.htm>）およびカリフォルニア州立法情報ウェブサイト（[https://leginfo.ca.gov/faces/codes\\_displayText.xhtml?lawCode=LAB&division=4.&title=&part=2.&chapter=2.&article=4](https://leginfo.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=LAB&division=4.&title=&part=2.&chapter=2.&article=4)）参照

18歳未満の子ども、または契約、行政、規制、司法のいずれの事実認定者によっても身体的または精神的に稼ぐ能力がないと認定されたあらゆる年齢の子どもは、親の死亡を招いた傷害の時点でその子どもが同居していた、または法的に扶養責任を負っていた親に、完全に依存していると推定される。

その他、「完全扶養」か「部分扶養」か、「扶養家族」は誰か、「扶養範囲」はどこまで含むか、といった問題は、「従業員の負傷時に存在する事実」に従って決定する。

なお、死亡した従業員の扶養家族とは、従業員の親族または同居していた者とし、配偶者、子、養子、継子、孫、父母、義父母、祖父母、兄弟姉妹、叔父・叔母、義兄弟・義姉妹、甥・姪とする。

故人の死亡前12カ月間の収入が3万ドル以下の配偶者、18歳未満の子ども、身体的または精神的に収入を得ることができないと判断された子どもについては、故人に「完全扶養」されていたものとみなされる。その他の家族や世帯員は、故人に完全または部分的に扶養されていたことを証明する必要がある。

完全に扶養する未成年者が1人以上いる場合、支給上限に達しても、最年少の未成年者の18歳の誕生日まで支給を継続する（障害者は生涯給付を受ける）。

遺族補償金は一時的完全傷害補償（Temporary Total Disability Indemnity）と同様に、故人の平均週給の三分の二（66%）とするが、週224ドルを下回ることはない。完全扶養家族が複数いる場合、補償金を均等に分割する。部分扶養家族が複数いる場合は、その扶養の相対的な程度に応じて分割する。

傷害を負った日（Date Of Injury、DOI）から1年未満に死亡した場合、請求期限は死亡日から1年以内である。DOIから1年以上経ってから死亡した場合、請求期限は最後の労災補償給付の支給日から1年以内、または死亡日から1年以内である。ただし、DOIから240週間を超えてから請求することはできない。

### 3. ニューヨーク州<sup>9</sup>

労災遺族補償については、ニューヨーク州法（Consolidated Laws of New York）第67章（労働者災害補償）の第2条（補償）第16項（死亡補償金）で規定している<sup>10</sup>。

負傷した労働者が補償可能な傷害または病気で死亡した場合、生存している配偶者や法律で定義する未成年の子どもは、毎週の遺族補償金を受ける権利がある。この金額は、死亡した労働者の労災事故前52週間における平均週給の3分の2（66.67%）に相当する。補償金の金額算出にあたって、いかなる場合も週給45ドル未満とはみなされない。

対象者として配偶者と子ども1人がいる場合、配偶者に上述の平均週給の36.67%、子どもに30%を支給する。子どもがいない場合、配偶者に66.67%を支給し、配偶者に子どもが

<sup>9</sup> ニューヨーク州ウェブサイト参照 <https://www.wcb.ny.gov/content/main/Workers/SurvivorBenefits.jsp>

<sup>10</sup> ニューヨーク州上院ウェブサイト参照 <https://www.nysenate.gov/legislation/laws/WK/16>

2人以上いる場合、子どもへの30%を均等配分する。

補償を受ける権利がある生存配偶者または18歳未満の子ども（フルタイムの学生は23歳未満。身体障害者の子どもは年齢制限なし）がいない場合、あるいは補償額が上述の週給の三分の二に満たない場合、死亡事故発生時に扶養されていた故人の18歳未満（フルタイムの学生は23歳未満。身体障害者は年齢制限なし）の孫または兄弟姉妹に対して、上述の週給の25%、および扶養されていた故人の両親または祖父母に同40%を支給する。ただし、これらの金額の上限は上述の週給の三分の二（66.67%）を超えてはならない。

週あたり補償額は、扶養家族の数に関係なく、負傷日に設定された最大額を超えることはできない。この最大額は、毎年3月31日に労働局長が保険監督官に報告した前暦年のニューヨーク州平均週給に基づく。毎年7月1日に調整する。例えば、負傷日が2023年7月1日～2024年6月30日の場合、週あたり1,145.43ドル、同2024年7月1日～2025年6月30日の場合、週あたり1,171.46ドルとなっている。

配偶者が社会保障法に基づく遺族年金を週100ドル超（配偶者と子ども2人以上の場合は週150ドル超）受けている場合、労災遺族補償金を受給額に応じて減額する（図表1-3）。ただし、いかなる場合も労災遺族補償金の受給額の50%を超えて減額してはならない。

図表 1-3 ニューヨーク州における遺族年金受給額に応じた労災補償給付の減額（単位：ドル/週）

配偶者 + 子ども 1 人まで										
遺族年金受給額	100 超- 110	110 超 -120	120 超 -130	130 超 -140	140 超 -150	150 超 -160	160 超 -170	170 超 -180	180 超 -190	190 超
労災遺族補償減額	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50
配偶者 + 子ども 2 人以上										
遺族年金受給額	150 超- 160	160 超 -170	170 超 -180	180 超 -190	190 超 -200	200 超 -210	210 超 -220	220 超 -230	230 超 -240	240 超
労災遺族補償減額	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50

出所：ニューヨーク州上院ウェブサイト

また、補償を受ける権利がある生存配偶者または法律で定義する未成年の子どもがいない場合、生存している両親は5万ドルの支給を受ける権利がある。生存している両親がいない

場合、故人の遺産として支払われる。

配偶者の給付は再婚または死亡時に、子どもは 18 歳（通学している場合は 23 歳、身体障害がない場合）になった時に終了する。両親または祖父母に給付する場合、その死亡時に終了する。兄弟、姉妹、孫の場合は 18 歳（通学している場合は 23 歳）で終了する。

葬祭料として、ブロンクス、キングス、ナッソー、ニューヨーク、クイーンズ、リッチモンド、ロックランド、サフォーク、ウェストチェスターの各郡では 1 万 2,500 ドルを、その他の郡では 1 万 500 ドルを超えない額を支給する。

遺族補償金の請求は、労働者の死亡から 2 年以内に行わなければならない。

#### 4. ミシガン州

遺族にかかる補償についてはミシガン州労働者災害補償法（Worker's Disability Compensation Act）により規定される<sup>11</sup>。被用者が人身傷害の結果死亡した場合、当該被用者に生計を維持されていた配偶者や子どもなどの被扶養遺族は遺族補償を受ける権利を有する。

被扶養遺族は「全部被扶養遺族」と「一部被扶養遺族」に区分される。16 歳未満の子または 16 歳以上で身体的、精神的に収入を得る能力がない者については、「全部被扶養遺族」であるとの確定的推定を受ける。その他配偶者らについては、扶養されていた事実に従って認定される。

「全部被扶養遺族」は、死亡した労働者の税控除後の平均週給（死亡前 52 週間のうち最も高い金額（残業代を含む）の 1 週間から数えて 39 週間までの週給の平均）の 80%の補償を受ける権利がある。「全部被扶養遺族」が複数存在する場合、補償額は均等に分配される。「全部被扶養遺族」がない場合、「一部被扶養遺族」に対して、「全部被扶養遺族」に対する補償額に、死亡した労働者の年収のうち当該遺族に貢献していた額の割合を乗じた算出額の 80%を支給する。「一部被扶養遺族」が 2 人以上いる場合、遺族補償はそれぞれの扶養されていた程度に応じて分割される。

いずれの場合も、補償額の上限（州内平均週給の 90%＝2024 年は 1,134.00 ドル、傷害年度は前年の平均週給）と下限（州内平均週給の 50%：2024 年は 629.96 ドル）が適用される。補償週数は 500 週だが、死亡前に障害給付を支給していた場合は減額する。

死亡時に 16 歳未満であった子どもは、21 歳に達するまで給付を受けることができる。「妻」が再婚した場合には 500 ドルの補償支払後に補償は終了となり、16 歳未満の子どもについては 500 週経過後も「16 歳に達し自立した場合には自立から 6 カ月後（その後に自立できなくなった場合は補償を復活）、そうでない場合には 18 歳に達した時点」まで補償を継続する。

---

<sup>11</sup> ミシガン州ウェブサイト参照 <https://www.legislature.mi.gov/Laws/MCL?objectName=mcl-418-321>

なお、ミシガン州議会に 2023 年 6 月 15 日、「1969 年労働者災害補償法の改正法案」が提出された。同法案では現行州法の妻 (Wife) という文言を配偶者 (Spouse) に修正している (2024 年 12 月時点で未成立) <sup>12</sup>。

このほか、使用者には埋葬料として実費 (6,000 ドル以下) の補償義務が発生する。

## おわりに

米国の労働者災害補償保険制度は、各州の労働者災害補償保険法 (労災保険法) で定められており、州ごとに内容が異なる。州の労災保険法はテキサス、サウスダコタ、ワイオミングの 3 州を除き、使用者に保険の加入を義務づけている。保険の運営主体も州によって異なり、①州基金 (ワシントン州など)、②州または州政府により認可された民間保険のいずれか (カリフォルニア州など)、③民間保険 (ニュージャージー州など)、にわかれる。事業主自らが自家保険 (self-insurance) により、州法で定めた給付を行うことが、ノースダコタ、ワイオミングの 2 州を除いて認められている。ニューメキシコ、オレゴン、ワシントンの 3 州を除き、事業主のみが保険料を負担する。一般的に保険料は事業の内容や労働災害の発生状況に応じて決められる。

一般的に、雇用関連の人身傷害または職業病の結果として死亡した被用者により生計を維持されていた (扶養されていた) 遺族が、法定の遺族補償を受ける権利を得る。遺族補償の支給にあたって、配偶者や子どもなど故人と特定の関係にある者は、扶養関係にあると推定され、実際の扶養関係にあることを証明する必要はない。

一方、他の家族等 (両親、祖父母、兄弟姉妹、孫など) は、死亡した被用者に完全または部分的に扶養されていたこと、あるいは支給対象として指定されたグループに所属していることを証明する必要がある。支給対象となる家族の範囲は州によって異なる。完全に扶養されていた者は部分的に扶養されていた者よりも優先して補償を受ける。

労働者災害補償保険の遺族補償の条件に男女で差を設けることについて、連邦最高裁判所は 1980 年の「ウェングラー対ドラッグISTS 相互保険事件 (Wengler v. Druggists Mut. Ins.)」で、違憲との判断を示し、「寡夫 (Widower)」も「寡婦 (Widow)」と同等に扱うべきだとしている。

各州の制度を概観すると、遺族補償金の受給額は、労働者の事故前または死亡前平均週給の最大三分の二とする州が多い

補償額の基準となる労働者の死亡前平均週給については、「事故前あるいは死亡前 52 週間の平均週給」とする州が多いとみられる。補償額に関しては、州全体の給与水準などをもとに、最大および最小支給額を設定している。

配偶者に子どもがいる場合、補償額を均等配分したり、配偶者と子どもの補償割合を区分

---

<sup>12</sup> ミシガン州議会ウェブサイト参照 <https://www.legislature.mi.gov/Bills/Bill?ObjectName=2023-HB-4802>

したうえで、子どもはその割合の範囲内で人数分を均等配分したり、さまざまなパターンがみられる。また、配偶者も子どももいない場合、完全または部分的に扶養されていた家族（両親または兄弟姉妹、祖父母ら）を対象に支給する州が一般的であるとみられる。ただし、配偶者や子どもがいる場合でも、完全に扶養されていたことを証明できる親族に一定額または一定の割合の補償を行う州も少なくない。

死亡した被用者に部分的に扶養されていた遺族については、通常、完全に扶養されていた者よりも補償額が減額される。行政機関が死亡した労働者の収入のうち、部分的に扶養されていた遺族に与えられていた額の割合を算定し、その割合に応じて補償する仕組みを採用する州が多い。

通常、配偶者については支給額に 300～700 週といった上限があるが、再婚や死亡まで継続する州も少なからず存在する。子どもについては 18 歳（学生の場合は 22～26 歳）に達するまでの間、継続される。障害のある子どもに対しては、生涯にわたって支給するケースが目立つ。

このほか、葬儀・埋葬料として 州によって 2,500～約 8 万 5,000 ドルの補償の上限が定められている。ニューヨーク州のように、州内の郡によって費用に差がある州もある。

遺族補償の請求期間には時効（Limitation）があり、多くの州が事故または死亡から 1～2 年以内としている。

以上のように、米国の労災遺族補償制度は州によって異なる。ただし、遺族補償給付における男女差については連邦最高裁判決に基づき、現在では運営上なくなっているとみられる。

## 参考資料

小槲治憲（2012）『労災保険民営化に関する論点整理と資料収集に関する調査研究』社会保険労務士総合研究機構

厚生労働省（2021）「2020 年の海外情勢報告（アメリカ合衆国）」

中窪裕也（2010）『アメリカ労働法（第 2 版）』弘文堂

労災補償研究会（1993）『アメリカの労災補償法制等に関する調査研究報告書』

労働政策研究・研修機構（2020）『労災補償保険制度の比較法的研究—ドイツ・フランス・アメリカ・イギリス法の現状からみた日本法の位置と課題』労働政策研究報告書 No.205

Jack B. Hood, Benjamin A. Hardy Jr., Lauren A. Simps (2023) *Workers' compensation and employee protection laws in a nutshell (7th ed)*

National Academy of Social Insurance (2024) *Worker's Compensation: Benefits, Costs, and Coverage, November 2024*

参考ウェブサイト

International Social Security Association <https://www.issa.int/>

National Academy of Social Insurance <https://www.nasi.org/>

## 第2章 ドイツ

### はじめに

ドイツの労災保険における「遺族補償年金」では、男女間の受給格差は存在しない。この点を踏まえ、本調査では、寡婦と寡夫の受給格差がどの時点で解消されたのかに焦点を当てた<sup>1</sup>。

本稿では、まず第1節で遺族補償年金を中心とした労災保険制度を概観し、その後、裁判所の判決を基に遺族補償年金の男女間受給格差が解消された経緯を紹介する。次に第2節で、労災年金に関する統計や制度の課題に関する議論を取り上げ、最後に所感を述べる。

### 第1節 労災保険の制度概要—遺族補償年金を中心に

#### 1. 労災保険の制度概要

ドイツの労災保険制度<sup>2</sup> (Unfallversicherung) は、SGB (社会法典) 第7編 (労災保険)<sup>3</sup> において規定されている。

労災保険の保険者には、業種別の同業者組合 (Berufsgenossenschaft, BG) が9団体存在する。これらは、①化学、②木材・金属加工、③エネルギー・繊維・電気通信機器、④食品・飲食店、⑤建築、⑥貿易・流通、⑦管理業務、⑧運輸・情報通信、⑨保健福祉サービスに区分されている。その他に、農業、林業および造園社会保険組合、連邦および鉄道災害保険組合、各州災害金庫などがある。また、同業者組合および公的な災害金庫を傘下に擁する組合連合として、全国ドイツ労災保険組合 (Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung, DGUV) が存在する。

労災保険組合の主な業務は、保険料の徴収、労働災害および職業病に対する治療やリハビリテーションの提供、補償の給付などである。このほか「労働災害の予防」も重要な取り組みの一つとされており、予防を目的とした団体規則の制定や監督、過料の徴収などの活動を自律的に行っている。保険者が産業・業種別に組織されることにより、保険者側は当該産業や業種に関する専門知識を有することが可能となり、この点が労働災害予防の観点において重要な意味を持つとされている<sup>4</sup>。

参考として、ドイツにおける労働安全衛生の保護体制を図式化すると図表 2-1 のようにな

<sup>1</sup> ドイツの労災補償保険制度に関する包括的かつ詳細な情報については、労働政策研究・研修機構 (2020) 『労働政策研究報告書 No.205 労災補償保険制度の比較法的研究:ドイツ・フランス・アメリカ・イギリス法の現状からみた日本法の位置と課題 (第1章 山本陽大)』を参照頂きたい。

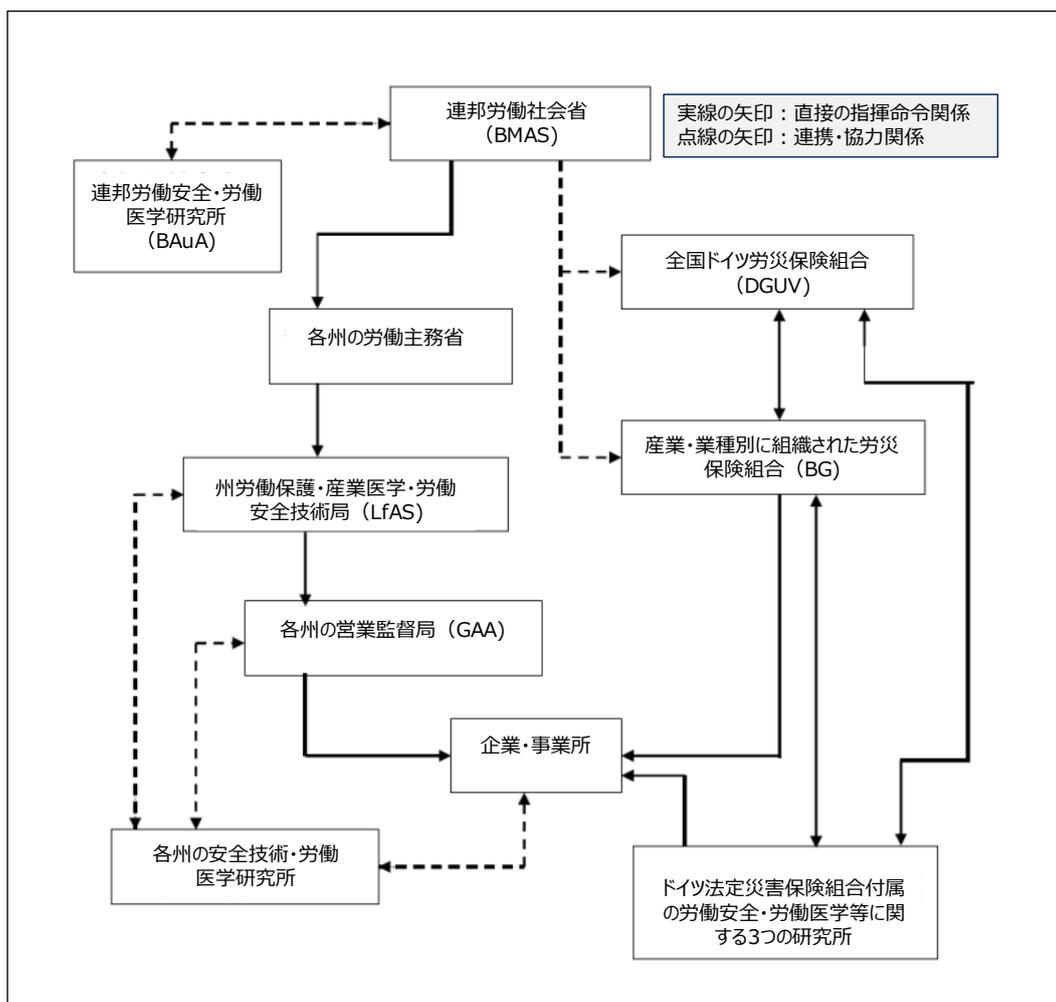
<sup>2</sup> ドイツの労災保険は、労働者の業務災害・通勤災害・職業病のほか、農業従事者、保育所・幼稚園に預けられる子、学生、介護労働者、ボランティア労働者、公共職業安定所の登録失業者などを含み、幅広い活動中の事故等を対象としている。

<sup>3</sup> Siebtes Buch Sozialgesetzbuch-Gesetzliche Unfallversicherung- (Artikel 1 des Gesetzes vom 7. August 1996, BGBl. I S. 1254) ([https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_7/](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_7/)) .

<sup>4</sup> 厚生労働省 (2024) 『2023 年 海外情勢報告』(<https://www.mhlw.go.jp/content/001307820.pdf>)、中央労働災害防止協会 (<https://www.jisha.or.jp/international/search/country/?catid=151>)。

る。連邦労働社会省（BMAS）が、SGB 第7編（労災保険）や労働安全法（ASiG）等の大枠の法律を制定して、各州がその履行確保を担う一方、全国ドイツ労災保険組合（DGUV）や傘下の同業者組合（BG）も労働災害防止規定を制定し、労働監督員による査察指導を行う二元的な保護体制になっている。

図表 2-1 ドイツの労働安全衛生に関する二元的な保護体制



出所:中央労働災害防止協会

(<https://www.jisha.or.jp/international/search/country/?catid=151>)。

## 2. 労災保険の特徴<sup>5</sup>

労災保険に関する特徴としては、以下の点が挙げられる。

- ① 産業・業種別の労災保険組合による運営。
- ② 無過失責任に基づく公的給付による事業主の損害賠償責任の解消（免責）。
- ③ 損害賠償的な保険給付の性格。

<sup>5</sup> 山口浩一郎(編) (2009)『経営と労働法務の理論と実務: 安西愈先生古稀記念論文集(西村健一郎、ドイツの労災保険とその特徴 pp.445-470)』中央経済グループパブリッシング p.447、pp.461-464、労働政策研究・研修機構 (2020) p.8。

#### ④ 事業主の単独負担による保険料の支払い。

①の「産業・業種別の労災保険組合による運営」は既述の通りである。

②の「無過失責任に基づく公的給付による事業主の損害賠償責任の解消(免責)」について、ドイツは「業務上 (bei dem Betrieb)」の災害について広く被災者(労働者本人)・遺族に対する補償を行うとともに、その一方で、労災補償に関する各事業主の賠償責任を解消・免責し、労災保険組合で(公的に)負担する形をとっている。例えば事業主が保険事故を故意に惹起した場合等を除き、保険事故に起因する人身事故については、民法典およびその他の法律が定める一切の事業主の損害賠償義務は免除される。この免責範囲は、人身事故に関する他の法律(自動車損害賠償法等)が規定する一切の賠償義務におよび、財産的損害を賠償することを目的としない慰謝料についても同様である。

③の「損害賠償的な保険給付の性格」については、SGB 第7編第1条第2項において、「労働災害または職業病が発生した場合、被保険者の健康および活動能力をあらゆる適切な手段で回復し、被保険者またはその遺族に対して金銭的に補償する」と規定されていることに由来する。また、この規定から、「遺族に対する金銭補償には、残された遺族の被扶養利益を補填する性質もある」と解釈されている。ただし、SGB 第7編第65条第6項に基づき、婚姻が保険事故<sup>6</sup>の後に成立し、かつ死亡が婚姻の1年以内に発生した場合、寡婦・寡夫は原則として遺族年金の請求権を持たない。これは、「生計の道を得るためだけの婚姻 (Versorgungsehe) に基づく年金請求権は認めない」という趣旨である(いわゆる「臨終の床での婚姻」とも言われる)。なお、労災保険の遺族年金の対象には、2005年から寡婦・寡夫のほか同性婚者を対象とした「人生パートナー (Lebenspartnerschaft) <sup>7</sup>」も含むようになっている。

④の「事業主の単独負担による保険料の支払い」については、労災保険の保険料は全額事業主負担であり、保険料率は各同業者組合や労災保険組合の前年の支出実績に基づき、1年ごとに決定されている。

### 3. 労災保険の給付

労災保険の給付(保険事故後の給付)は、受給権者の区分に基づき、以下の①~⑦の「労働者(被保険者)に対する給付」と、⑧の「遺族に対する給付」に分類される(SGB 第7編第26条第1項)<sup>8</sup>。

① 治療行為に関する給付(SGB 第7編第27条~34条:医学的リハビリテーションを含

<sup>6</sup> 労災保険の「保険事故」とは、業務中や通勤中に労働者が負傷や疾病、障がい、死亡した事故を指す。

<sup>7</sup> 人生パートナー (Lebenspartnerschaft) は、同性カップルに法律婚と同様の関係性を認めるために導入された制度で、労災保険に関する寡婦寡夫年金に関しては、一般年金と同様に2005年から法律婚配偶者と同様に取り扱われている。以降、寡婦寡夫には人生パートナーも含まれるものとして記述を省略する。

<sup>8</sup> 山口(2009) pp.457-462、労働政策研究・研修機構(2020) p.31を主な参考資料とした。

む

- ② 労働生活への参加のための給付（同法第 35 条：例えば、職業訓練やカウンセリング）
- ③ 社会生活への参加のための給付（同法第 39 条～43 条：例として、住宅のバリアフリー化に対する補助）
- ④ 要介護状態の際の給付（同法第 44 条：例として、介護手当金の支給や介護要員の調達）
- ⑤ 治療期間中の金銭給付（同法第 45 条～48 条：被災者手当金）
- ⑥ 労働生活への参加のための給付の受給中における金銭給付（同法第 48 条～50 条：移行手当金）
- ⑦ 補償目的での給付（同法第 56 条～62 条：被災者年金、補助金、補償金）
- ⑧ 遺族に対する給付（同法第 63 条～71 条：葬祭料、埋葬地への移送費用、遺族年金、遺族援助金）

以下では、本稿の主な調査対象である「⑧遺族に対する給付」について詳しく見ていく。

### （1）遺族に対する給付

遺族給付（Hinterbliebenenleistungen）は、労働者（被保険者）が保険事故（業務災害、通勤災害、職業病等）により死亡した場合に、事業主（労災保険組合）が遺族<sup>9</sup>に対して支給するものであり、主な内容と受給要件は以下の通りである（SGB 第 7 編第 63 条～71 条）<sup>10</sup>。

#### 【死亡手当（Sterbegeld）】

労働者が業務災害、通勤災害、職業病により死亡した場合、遺族に対して労働者の死亡時に適用される基準収入額の 7 分の 1 が一時金として支給される<sup>11</sup>。

#### 【遺体搬送料等（Überführungskosten）】

労働者が業務災害、通勤災害、職業病により居住地から離れた場所で死亡した場合、埋葬場所までの遺体搬送費用および埋葬料が支給される。

#### 【遺族年金（Hinterbliebenenrenten）】

##### ① 寡婦・寡夫年金（Witwen-und Witwerrente）

労働者（被保険者）が、業務災害、通勤災害、職業病により死亡した場合に、寡婦・寡夫に対して、再婚するまでの最長 2 年間、寡婦・寡夫年金が支給される。支給期間および支給額は、以下のとおりとなっている。

<sup>9</sup> 「遺族」の範囲は、配偶者（寡婦・寡夫、人生パートナー）、子（遺児）、尊属（父母等）。

<sup>10</sup> 厚生労働省（2024）（<https://www.mhlw.go.jp/content/001307820.pdf>）。

<sup>11</sup> 死亡の時点で適用される基準収入額（平均的年報酬額）【SGB 第 4 編第 18 条参照】の 7 分の 1 の額は、通常の葬儀費用に見合うものとされている（Hauck, a.a.O.,M010 S.42）。

- ・労働者が死亡した日の属する月から3カ月以内は、労働者の生前の年間賃金の3分の2が支給される。
- ・労働者が死亡した日の属する月から3カ月が過ぎると、1年当たり労働者の生前の年間賃金の30%が、最長で労働者が死亡した日の属する月から24カ月目まで支給される。
- ・遺族が以下の場合には、労働者が死亡した日の属する月から3カ月が過ぎると、1年当たり労働者の生前の年間賃金の40%が支給される。
  - －遺児年金の受給資格のある子又は障がいのある子を養育する場合もしくは27才を満了しているため遺児年金受給資格のない子を養育している場合。
  - －寡婦または寡夫が47歳<sup>12</sup>以上である場合。
  - －寡婦・寡夫に、SGB第7編第65条に規定する障がいがある場合。

## ② 遺児年金 (Waisenrente)

労働者が、業務災害、通勤災害、職業病により死亡した場合に、18歳未満（学生・職業訓練生、障がい者、連邦ボランティア法に定められた活動参加の場合は27歳未満）の遺児に対して、以下の年金が支給される。ただし、18歳以上の遺児に収入がある場合は、遺児年金から減額される。

- ・両親の一方が生存する遺児（Halbwaisen）の場合は、労働者の生前の年間賃金の20%。
- ・両親がいない遺児（Vollwaisen）の場合は、労働者の生前の年間賃金の30%。

## ③ 支援金 (Hilfe)

労働者の死亡が、業務災害、通勤災害、職業病に起因しないために遺族年金の対象とならない場合は、寡婦・寡夫に対して、労働者の生前の年間賃金の40%が一時金として支給される<sup>13</sup>。

このうち、最も重要なのは、遺族年金 (Hinterbliebenenrenten) であるが、ドイツの場合、日本の労災保険における遺族補償年金とは異なり、各遺族—配偶者（寡婦・寡夫、人生パートナー）、子（遺児）、尊属（父母等）—がそれぞれ個別の受給権として構成されている<sup>14</sup>。

<sup>12</sup> 2007年の年金改革により、公的年金の支給開始年齢は65歳から67歳へと段階的に引き上げられている。これに準じて、労災遺族補償年金における大寡婦・寡夫年金の年齢要件も、45歳から47歳へと段階的に引き上げられており、最終的には2029年に47歳となる予定である。

<sup>13</sup> 支援金 (Hilfe) は、SGB第7編第71条に規定されている。労働者の死亡が労災によるものでない場合にも、基本法の理念である他者との平等の観点から、遺族に対して一時金が支給される。

<sup>14</sup> 山口浩一郎＝保原喜志夫＝西村健一郎＝小島豊（1999）『ドイツの労災補償法制とその現況等に関する調査研究報告書』労災補償研究会 pp.212-213, p.221。なお、尊属に対する支給要件は次の通り。死亡した者が主としてその賃金または労働所得により扶養していたか、または、保険事故がなければ主として扶養していたであろう尊属、継親、里親は、その者が、保険事故がなければ個人に対して要扶養性を理由とする扶養請求権を行使し得たであろう限りにおいて、年金を受け取る（SGB第7編第69条1項）。なお、「労働災害がなければ死亡者に対して扶養請求権を行使することができたであろう期間」というのは、独身の被災者にとっては、その婚姻の時期（通常、婚姻するであろう時期）まで、というのが1つの重要な基準となっており、その意味で、

## (2) 労災遺族補償年金の受給額

受給額は既述の通りだが、遺族補償年金の上限は SGB 第 7 編第 70 条に規定されている。

複数の遺族がいる場合、合計額は労働者（被保険者）の年間労働所得の 80% を超えることはできない（超過する場合、それぞれの金額の割合に応じて調整の上、減額される）。直系血族、義理の親、養育者または養子は、配偶者（現配偶者および元配偶者）や遺児が上限額を上回らない場合に限り、受給権利がある。

参考として以下の事例を紹介する。

### 【遺族年金の月額給付・事例】

・労災により死亡した労働者（被保険者）の年間労働所得：72000 ユーロ（遺児なし）

・労働者が死亡した日の属する月から 3 カ月が経過後。

—妻 A（40 歳）、婚姻期間 5 年（再婚せず・収入なし）

—前妻 B（47 歳）、婚姻期間 15 年（再婚せず・収入なし）

妻 A の遺族年金は月額 450 ユーロ（ $72000 \times 0.3 (30\%) \times 5 / 20 \text{年} \div 12 \text{カ月}$ ）で、最長 2 年間支給。他方、前妻 B は月額 1800 ユーロ（ $72000 \times 0.4 (40\%) \times 15 / 20 \text{年} \div 12 \text{カ月}$ ）で、期間の定めなく支給、となる。

なお、複数の遺族がいる場合の年金上限は、 $72000 \text{ユーロ} \times 0.8 (80\%) \div 12 \text{カ月} = \text{合計で月額 } 4800 \text{ユーロ}$ となる。

SGB 第 7 編第 65 条第 2 項第 2 号に基づく遺族年金支給期間が最長 2 年に限定されている（いわゆる小寡婦・寡夫年金）のは、上述の通り、子を育てている、高齢である、または働くことが困難である場合を除き、2 年の移行期間があれば、自ら生計を維持できると考えられているためである<sup>15</sup>。

## (3) 労災遺族補償年金の受給権順位

既述の通り、ドイツの場合、日本の労災保険における遺族補償年金とは異なり、各遺族がそれぞれ個別の受給権を有している<sup>16</sup>。

なお、死亡した者が主としてその賃金や労働所得によって扶養していた、あるいは保険事故がなければ扶養していたと認められる尊属、継親、里親は、保険事故がなければ故人に対して要扶養性を理由とする扶養請求権を行使できたであろう場合に限り、年金を受け取ることができる（SGB 第 7 編第 69 条第 1 項）。また、異なる親等の尊属（両親、養父母、祖父母、未婚の母・父等）が存在する場合には、近い者が遠い者に優先する。継親・里親につい

ドイツの尊属年金は、終身年金ではない。

<sup>15</sup> 山口（1999）pp.222-223、松本勝明（2004）『ドイツ社会保障論Ⅱ—年金保険—』信山社 p.201。

<sup>16</sup> 山口（1999）pp.212-213。

ては実の両親と同等に扱われる（SGB 第 7 編第 69 条第 2 項）<sup>17</sup>。

#### (4) 労災遺族補償年金の給付期間

繰り返しになるが、SGB 第 7 編第 65 条第 2 項第 2 号に基づく遺族年金受給の場合、支給期間は原則最長 2 年に限定されている（いわゆる小寡婦・寡夫年金）。これは、子を育てている、高齢である、働くことが困難である場合を除き、2 年の移行期間があれば、自ら生計を維持できると考えられているためである<sup>18</sup>。なお、労災保険制度からの保険給付にかかる請求権は、それが発生した暦年が経過してから 4 年で、時効によって消滅する（SGB 第 1 編 45 条 1 項）<sup>19</sup>。

#### (5) 他の社会保険との併給調整<sup>20</sup>

労働災害の被災者やその遺族が医療保険・年金保険の被保険者である場合、これらの社会保険からの給付と労災保険の給付が併給される際の調整が問題となる。

まず、医療保険（*Krankenversicherung*）との関係については、労働災害や職業病など労災保険事故の結果として必要になる給付は、SGB 第 5 編（医療保険）第 11 条第 5 項に基づき、労災保険の保険者が費用を負担する。

年金給付との調整については、稼得生活をやめた年金受給者にそれまでの賃金以上の総収入を保障することは社会政策的に好ましくないとの観点から調整を認めている。

年金保険（*Rentenversicherung*）との関係では、年金と労災年金が重複して双方の合計額が上限額（*Grenzbetrag*）を超えた場合、超過分については、まず年金保険に基づく給付を停止する形で調整が行われ（SGB 第 6 編第 93 条第 1 項）、労災保険の側での調整は行われない。労災保険ではなく、年金保険の側で調整する理由として、以下の点が挙げられる。

- ・ 労災保険の給付を停止することは、それが事業主の補償義務に基づくものであるという観点から、必ずしも適切とは言えない。
- ・ 年金保険の財政は、労災保険と比較して常に財源不足に直面している。
- ・ 年金保険は、事業主のみならず、労働者自身の保険料および相当額の国庫負担によって賄われている。

なお、労災保険の金銭給付は、所得税がすべて免除される（所得税法第 3 条）。また、給付権利者の生計維持に充てるための継続的な金銭給付の請求権については、それが労働所得に関して適用される差押え禁止額を超える部分に限り、譲渡や質入れが可能である（SGB 第 1 編（総則）第 53 条第 3 項）。

<sup>17</sup> 山口（1999）p.221。

<sup>18</sup> 松本（2004）p.201。

<sup>19</sup> 労働政策研究・研修機構（2020）『労働政策研究報告書 No.205 労災補償保険制度の比較法的研究: ドイツ・フランス・アメリカ・イギリス法の現状からみた日本法の位置と課題（第 1 章 山本陽大）』p.34。

<sup>20</sup> 山口（1999）pp.152-153、p.155、pp.232-233、労働政策研究・研修機構（2020）などを主な参考資料とした。

#### 4. 労災の遺族補償年金における男女格差解消の経緯<sup>21</sup>

労災保険分野における遺族補償年金の男女受給格差の解消は、1985年7月11日成立の「遺族年金・養育期間法(HEZG)」(1986年1月1日施行)により、年金保険分野の格差解消と同時に実現された<sup>22</sup>。

同法成立の鍵となったのは、寡夫に対してのみ「死亡した妻により主として扶養されていた場合に限り、遺族年金を受給できる」という扶養要件を課すこと等が基本法(GG)の男女同権に反していないかを審査した1963年および1975年の連邦憲法裁判所(BVerfG)判決である。1963年7月24日の連邦憲法裁判所判決<sup>23</sup>では、当時、寡夫に対してのみ追加の支給要件を課すことは、合憲と判断された。その後、1975年3月12日の連邦憲法裁判所判決において、再び「男女で異なる取り扱い」をすることが基本法(GG)第3条第2項および第3項に違反していないかが裁定された<sup>24</sup>。この判決では、「当時の女性の就労状況(既婚女性のうち、約7割は専業主婦で、約3割が就労していた)等を鑑みて、現時点では違反しているとまでは言えない」という判断が出された。その一方で、将来的に女性(特に既婚女性)の就労率がさらに上昇することが見込まれることや、現時点(当時)でも多くの女性が就労に基づく自己の年金と併せて無制限に寡婦年金を受給している状況があること、さらに、就労している女性の雇用主が拠出している保険料が、男性の場合と異なり、遺族への給付に結びつきにくい点で不利な取扱いとなっていること等が指摘され、1984年までに、このような男女の不平等な取扱いを除去する規定を定めるよう立法者に対する義務付けがなされた<sup>25</sup>。

この判決を受けて、1977年に連邦政府が設置した「女性(妻)および遺族の社会保障のための専門家委員会」は、1984年までに年金法における男女格差を除去し、女性(妻)の年金権を確立するための複数の提案を行った。その結果、1985年7月11日成立の「遺族年金・養育期間法(HEZG)」(1986年1月1日施行)により、旧法における寡婦年金の受給要件が寡夫年金にも適用され、男女格差が解消された<sup>26</sup>。

<sup>21</sup> 主に、山口(1999)、渡邊絹子(2017)『第4章 ドイツにおける遺族年金制度』(研究代表者 百瀬優(2017)「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」より)(<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/25766>)、等を主な参考資料とした。

<sup>22</sup> 高島淳子(2009)『書評 倉田賀世著「子育て支援の理念と方法」』海外社会保障研究 Autumn 2009 No.168 (<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19114507.pdf>)、山口(1999) pp.216-217、松本(2004) p.53。

<sup>23</sup> BVerfGE17, 1 = NJW 1963, 1723.

<sup>24</sup> 基本法(GG)第3条 男女平等

(1)すべての人間は、法律の前で平等である。

(2)男性と女性は、同権である。国家は、女性と男性の平等を事実上の実現を助成し、既存の不利益を除去するべく努力しなければならない。

(3)何人も、その性別、血統、人種、言語、故郷および門地、信仰、宗教的ないし政治的見解を理由として、不利益を受け、または優遇されてはならない。(以上、[https://www.gesetze-im-internet.de/gg/art\\_3.html](https://www.gesetze-im-internet.de/gg/art_3.html)より)。

<sup>25</sup> BVerfGE39, 169 = NJW 1975, 919 (beck-online).

<sup>26</sup> 下和田功(1995)『ドイツ年金制度の構造と発展』 pp.150-152 (<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/16902/0200801701.pdf>)、山口(1999) pp.216-217、松本(2004) p.53。

## 第2節 労災年金に関する統計等

全国ドイツ労災保険組合（DGUV）は、2024年7月に、2023年における傘下の産業部門や公務部門等における労働災害の発生状況（職業性疾病に関する資料を含む）に関する統計および関連資料を公表した<sup>27</sup>。これによれば、2023年に年金支払対象となった就労中の重大事故は1万283件で、そのうち死亡事故は381件であった（図表2-2）。

図表 2-2 労災に関する新規の年金、死亡災害の発生数（2022年、2023年）

	2022年	2023年
新規の年金-職場災害	10,927	10,283
新規の年金-通勤災害	3,587	3,682
<b>新規の年金合計</b>	<b>14,514</b>	<b>13,965</b>
職場での死亡災害	423	381
通勤での死亡災害	248	218
<b>死亡災害合計</b>	<b>671</b>	<b>599</b>

出所: DGUV (2024) (<https://www.dguv.de/en/facts-figures/work-related/index.jsp>).

### 1. 労災遺族補償年金に関する統計

寡婦・寡夫に対する年金（ストック）数は、2023年において8万1628件であった（図表2-3）。

図表 2-3 労災年金（ストック）数（2022年、2023年）

年金の種類	2022年	2023年
労働者（被保険者）	61万9419	60万4354
寡婦・寡夫	8万4666	8万1628
遺児	6,469	6,072
その他の請求者	13	12
<b>合計</b>	<b>71万567</b>	<b>69万2066</b>

出所: DGUV (2024) (<https://www.dguv.de/en/facts-figures/benefits/stock-of-pensions/index.jsp>).

<sup>27</sup> なお、この統計には、労働者のみならず、学生も含まれている。

図表 2-4 労災年金の支払い額(ユーロ) (2022 年、2023 年)

年金の種類	2022 年	2023 年
労働者 (被保険者)	44 億 2393 万 4599	45 億 3806 万 6639
寡婦・寡夫	14 億 2685 万 3,882	14 億 5402 万 3714
遺児	6035 万 571	5987 万 4558
その他の請求者	13 万 1662	11 万 2581
<b>合計</b>	<b>59 億 1127 万 714</b>	<b>60 億 5207 万 7492</b>

出所: DGUV (2024) (<https://www.dguv.de/en/facts-figures/benefits/expenditure-pensions/index.jsp>).

また、寡婦・寡夫に支払われた労災年金の総額は 14 億 5402 万 3714 ユーロであった (図表 2-4)。単純に件数で割ると、1 件あたり平均約 1 万 7813 ユーロの支払いとなる。

図表 2-4 より、労災年金の多くは、被保険者本人 (傷病者) に支払われており、2023 年の年金支払い総額 60 億 5208 万ユーロのうち、75%に相当する 45 億 3807 万ユーロが支払われた。他方、遺族 (寡婦・寡夫、遺児、その他) に対する労災補償年金は全体の 4 分の 1 の割合となっている。

労災保険の遺族年金に関する性別ごとの詳細な統計資料は見つけられなかったが、参考として労災による死亡事故の性別分布を紹介する (図表 2-5) <sup>28</sup>。2023 年における男性の死亡事故は計 462 件 (86.2%) であるのに対し、女性は 74 件 (13.8%) であった。この男女差は特に就労中の死亡事故 (交通事故以外) において顕著であり、男性が 229 件であるのに対し、女性は 11 件にとどまっている。

また、同統計を発表している全国ドイツ労災保険組合 (DGUV) によると、就労中の死亡事故で最も高い割合を占めるのは、55~64 歳の年齢層である。死亡労働災害に遭った人に家族 (遺族) がいる割合については明確な情報がないが、死亡者の大半が男性であることを考えると、女性遺族が多い可能性が高いと推測される。

<sup>28</sup> 上述の図表 2-2~4 と微妙に数値が異なるのは、報告対象の時期等が異なるためと思われる。

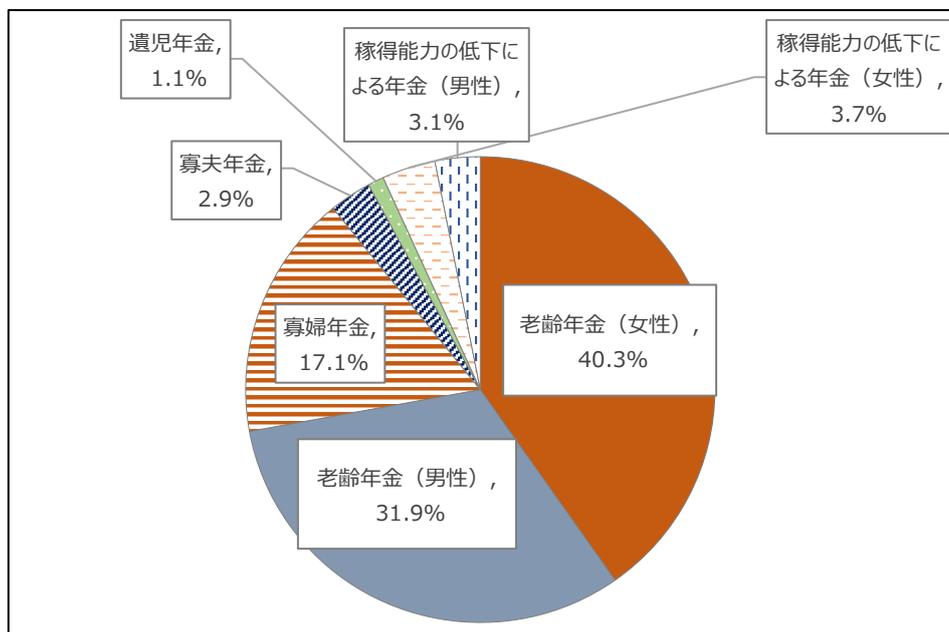
図表 2-5 労災死亡事故の種別および性別分布 (2023 年)

死亡事故の種類	男性	女性	合計
就労中の事故 (交通事故以外)	229	11	240
就労中の事故 (交通事故)	147	48	195
職業に起因する事故 (交通事故以外)	53	3	56
職業に起因する事故 (交通事故)	19	6	25
通勤中の事故 (交通事故以外)	2	1	3
通勤中の事故 (交通事故)	12	5	17
<b>合計</b>	<b>462</b> <b>(86.2%)</b>	<b>74</b> <b>(13.8%)</b>	<b>536</b> <b>(100%)</b>

出所: DGUV (2024)<sup>29</sup>.

さらに参考として、労災の遺族年金ではなく、「一般年金」における性別・種別のポートフォリオを示す (図表 2-6)。これによると、一般年金の支給において、寡婦年金が 17.1% であるのに対し、寡夫年金は 2.9% にとどまり、女性の受給割合が高い傾向が見られる。

図表 2-6 一般年金一支払いの種別、性別の内訳割合 (%) (2023 年)



出所: IAQ (2024)<sup>30</sup>.

<sup>29</sup> DGUV (<https://publikationen.dguv.de/widgets/pdf/download/article/4990>) .pp.20-21、p.43.

<sup>30</sup> IAQ (<https://www.sozialpolitik-aktuell.de/files/sozialpolitik-aktuell/Politikfelder/Alter-Rente/Datensammlung/PDF-Dateien/abbVIII22.pdf>).

## 2. 制度の課題に関する議論

制度の課題に関する直近の議論として、遺族年金を受給する対象者の範囲が挙げられる。過去の議論を経て、現在では、外国法に基づく一夫多妻制や同性婚者を対象とした人生パートナー（Lebenspartnerschaft）についても、要件を満たす場合には労災保険の遺族年金の対象となっている。

また、支給期間が最長2年に限定されている（いわゆる小寡婦・寡夫年金）場合、従前は45歳未満とされていた。期間の定めのない年金（いわゆる大寡婦・寡夫年金）の基準年齢（受給資格年齢）は、従前は45歳に設定されていた。しかし、一般の公的年金の受給開始年齢が65歳から67歳へ引き上げられることが決定したことに準じて、大寡婦・寡夫の基準年齢も段階的に45歳から47歳へと引き上げられており、最終的に2029年から47歳となる<sup>31</sup>。

### おわりに

ドイツでは、1985年7月11日に成立した「遺族年金・養育期間法（HEZG）」（1986年1月1日施行）により、それまで寡夫にのみ課されていた「死亡した妻によって主として扶養されていた場合」という遺族年金の支給要件が撤廃された。この改正により、従来の寡婦年金の受給要件が寡夫年金にも適用される形で拡大され、労災保険制度における遺族年金受給に関する男女差別が解消された。つまり、男性にのみ課されていた追加の支給要件を撤廃することで、男女間の格差が是正された。

さらに、日本とは異なる制度の特徴として、他の社会保険との給付調整が挙げられる。ドイツでは以下の理由から、労災保険ではなく一般年金の側で調整が行われている。

- ・ 労災保険の給付を停止することは、事業主の補償義務に基づく労災保険の性質を踏まえると必ずしも妥当ではないと考えられること。
- ・ 年金保険の財政が労災保険と比較して常に財源不足に悩まされていること。
- ・ 年金保険が事業主のみならず、労働者側の保険料および相当額の国庫負担によって賄われていること。

労災保険制度は、働く人が保険事故に遭遇した際に、本人やその家族（遺族）の安定した生活を支えるために不可欠な制度である。この制度の改革を検討する際には、社会的・経済的な状況の変化、少子高齢化の進展、男女の就業状況、財源の状況などを十分に考慮し、綿密な議論を重ねることが求められる。そして、長期的に維持可能な解決策を見出す必要がある。本稿がその検討に寄与する一助となれば幸いである。

---

<sup>31</sup> SGB 第7編第218a条第2項第2文 ([https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_7/218a.html](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_7/218a.html))。

## 参考文献

- ・厚生労働省（2024）『2023年 海外情勢報告』。
- ・下和田功（1995）『ドイツ年金制度の構造と発展』。
- ・高島淳子（2009）『書評 倉田賀世著「子育て支援の理念と方法」』海外社会保障研究 Autumn 2009 No.168。
- ・松本勝明（2004）『ドイツ社会保障論Ⅱ-年金保険-』信山社。
- ・山口浩一郎＝保原喜志夫＝西村健一郎＝小島豊（1999）『ドイツの労災補償法制とその現況等に関する調査研究報告書』労災補償研究会。
- ・山口浩一郎(編)（2009）『経営と労働法務の理論と実務:安西愈先生古稀記念論文集(西村健一郎、ドイツの労災保険とその特徴』中央経済グループパブリッシング。
- ・労働政策研究・研修機構（2020）『労働政策研究報告書 No.205 労災補償保険制度の比較法的研究:ドイツ・フランス・アメリカ・イギリス法の現状からみた日本法の位置と課題(第1章 山本陽大)』労働政策研究・研修機構。
- ・渡邊絹子（2017）『第4章ドイツにおける遺族年金制度』（研究代表者 百瀬優（2017）「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」。

## 第3章 フランス

### はじめに

本稿はフランスにおける労働者災害補償制度<sup>1</sup>のうち、労働者が労働災害で死亡した場合に、その遺族に対して支給される年金制度に焦点を当てて調査した結果をまとめたものである。日本において、遺族年金（一般制度<sup>2</sup>、労災制度ともに）の受給要件が男女を区別している現状に対する課題が持ち上がっていることを受けて<sup>3</sup>、フランスにおける労災遺族補償年金の支給要件を調査の中心に据えた。以下ではまず、第1節で現行の制度概要を説明する。第2節では受給状況等について、直近の補償給付額や遺族補償年金給付額などとともに、労働市場における女性の就業状況に関して過去約100年間の変化を振り返る。次いで、第3節および第4節において、公的一般制度の遺族年金制度を労災遺族補償年金との違いという観点で確認し、第5節で公的一般制度の遺族年金制度における男女の区別に関する歴史的遷移などについても触れる。

### 第1節 労災遺族補償年金の現行制度の概要

ここではまず、労災補償制度の導入経緯と現行制度の特徴について触れ、その後、現行制度のうち、民間の雇用労働者を対象とする労災補償制度について、遺族補償年金に関する受給条件や給付内容などに限定して概要を説明する。

#### 1. 制度導入の経緯と現行制度の特徴

フランスの労災補償制度は、産業革命後の近代産業の発展に伴う労働災害の増加とその社会問題化を背景として、1898年4月9日の法律によって創設された<sup>4</sup>。当時の制度では、適用される事業は建設業や炭鉱業等に限定されており、使用者に民事責任の一種として無過失の労災補償責任を直接負担させる制度であった<sup>5</sup>。補償の対象も、職業病および通勤災害を除

---

<sup>1</sup> フランスにおいて「労働災害」とは、河野（2020）によると、その「概念は、3種類の保険事故全体を指す語として用いられる場合（広義の労働災害）と、保険事故のうち職業病および通勤災害を除いたものを指す語として用いられる場合（狭義の労働災害）とがある。そのため、後者の意味であることを明確にする場合には、「固有の意味の労働災害（*accident du travail proprement dit*）」という語が用いられる（河野（2020）55頁参照）。本稿におけるウェブサイト最終閲覧日は、特に断りのない限り2025年4月28日である。  
[https://www.jil.go.jp/institute/reports/2020/documents/0205\\_02.pdf](https://www.jil.go.jp/institute/reports/2020/documents/0205_02.pdf)

<sup>2</sup> ここでは「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」を指す。

<sup>3</sup> 江口隆裕（2016）「男女で異なる遺族補償年金の受給要件と平等原則（大阪高等裁判所平成27年6月19日判決）」、「社会保障と法：社会保障判例研究」、『社会保障研究』、Vol. 1 No. 2、465～472頁。「過労死した妻、でも遺族年金は不支給『年齢要件は違憲』と夫が提訴」（2024年4月9日、朝日新聞）等参照。なお、諸外国を含めた遺族年金の男女間格差に関する論考として、岡（2000）を参照。

<sup>4</sup> 岩村（1989）151頁、Dupeyroux et al.（2015）pp. 628-629、Michel Borgetto et Robert Lafore（2023）pp. 742-743等参照。Loi du 9 avril 1898 concernant les responsabilités dans les accident du travail.

<sup>5</sup> 岩村（1999）145頁参照。

いた狭義の労働災害に限定されていた<sup>6</sup>。1919年10月25日の法律<sup>7</sup>には職業病が補償の対象に追加され、1938年7月1日の法律<sup>8</sup>で、別立ての立法とする農業を除く全事業が適用対象とされるに至った<sup>9</sup>。ただ、この時点では使用者の責任保険加入を強制するものではなく、加入は使用者の判断に委ねられていた。強制保険としての労災保険制度は、1946年10月30日の法律<sup>10</sup>によって、労働災害の危険が社会保障制度でカバーされることになったのが契機となっている。この法律によって、通勤災害も労働災害の概念に含めることとなった<sup>11</sup>。

現行の労働者災害補償制度の特徴として挙げられるのは、まず、社会保障制度に統合され、社会保険制度、家族手当制度とともに、社会保障制度の中核を担う一般制度であるということである<sup>12</sup>。社会保障法典 (code de la sécurité sociale) において、労働災害および職業病に関する規定は第4巻のL.411-1条からL.491-7条に規定されている（以下、条文番号は特に断りのない限り社会保障法典の条文である）。

また、適用対象者や運営主体の異なる複数の制度から成り立っており、民間の雇用労働者の大部分が加入する労災の一般制度 (régime général) があるほか、特定の産業部門や企業の制度がある。これには、公務員、フランス国鉄 (SNCF)、パリ交通公団、電気・ガス関係企業、フランス銀行、エール・フランス、パリ・オペラ座、コメディ・フランセーズ、海員や炭鉱関係の企業等の労働者を対象とする特別制度 (régimes spéciaux) (L.711-1条、R.711-1条等) がある。また、農業部門の労働者・自営業者を対象とする制度 (L.412-1条参照) がある。本章ではこのうち社会保障制度の一般制度の一部門としての労災保険制度を検討の対象とする<sup>13</sup>。

以下では現行制度の概要について説明するが、制度全般に関しては岩村 (1989)、岩村 (1999)、河野 (2020) 等で詳細に説明されているので、本稿の主たる目的である死亡被災者の遺族に対する補償の給付内容等に限定して説明する。

## 2. 受給要件

労働災害で被災者が死亡した場合に、その配偶者 (conjoint du défunt) (婚姻関係だけでなく、内縁の場合を含む)、連帯市民協約 (PACS : pacte civil de solidarité) のパートナー<sup>14</sup>、

<sup>6</sup> 河野 (2020) 55頁参照。

<sup>7</sup> Loi du 25 octobre 1919 étend aux maladies d'origine professionnelle la loi du 9 avril 1898 sur les accidents de travail.

<sup>8</sup> Loi du 1er juillet 1938 modifiant la loi du 9 avril 1898 concernant les accidents de travail.

<sup>9</sup> 岩村 (1989) 152頁参照。

<sup>10</sup> Loi n° 46-2426 du 30 octobre 1946 sur la prévention et la réparation des accidents du travail et des maladies professionnelles.

<sup>11</sup> 労働者災害補償制度の一般制度に関する先行研究としては、岩村 (1984) 179～342頁、岩村 (1999) 145～148頁、岩村 (1989) 151～154頁、岩村 (2002)、63頁、河野 (2020) 55～87頁などを参照。

<sup>12</sup> 岩村 (1989) 154頁、岩村 (1999) 148頁参照。

<sup>13</sup> 河野 (2020) 55頁参照。そのほか、フランスの労災補償制度の特徴については、岩村 (1999)、148～153頁、岩村 (1989)、154～159頁を参照。

<sup>14</sup> PACS (連帯市民協約) は、共同生活を営む非婚姻成人カップルに、結婚している夫婦に付与される権利の一部を認める制度で、同性カップルでも利用可能である。PACS を締結しているカップルは、同一世帯とみなさ

子および直系尊属は、一定の条件のもとで、遺族補償として年金を受給することができる（L.434-8条、労災の遺族補償年金に関しては、主に L.434-7条～L.434-14条、L.435-1条～L.435-2条、R.434-1条～R.434-18条等に規定されている）<sup>15</sup>。配偶者、連帯市民協約のパートナーおよび直系尊属の受給期間は終身であり（L.434-8条および L.434-13条）、子の受給期間は20歳になるまでである（R.434-15条）。なお、ここで言う「配偶者」は性別を問わない（以下同様）。

遺族補償年金を受給することができる一定の条件は、被災者の配偶者（内縁の場合を含む）または PACS のパートナーが、①婚姻、PACS または事実婚の状態が災害前に成立していること、②婚姻等の成立が被災者の死亡より2年以上前であること、または、③被災者との間に子がいること、のいずれかの要件を充たす場合である（L.434-8条、R.434-10条）<sup>16</sup>。

配偶者等が被災者と離婚していた場合（または、PACS や内縁関係を解消）、あるいは別居中であった場合でも、養育費支払や金銭支援の義務が死亡した者にあつた場合には、遺族補償年金を受給することができる（L.434-8条）。

労災時に離婚していた元配偶者が別の者と再婚した場合（内縁の場合を含む）または新たな PACS を締結した場合には、遺族年金の受給権は原則としてその時点で失われる（L.434-9条）<sup>17</sup>。

しかし、死別や離婚・解消によってその再婚が終わった時点で、受給権が復活する<sup>18</sup>。

---

れ、例えば、所得税の申告を連名で行うことになり、また、お互いに扶養義務なども生じる（政府公共サービスサイト（Pacte civil de solidarité (Pacs)）参照）。法的な婚姻関係と PACS の相違については本稿第7節参照。なお、PACS を日本の婚姻関係と比較検討するにあたっては、そもそも法的な婚姻の手続きが日本とフランスでは大きく異なることを踏まえる必要がある。日本の法的な婚姻関係は婚姻の届書を作成し、届出人の本籍地または所在地の市役所、区役所または町村役場に届け出ることによって成立するが、フランスの法的な婚姻の手続きは後述（第6節）するように、結婚の際には配偶者ごとに証人が必要であり、結婚式が行われる市町村の役所に少なくとも10日間の婚姻公示（2人の結婚予定が、役所に掲示される必要がある。また婚姻関係を解消し、離婚する場合は、弁護士を雇わなければならない上に、家族問題を担当する裁判官の判断に基づく決定が必要となる。

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N144>

PACS の日本語訳について、在フランス日本国大使館のウェブサイトで用いられている「連帯市民協約」という訳語を本稿では用いる。

[https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/pacs.html](https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/pacs.html)

日本の婚姻手続きについては日本の法務省ウェブサイト（申請・手続・相談窓口>行政手続の案内>戸籍関係手続>婚姻届）参照。

<https://www.moj.go.jp/ONLINE/FAMILYREGISTER/5-2.html>

<sup>15</sup> 政府公共サービスサイト（Décès d'un salarié suite à un accident de travail ou de trajet : indemnisation des ayants droit, Vérifié le 06 juin 2023 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)）参照。なお、労災補償制度における遺族補償は「rente」であるが、後段で説明する公的一般年金制度の遺族年金は「pension de réversion」（「振替年金」と訳される）の訳語であり、日本語では同じ「年金」という言葉を用いていても、原語は「rente」と「pension」で異なる。

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14868>

Rente pour les ayants droit, 26 février 2025

<https://www.ameli.fr/entreprise/vos-salaries/accident-travail-trajet/deces-d-un-salarie/rente-accident-du-travail-deces>

<sup>16</sup> 保原（1981）31頁、岩村（1989）163～164頁、岩村（1999）157～158頁、岩村（2002）66～67頁等参照。

<sup>17</sup> ただし、再婚をしていない場合に支給されるはずの労災遺族補償年金の3年分に相当する額が、一時金として支払われる。

<sup>18</sup> しかし一時金として支払われた分が減額されることもある。

再婚（PACS も含む）しても、死亡した者との間に子供がある場合は、原則として 20 歳に達するまで遺族年金を受給することができる（L.434-10 条、R.434-15 条）

労災で死亡した者の子供（婚姻中に生まれた子供や認知された子、養子）は、20 歳になるまで、労災遺族補償年金の受給権を有する。

子供以外の直系卑属（descendants）（孫など）も、労災で死亡した者に扶養されていた場合は、子供と同様に労災遺族補償年金に関する権利を有する<sup>19</sup>。また、労災で死亡した者の直系尊属（ascendant）（両親など）も、死亡した者に扶養されていた場合などには、労災遺族補償年金の受給権がある（L.434-13 条）<sup>20</sup>。

なお、労働災害で死亡したにもかかわらず、雇用主が労災を通知していない場合、遺族は事故後 2 年以内であれば、申告することができる<sup>21</sup>。

### 3. 受給額

配偶者等が受給できる労災遺族補償年金の額は、原則として、被災者の年間賃金額<sup>22</sup>の 40% である（L.434-8 条、R.434-10 条）。なお、賃金以外の収入は、原則として遺族補償年金の算定基礎には含まれず、任意加入保険料を支払った額の範囲内のみ、遺族補償年金の算定基礎に含まれる（R.436-1 条）。

ただし、55 歳以上、あるいは就労に大きな影響を及ぼす身体障害がある場合は、申請すれば、労災遺族補償年金額が引き上げられ、被災者の年間賃金額の 60% となることがある（R.434-12 条）。労災遺族補償年金の受給権のある元配偶者（労災時に離婚していた者）の場合は、労災前に支払われていた養育費や金銭支援額と同額の労災遺族補償年金が、労災で死亡した者の賃年額の 20% を上限として支給される（R.434-10 条）。

被災者の子供の 1 人当たり労災遺族補償年金額は、原則として、第 1 子・第 2 子の場合は、被災者の年間賃金額の 25%、第 3 子以降は同 20% となる（R.434-15 条）。ただし、両親とも死亡し孤児となった場合は、年間賃金額の 30% である。

直系尊属が受給できる遺族補償年金の額は、原則として、被災者の年間賃金額の 10% である（L.434-13 条、R.434-16 条）。ただし、複数の直系尊属が遺族補償年金を受給する場合には、その総額は被災者の年間賃金額の 30% を超えてはならない（L.434-14 条、R.434-16 条）。

いずれにせよ、労災遺族補償年金の受給権者が複数いる場合（配偶者と子供など）、労災遺

<sup>19</sup> 法的には死亡した者の子供でなくとも、つまり実子や養子ではなくとも、死亡した者に扶養されていた事実上の子供の場合も、労災遺族補償年金に関する権利を有する（L.434-10 条）。

[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article\\_lc/LEGIARTI000020123584](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000020123584)

<sup>20</sup> なお、配偶者（元配偶者も含む）、直系尊属（ascendant）および直系卑属（descendants）（子供や事実上の子供も含む）以外に対する労災遺族補償年金の受給権に関する規定は見つからなかった。したがって、例えば、労災で死亡した人の配偶者の親などは、労災遺族補償年金の支給対象とはならないと考えられる。

<sup>21</sup> 労働省ウェブサイト（Que faire à la suite d' un accident du travail ? Publié le 18/09/2023 Mis à jour le 09/10/2024）参照。

<https://travail-emploi.gouv.fr/que-faire-la-suite-dun-accident-du-travail>

<sup>22</sup> なお、賃金以外の収入は、任意加入の場合を除き、労災遺族補償年金の算定基礎には含まれない（R.436-1 条）。

族補償年金の合計額は、死亡した者の年間賃金額の 85%を超えてはならない。超える場合は、それぞれの労災遺族補償年金が、合計で同 85%になるよう減額される (L.434-14 条、R.434-16 条)。

なお、被災者が死亡した場合には、遺族補償年金とは別に、葬祭料 (L.435-1 条) および遺体搬送費用 (L.435-2 条) も支給される。葬祭料については、1,963 ユーロを上限とする。遺体搬送費用については、国内に限定される<sup>23</sup>。

#### 4. 給付期間

給付期間は、配偶者に関しては L.434-8 条<sup>24</sup> において、直系尊属 (両親など) に関しては L.434-13 条<sup>25</sup> において、被災して死亡した者の賃金の一定割合に相当する年金を終身受け取ることができる」と規定している。既述のとおり、配偶者が他の相手と再婚または PACS 締結した場合、受給権は失われるが、離婚または PACS の解消によって、受給権は復活する。また、労災で死亡した者の子供 (婚姻中に生まれた子供や認知された子、養子) は、20 歳になるまで、労災遺族補償年金の受給権を有する<sup>26</sup>。

#### 5. 給付の性格

労災遺族補償年金の受給資格者に PACS のパートナーを含めている点で、公的一般遺族年金 (「振替年金」後述) とは性格が異なる。柴田 (2017) は、公的一般遺族年金の支給要件が「婚姻」に限られる理由は、被保険者存命中の結合形態によるためとしている<sup>27</sup>。振替 (遺族) 年金は、婚姻によって形成された財産の分割という意味合いをもち、正当な結合が優先される。憲法院の 2011 年の判断によると、内縁関係は異性間または同性間の共同生活の安定性と持続性を特徴とする「事実上の結合」にすぎず、第三者への債務に対して内縁当事者が連帯して責任を負うものではなく、また、内縁当事者間の相互の義務もない (民法典 515-8 条)。その上で、PACS は第三者の債務に連帯して責任を負う点でも内縁と異なるが、その解消から生じる効果において婚姻と大きく異なる。つまり、婚姻関係の解消 (離婚) が常に裁判所の関与を伴うのと比べて、PACS の解消は簡単な手続きで済ませることが可能で、補

---

<sup>23</sup> 政府公共サービスサイト (Décès d'un salarié suite à un accident de travail ou de trajet : indemnisation des ayants droit, Vérifié le 06 juin 2023 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre) 参照。

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14868/personnalisation/resultat?lang=&quest0=0&quest1=1&quest=>

<sup>24</sup> 政府提供の法規定公布サイト Légifrance, Code de la sécurité sociale, L.434-8 条参照。

[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article\\_lc/LEGIARTI000025016258](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000025016258)

<sup>25</sup> 政府提供の法規定公布サイト Légifrance, Code de la sécurité sociale, L.434-13 参照。

[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article\\_lc/LEGIARTI000025016273](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000025016273)

<sup>26</sup> 政府公共サービスサイト (Décès d'un salarié suite à un accident de travail ou de trajet : indemnisation des ayants droit, Vérifié le 06 juin 2023 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)) 参照。

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14868?lang=&quest0=3&quest1=1&quest=>

<sup>27</sup> 柴田 (2017) 154 頁参照。

償給付も生じない。さらに PACS はパートナーが死亡した際に、生存パートナーに相続権が発生するわけではないという点が婚姻と異なる（民法典 515-4 条）。

## 6. 他の社会保険との併給調整

河野（2020）において「他の社会保険給付との調整」について触れられている例は、「疾病保険との関係」「年金保険との関係（障害年金）」の二つのみである。いずれの給付も被災者本人に対する給付である。本稿の対象は被災者が死亡した場合の遺族補償年金であるため、この二つの例は該当しない。

労災遺族補償年金と公的一般年金制度の遺族給付（振替（遺族）年金および寡婦（寡夫）手当）の給付の併給を調査したが、両制度の併給による減給調整に焦点を当てて説明した資料を入手することはできなかった。ここでは、労災遺族補償制度と公的一般年金制度の遺族給付それぞれの受給条件を比較することにより、併給が可能と考えられるケースと受給条件を示すこととする。

まず、収入による減額・調整に関する規定について、労災遺族補償年金の給付条件には見当たらない<sup>28</sup>が、公的一般年金制度の遺族給付の給付条件には収入額による給付制限がある。寡婦（寡夫）手当は、配偶者が亡くなった遺族としての生存配偶者が 55 歳未満の場合に支給される手当であり、申請前の 3 カ月間の収入が 2,674.3875 ユーロ、または 1 カ月あたり 891.4625 ユーロを超えていれば、受給できない<sup>29</sup>。遺族（振替）年金は 55 歳以上の場合に給付され、自身の収入の合計額が、単身の場合は 24,710.40 ユーロ、夫婦暮らしの場合は 39,536.64 ユーロ未満であれば受給することが可能である<sup>30</sup>。振替（遺族）年金は他の相手と再婚あるいは PACS 締結をしても受給できるため、2 人の収入条件が規定されている。だが、再婚すれば労災遺族補償の受給権を失うため、2 人の収入条件のケースは本稿の対象からは除外される。なお、収入条件には、就労による収入のほか、動産または不動産からの収入、

<sup>28</sup> Direction Décès d'un salarié suite à un accident de travail ou de trajet : indemnisation des ayants droit, Vérifié le 06 juin 2023 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)  
<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14868/personnalisation/resultat?lang=&quest0=0&quest1=1&quest=>

Décès d'un salarié suite à un accident de travail ou de trajet : indemnisation des ayants droit, Source : Fiche service-public.fr - Mis à jour le : 06/06/2023

<https://code.travail.gouv.fr/fiche-service-public/decès-dun-salarie-suite-a-un-accident-de-travail-ou-de-traj-et-indemnisation-des-ayants-droit>

上記、二つのウェブサイトの制度説明に収入による減額や支給制限に関する記述は見当たらない。

なお、神尾真知子（1993）「フランスにおける単親家族と社会保障」『海外社会保障情報』104号、1993/09、8頁および岩村（1989）163頁によると、労災遺族補償年金の受給には、年齢や所得要件がないとされている。これらの文献は、少々古い文献のためその後制度改正が行われている可能性を否定できないが、現行制度に収入要件が挙げられていないことを踏まえると、やはり現行制度でも収入要件はないものと考えられる。

<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/14142202.pdf>

<sup>29</sup> Allocation veuvage, Vérifié le 01 janvier 2025 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre).

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F744>

<sup>30</sup> Pension de réversion de l'Assurance retraite, Vérifié le 01 janvier 2025 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13104>

現物給付、各種給付（障害年金、労災年金、遺族年金など）が対象となる<sup>31</sup>。

労災遺族補償年金は、年齢による受給条件はないが、公的一般年金制度の遺族給付は、配偶者が死亡した時点の遺族としての生存配偶者の年齢（50歳未満、50歳以上55歳未満、55歳以上）によって給付期間が異なる。

そもそも、労災遺族補償年金と公的一般年金制度の遺族給付を受けられる遺族の配偶者等の条件には、次の違いがある。労災遺族補償年金は、受給に際して婚姻関係の有無が問われることはなく、内縁関係、PACS の関係性でも、遺族としての受給資格がある<sup>32</sup>。その一方で、公的一般年金制度の遺族給付は、法律的な婚姻関係のある配偶者が亡くなった場合の寡婦（寡夫）を対象として支給される。また、労災遺族補償制度は、他の相手と再婚したり、PACS を締結した場合には、受給権を失う。一方で、公的一般年金制度の遺族給付のうち振替（遺族）年金は、再婚しても受給権は失われない。だが、寡婦（寡夫）手当は、他の相手と再婚し、PACS を締結することによって受給権を失う<sup>33</sup>。すなわち、労災遺族補償年金と公的一般年金制度の遺族給付の併給は、両制度の給付条件が重複して適用される場合、つまり、法律的な婚姻関係にあった夫婦の一方が労働災害によって死亡し、遺族である寡婦（寡夫）が（原則として）再婚せずにいる場合に限定される<sup>34</sup>。

労災遺族補償年金は、年齢に関する給付条件はないが、55歳未満かそれ以上かで給付額が異なる。寡婦（寡夫）が55歳未満であれば、亡くなった配偶者やパートナーの従前の賃金の40%に相当する額の給付を受けることができ、55歳に達すると60%まで加算される（20%の加算年金（complément de rente））<sup>35</sup>。

以上の労災遺族補償年金と公的一般年金制度の遺族給付の受給条件を踏まえて、併給するための条件を、配偶者が被災して死亡した時点の生存配偶者の年齢別に示すと以下のとおりとなる。

---

<sup>31</sup> 遺族基礎年金の一括申請（Demande unique de retraite de base de réversion）用紙には、資産および収入に関する記載事項が示されており、その中に各種給付（障害年金、労災年金、遺族年金など）が挙げられている。  
<https://www.lassuranceretraite.fr/portail-info/files/live/sites/pub/files/PDF/PS/demande-retraite-reversion.pdf>

また、以下のウェブサイトには、生涯給付（退職年金や労災年金など）が対象となると記されている。

L'allocation veuvage, Mise à jour le 15 mai 2024.

<https://www.lafinancepourtous.com/pratique/vie-perso/deces-d-un-proche/les-droits-du-conjoint-survivant-et-de-la-famille/lallocation-veuvage>

<sup>32</sup> Décès d'un salarié suite à un accident de travail ou de trajet : indemnisation des ayants droit, Source : Fiche service-public.fr - Mis à jour le : 06/06/2023

<https://code.travail.gouv.fr/fiche-service-public/deces-dun-salarie-suite-a-un-accident-de-travail-ou-de-traj-et-indemnisation-des-ayants-droit>

<sup>33</sup> Allocation veuvage, Vérifié le 01 janvier 2025 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F744>

<sup>34</sup> 原則としてというのは、20歳未満の子供がいる場合、あるいは配偶者に障害がある場合は例外として支給される場合があるためである。

<sup>35</sup> Décès d'un salarié suite à un accident de travail ou de trajet : indemnisation des ayants droit, Vérifié le 06 juin 2023 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre).

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14868/personnalisation/resultat?lang=&quest0=0&quest1=1&quest=>

配偶者が労働災害を原因として死亡した時点で、生存配偶者が 50 歳未満の場合、寡婦（寡夫）は労災遺族補償年金として従前の配偶者の賃金の 40%に相当する額を受給することができる。公的一般年金制度については、寡婦（寡夫）手当の受給権があるが、上記の収入条件があるため、それ未満であれば、2 年間受給することが可能であると考えられる。上記のとおり収入条件には、労災遺族補償年金等の給付も含まれるため、労災遺族補償年金の給付額が上記の額を超えていれば、公的一般年金制度の遺族給付は受給できないことになる。

配偶者の死亡が 50 歳以上 55 歳未満であれば、公的一般年金制度の寡婦（寡夫）手当を 55 歳になるまで受給することができる。

55 歳以上であれば、公的一般年金制度の振替（遺族）年金を受給することができるが、上記のとおり収入条件による給付制限がある<sup>36</sup>。

公的一般年金制度の振替（遺族）年金の額は、故人が受給していた、または受給できたはずの基礎退職年金の 54%に相当する額である<sup>37</sup>。支給額は、年金加入期間によって異なるが、60 四半期（15 年間）以上あれば月額 331.94 ユーロ～1,055 ユーロである。また、既述のとおり、労災遺族補償年金の給付額は、55 歳以上は加算されて被災配偶者の賃金の 60%となるため、その給付額とその他の収入額が、上記の公的一般年金制度の振替（遺族）年金を受給する場合の収入条件を超えると受給できない。

なお、両制度の併給について、以下の労災遺族補償年金の受給に関するガイドを参照すると、労働災害で後遺障害を負って労働災害給付金を受給していた被災者が死亡した場合、労災遺族補償年金と公的一般年金制度の遺族年金を受給することは可能だが、遺族年金は減額されることに留意すべきという文言が見受けられる<sup>38</sup>。また、本人の老齢年金の給付については、収入条件の記載は見られない<sup>39</sup>。

さらに、配偶者が障害者に該当し、成人障害者手当（AAH : Allocation aux adultes handicapés）の給付を受けている場合、労災遺族補償年金を併給することができるが調整が行われる。AAH の支給上限は月額 1,033.32 ユーロであり、労災遺族補償年金と AAH を合

---

<sup>36</sup> 夫婦とも 55 歳未満で配偶者が死亡し、遺族手当の給付を受け、遺族本人が 55 歳に達した場合に、遺族（振替）年金を受給できると考えられる。これは、2022 年海外情勢報告「フランス」4 頁には、遺族年金について「死亡した被保険者に受給権が発生していない場合又は支給開始年齢に到達していない場合も、遺族年金は支給される」とあり、年金加入期間が十分であれば、支給開始年齢に達していなくとも受給することができると思われるからである。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001199621.pdf>

だが、50 歳未満で配偶者が死亡した場合、寡婦（寡夫）手当を 2 年間受給できるが、その後数年間空白があって、55 歳に達したら振替（遺族）年金が受給できるようになるのか否かについては未詳である。

<sup>37</sup> Pension de réversion de l'Assurance retraite, Vérifié le 01 janvier 2025 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13104>

<sup>38</sup> Rente d'accident de travail et conjoint survivant : comment ça marche ?

<https://www.legalstart.fr/fiches-pratiques/gestion-paie/rente-accident-travail/#rente-d-accident-de-travail-et-conjoint-survivant-comment-%C3%A7a-marche>

<sup>39</sup> Montant de la retraite du salarié du secteur privé, Vérifié le 01 janvier 2025 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F21552>

算した支給額の上限も 1,033.32 ユーロとなる<sup>40</sup>。

なお、併給の例として、労災死亡事故の遺族である配偶者に子供がいる場合、一定の条件に基づき、家族扶養手当を受給することができる。手当支給額は、子供の年齢が 16 歳未満か 20 歳未満かによって異なり、就学中、見習い、障害者などの条件に応じて異なるが、詳細に関しては不明である<sup>41</sup>。

## 第2節 受給状況等制度を取り巻く現状と歴史的な背景

ここでは、労災遺族補償年金の受給者数、支給額、一人当たり支給額等の受給状況のほか、制度変遷、特に男女で相違がある制度が、現行制度のように相違がない制度に変わってきた歴史的な背景となる労働市場における女性の役割の変化に関する統計データを確認する。

### 1. 補償給付額

CNAM<sup>42</sup> (2024) によると、2023 年に、労災（職業病も含む、以下同様）に起因する障害（後遺症）に対する補償金（年金および一時金）および労災遺族補償年金として、45.2 億ユーロが支出された（図表 3-1 参照）<sup>43</sup>。これは、前年比 3.0%の増加であった<sup>44</sup>。労災に起因する給付金のうち、31.6 億ユーロは労災被害者への障害年金で、12.8 億ユーロは労災遺族補償年金、8,600 万ユーロが労災一時金<sup>45</sup>などであった<sup>46</sup>。

<sup>40</sup> 政府公共サービスサイト（Allocation aux adultes handicapés (AAH), Vérifié le 01 avril 2025 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)参照。

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F12242/personnalisation/resultat?lang=&quest0=0&quest1=1&quest=>

<sup>41</sup> Direction générale du travail, Guide pour accompagner les victimes d'accidents du travail et leurs familles, p.16-17.

<https://travail-emploi.gouv.fr/un-guide-pour-accompagner-les-victimes-daccidents-du-travail-et-leurs-familles>

<sup>42</sup> Caisse nationale d'assurance maladie(CNAM)、疾病保険全国公庫。

<sup>43</sup> Caisse nationale de l'assurance maladie (CNAM) (2024) « Rapport annuel 2023 de l'Assurance Maladie - Risques professionnels, Éléments statistiques et financiers » 13 décembre 2024.

[https://www.assurance-maladie.ameli.fr/sites/default/files/rapport\\_annuel\\_2023\\_de\\_lassurance\\_maladie\\_-\\_risques\\_professionnels\\_d%C3%A9cembre\\_2024.pdf](https://www.assurance-maladie.ameli.fr/sites/default/files/rapport_annuel_2023_de_lassurance_maladie_-_risques_professionnels_d%C3%A9cembre_2024.pdf)

<sup>44</sup> 2022 年は、毎年 4 月 1 日の定期改定に加えて、購買力向上を目指した法律により 7 月 1 日に追加の引上げがあったこともあり、それ以前より、増加率が高かった(CNAM (2023), Tableau 50)。

<sup>45</sup> 労災により後遺症が残ったが、障害年金に該当する状態よりも障害が軽い場合は、一時金 capitaux versés liés à l'incapacité permanente が支給される（労働・保健・連帯省 Ministère du Travail, de la Santé et des Solidarités の調査・研究・評価・統計局 Direction de la recherche, des études, de l'évaluation et des statistiques (Drees)）による。

Raphaël Lardeux et Pierre Pora (2024) L'indemnisation des accidents du travail avec incapacité permanente compense-t-elle leurs conséquences financières ? LES DOSSIERS DE LA DREES, N° 117, Paru le 11/04/2024.

[https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/publications-communique-de-presse/les-dossiers-de-la-drees/230411\\_DD117\\_AccidentsTravail](https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/publications-communique-de-presse/les-dossiers-de-la-drees/230411_DD117_AccidentsTravail)

<sup>46</sup> CNAM (2024), Tableau 51.

図表 3-1 給付総額の推移(百万ユーロ)

	労災補償支給 総額	障害年金	遺族年金	一時金
2013	4,304	2,998	1,173	133
14	4,339	3,018	1,193	129
15	4,337	3,017	1,196	124
16	4,320	2,995	1,208	118
17	4,303	2,990	1,198	115
18	4,336	3,002	1,218	115
19	4,354	3,004	1,231	118
20	4,284	2,989	1,223	73
21	4,294	2,982	1,226	86
22	4,393	3,050	1,253	89
23	4,524	3,159	1,280	86

出所：CNAM (2024),(2023),(2019),(2018)を参照して作成。

## 2. 労災遺族補償年金の受給件数

労災に起因する年金の支給件数は、2023年には128.1万件だった。そのうち、労災被害者への障害年金が120.0万件<sup>47</sup>、労災遺族補償年金が8.1万件であった（図表3-2参照）<sup>48</sup>。このように、労災に起因する年金支給件数のうち、労災被害者への障害年金が約94%を占め、労災遺族補償年金は約6%に過ぎないが、支払総額で見れば、労災被害者への障害年金が約71%（既述の通り31.6億ユーロ）、労災遺族補償年金は約28%（同12.8億ユーロ）を占めている。これは、2023年に労災被害者に支給された障害年金額は平均で2,600ユーロ程度であったのに対して<sup>49</sup>、支払われた労災遺族補償年金が平均で15,869ユーロに上ったためである。

<sup>47</sup> この件数と人数は同数とは限らない。複数の障害年金が支払われている労災被害者もいるため、障害年金が支給されている者の数は106.9万人であった。CNAM (2023)の82頁のTableau 51では、労災遺族補償年金の支給数が82,263であったとしている。また、CNAM (2023)の84頁のTableau 54では、受給者別の数が記されており、その合計は82,263となる。そのため、この数(82,263)は、1件の労災死亡事故で複数の受給者がいる場合、それらの受給者数を合計したものと言える。ただし、非常に稀と思われるが、1人が複数の労災遺族補償年金を受給しているケースも全くないとは言い切れないため、労災遺族補償年金を受給している者の数が同数の82,263人であるとは限らない。

<sup>48</sup> CNAM (2024), Tableau 52.

<sup>49</sup> 労災被害者に対して支払われる障害年金額は、後遺症の程度により異なる。例えば、後遺症が重く、支給率 Rentes dont le taux d'indemnisation が80%以上の労災被害者の障害年金額の平均は、21,823ユーロであったが、その件数は、1.5万件に過ぎなかった(CNAM (2023), Tableau 52)。

図表 3-2 給付件数の推移(件)

	合計	障害年金	遺族年金
2013	1,391,292	1,301,833	89,459
14	1,382,810	1,293,952	88,858
15	1,374,606	1,296,476	88,130
16	1,363,320	1,275,975	87,345
17	1,354,162	1,268,144	86,018
18	1,343,966	1,258,605	85,361
19	1,336,080	1,251,165	84,915
20	1,319,991	1,236,162	83,829
21	1,307,534	1,224,839	82,695
22	1,296,727	1,214,464	82,263
23	1,280,915	1,200,256	80,659

出所：図表 3-1 と同じ。

### 3. 受給者別給付額(1件当たりの支給額)

2023 年の労災遺族補償年金の支給総額 12.8 億ユーロのうち、約 97%に相当する 12 億 1,700 万ユーロが労災被害者の配偶者に支払われた（図表 3-3 参照）。この配偶者について、男女別の数値は掲載されていない。残りは、5,930 万ユーロが子供、190 万ユーロが直系尊属に支払われ、また、150 万ユーロは、障害年金の遺族年金<sup>50</sup>として支給された<sup>51</sup>。件数で見ると、労災遺族補償年金（80,659 件）の約 88%に当たる 71,068 件が配偶者へ、8,207 件が子供に、676 件が直系尊属へ、それぞれ支給され、また、708 件が障害年金の遺族年金であった（図表 3-4 参照）<sup>52</sup>。

<sup>50</sup> 障害年金を受給していた労災被害者が死亡した場合、その配偶者が、(労災被害者の)障害年金の一部を(遺族年金として)受給することもできる。疾病保険全国公庫 CNAM のサイト（Incapacité permanente suite à un accident du travail : indemnités et rente, 02 avril 2024）参照。

<https://www.ameli.fr/assure/remboursements/incapacite-permanente/incapacite-permanente-suite-accident-travail>

<sup>51</sup> CNAM (2024), Tableau 54.

<sup>52</sup> CNAM (2024), Tableau 55.

図表 3-3 受給者別の給付額(百万ユーロ)

	配偶者	子供	直系尊属
2013	1,103	65	3.8
14	1,122	66	3.7
15	1,127	64	3.3
16	1,140	63	3.1
17	1,134	60	2.7
18	1,155	59.2	2.6
19	1,167	60.2	2.5
20	1,162	57.7	2.3
21	1,166	57.0	2.0
22	1,191	58.6	2.4
23	1,217	59.3	1.9

出所: 図表 3-1 と同じ。

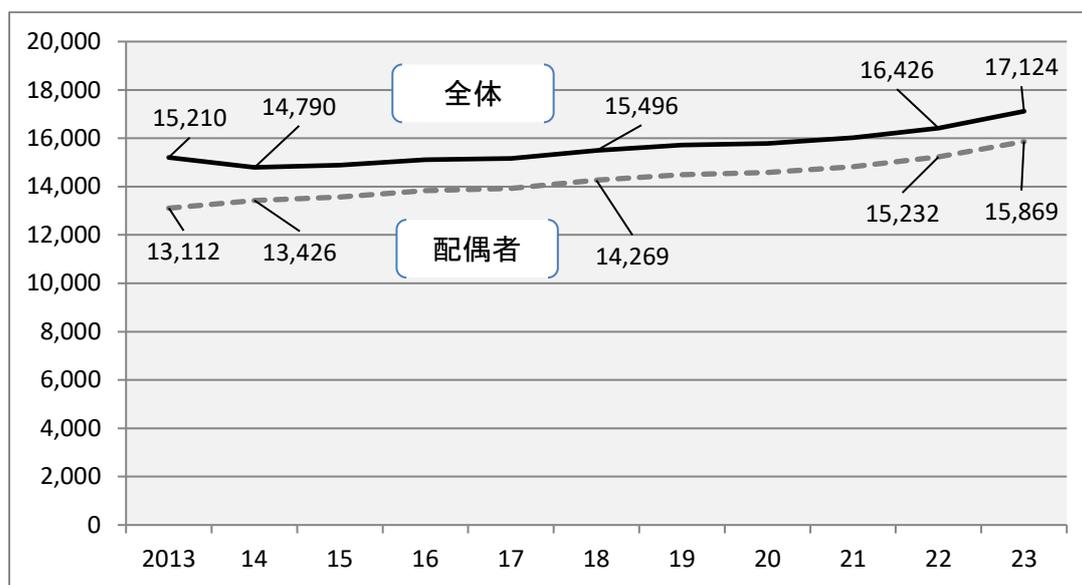
図表 3-4 受給者別の給付件数(件)

	配偶者	子供	直系尊属	障害年金 (遺族)
2013	75,935	11,363	1,504	657
14	75,860	10,928	1,419	651
15	75,700	10,492	1,314	524
16	75,443	10,076	1,194	532
17	74,760	9,549	1,095	614
18	74,535	9,176	1,018	632
19	74,222	9,107	949	637
20	73,619	8,680	883	647
21	72,743	8,497	791	664
22	72,508	8,337	742	676
23	71,068	8,207	676	708

出所: 図表 3-1 と同じ。

2023 年の労災遺族補償年金支給総額は 12 億 8,000 万ユーロで支給件数が 80,659 件だったので、1 件当たりの年支給額(年額)は約 15,869 ユーロになる。配偶者に支給された額は、12 億 1,700 万ユーロで、支給件数が 71,068 件だったので、1 件当たりの年支給額(年額)は 17,124 ユーロになる。図表 3-5 は 2013 年から 2023 年までの推移を示したものである。

図表 3-5 労災遺族年金 1 件当たりの給付額(年額)(全体および配偶者)(ユーロ)



出所: 図表 3-1 と同じ。

#### 4. 労働市場における女性の就業状況の変化

労災遺族補償年金受給者に限定した就労状況に関する統計数値は、今回の調査で見つけることはできなかった。ここでは、労災遺族補償年金制度を取り巻く現状と歴史的経緯を検討する上で参考になる女性の就労状況について、女性の労働力率の遷移、男女の賃金格差の動向、共働き世帯の変化などの統計数値を確認する。第3節で確認する振替（遺族）年金の受給要件の性別による差が解消されていった背景には、女性の社会進出があると考えられる。公的年金制度の振替（遺族）年金の制度改正の遷移でも触れているように、かつて家計の中で男性が就労して所得を得る中心的な役割を果たし、女性は就労しない場合が一般的であったため、経済的な支援が必要となる寡婦を対象として、配偶者の年金に関する権利を寡婦に「振り替える」という趣旨が遺族年金にはあったとされている。だが、1960年代以降に女性の就労が増加するに連れて、制度が改正されていった経緯がある。ここでは女性の労働市場参入の歴史的経緯を示す統計データを確認する。

##### (1) 労働市場における女性の割合

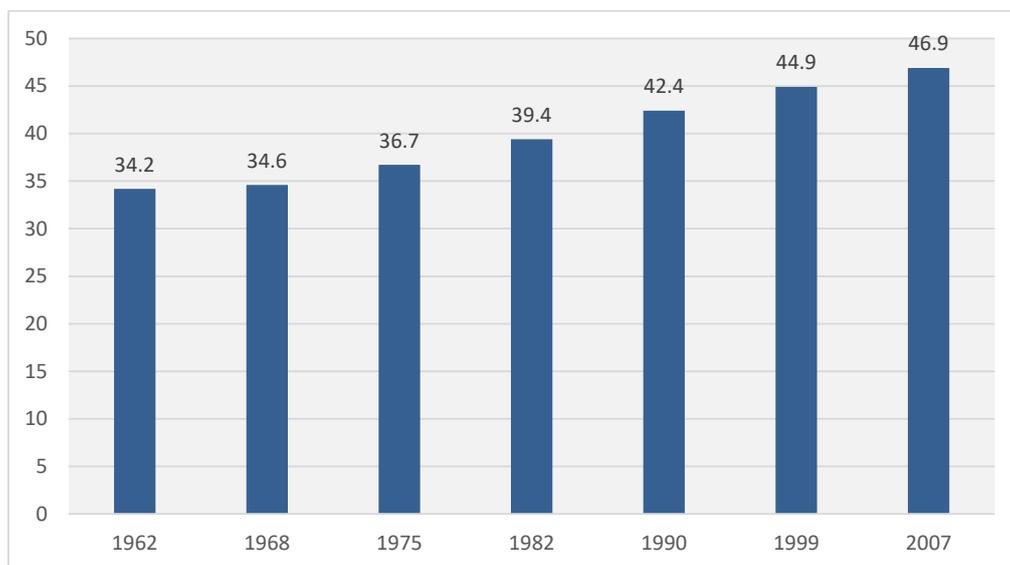
国立統計経済研究所 (Institut national de la statistique et des études économiques (INSEE)) は 2010 年発行のレポートで、1960 年代初頭、労働力の大半は男性で、労働者階級 (ブルーカラー) に属し、未熟練であったと分析している<sup>53</sup>。多くの場合、家計の世帯主で

<sup>53</sup> Gilles Rotman, L. Bellin, A.-C. Morin, C. Perrel, C. Pfister (2010) « 50 ans de mutations de l'emploi », INSEE PREMIÈRE, No 1312, INSEE, septembre 2010.  
<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1283207>

ある男性だけが家庭の外で就労していた。(2010年時点から)過去50年間にわたって、雇用の女性化、サービス産業化、都市化が進展した。

1962年の時点のフランス本土の就業者数は約1,900万人で、約3分の2が男性であり、34.2%が女性だったが、その後、上昇し続け、1975年に36.7%、1990年に42.4%となった(図表3-6参照)。45年後の2007年の国勢調査によると、就業者数は2,600万人に迫り、男女の割合はほぼ均等(男性:53.1%に対して女性:46.9%)であった。雇用労働者に占める女性の割合が急増したのは、1960年代半ばからである。

図表 3-6 雇用労働者に占める女性の割合の推移(%)

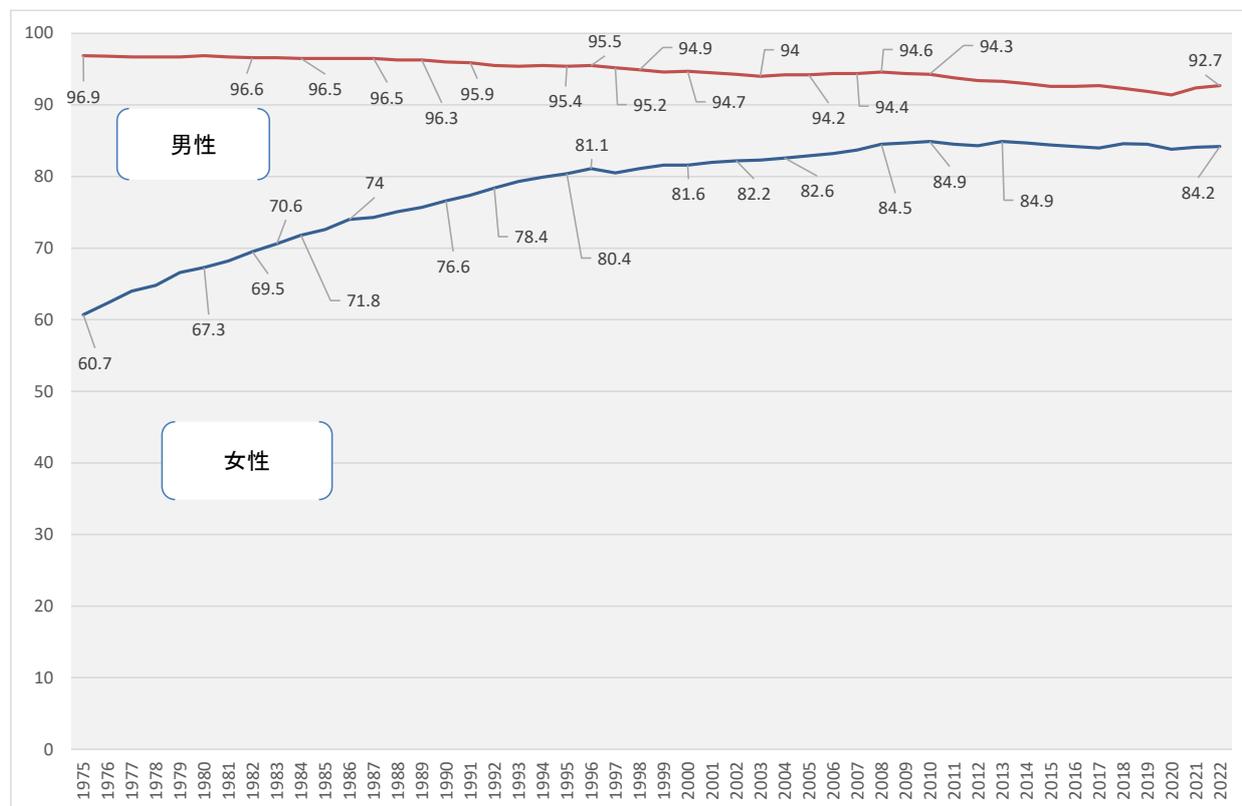


出所: INSEE (2010)に基づき作成。

INSEEが実施した雇用調査(L'enquête Emploi)によると、25歳以上49歳未満の男性の労働力率 Taux d'activité は、1975年に83.9%であったが、1980年代後半まで低下し続け、1990年に75.9%となった(図表3-7参照)<sup>54</sup>。

<sup>54</sup> INSEE(2023a) Emploi, chômage, revenus du travail, Édition 2023, Évolution de la population active, Insee Références, Paru le : 29/06/2023, Figure 2a - Taux d'activité des femmes selon l'âge de 1975 à 2022. [https://www.insee.fr/fr/statistiques/7456889?sommaire=7456956#tableau-figure2\\_radio1](https://www.insee.fr/fr/statistiques/7456889?sommaire=7456956#tableau-figure2_radio1)

図表 3-7 25～49歳の男女別労働力率の推移(%)



出所：INSEE（2023）に基づき作成。

1975年以前の各年の労働力率は未詳であるが、INSEEが1964年に発表した報告書によると、15歳以上<sup>55</sup>の女性の労働力率が1954年に38.5%、1962年には36.2%であったことが分かる<sup>56 57</sup>。

1975年以前の労働力率については、Henri Martin (2022a)およびHenri Martin (2022b)に、20歳代から50歳代まで10年ごとの年齢別の数値が記載されている<sup>58</sup>。1944年から1985年までの30歳代の男女別労働力率の推移を示したのが図表3-8で、1934年から1978年までの40歳代の男女別労働力率の推移を示したのが図表3-9である。30歳代では1944

<sup>55</sup> 15歳以上65歳未満ではないことが、前述の雇用調査による労働力率と異なる点に注意する必要がある。

<sup>56</sup> Michel Praderie, Mme Gentil, (1964) L'emploi féminin en 1962 et son évolution depuis 1954, Economie et Statistique, Année 1964, 19-12, pp. 3-122, Etudes et conjoncture - Institut national de la statistique et des études économiques (NISEE), n°12, 1964 (19<sup>e</sup> année).

[https://www.persee.fr/doc/estat\\_0423-5681\\_1964\\_num\\_19\\_12\\_9244](https://www.persee.fr/doc/estat_0423-5681_1964_num_19_12_9244)

<sup>57</sup> ただし、INSEEの雇用調査は1968年より実施されているが、1975年以前と以降では、雇用や失業の定義が異なるため、数値の厳密な連続性という観点から利用可能なのは、1975年以降のデータである。

<sup>58</sup> Henri Martin (2022a) Les évolutions de l'activité et de l'emploi en France au fil des générations, Population, Volume 77, numéro 1, 2022/1, Ined Éditions, Pages 141 à 158.

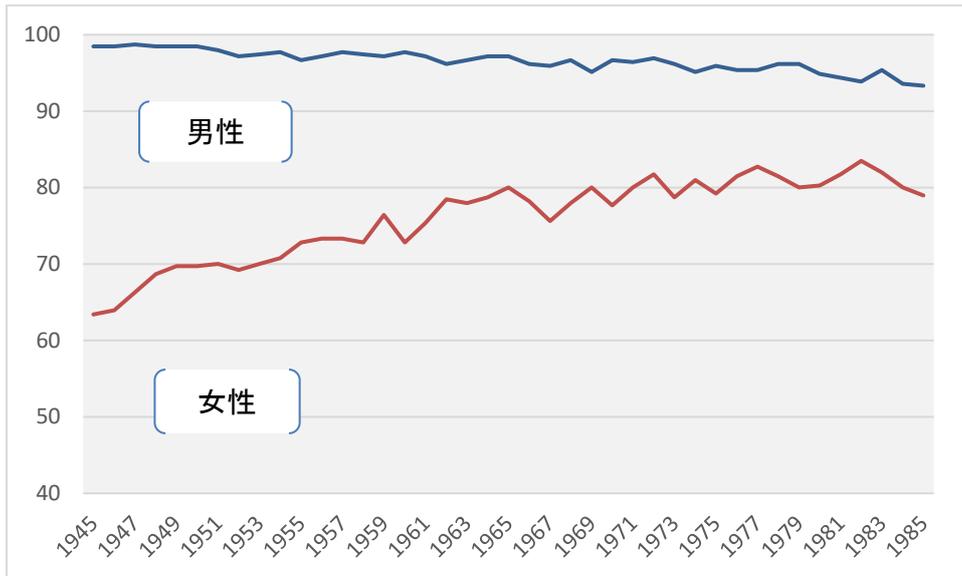
<https://shs.cairn.info/revue-population-2022-1-page-141?lang=fr>

Henri Martin (2022b) Après plusieurs décennies de forte progression, le taux d'emploi des femmes commence à stagner en France, Population et Sociétés, n° 606, Décembre 2022.

<https://www.ined.fr/fr/publications/editions/population-et-societes/apres-plusieurs-decennies-de-forte-progression-le-taux-d-emploi-des-femmes-commence-a-stagner-en-france/>

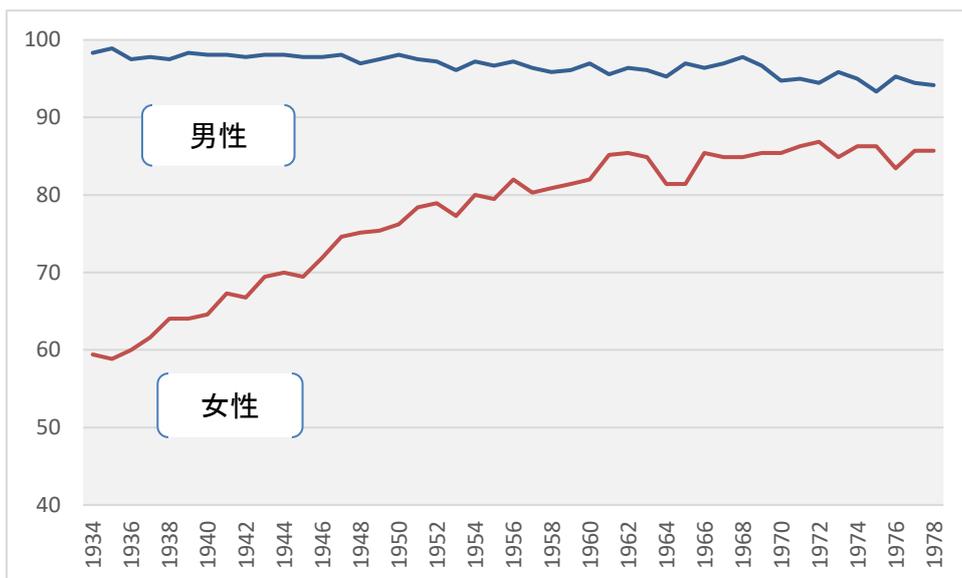
年の 62%から 1970 年までに女性の労働力率が 80%前後まで上昇しており、40 歳代では 1934 年の 59%から 1954 年には 80%台まで上昇している。既述の INSEE の報告書は、「主に雇用労働者の女性の占める割合が急増したのは、1960 年代半ばからである」との分析内容を示している。

図表 3-8 30 歳代の男女別労働力率の推移(1945~1985 年)(%)



出所: Henri Martin (2022)に基づき作成。

図表 3-9 40 歳代の男女別労働力率の推移(1934~1979 年)(%)



出所: Henri Martin (2022)に基づき作成。

## (2) 男女間の賃金格差

INSEE が 1979 年に発表した報告書によると、男女間の賃金格差は、1950 年代から 1975 年にかけて緩やかに縮小している。女性の賃金は、1951 年は男性より 35.1%低かったが、1975 年には男性より 31.6%低い水準となった。

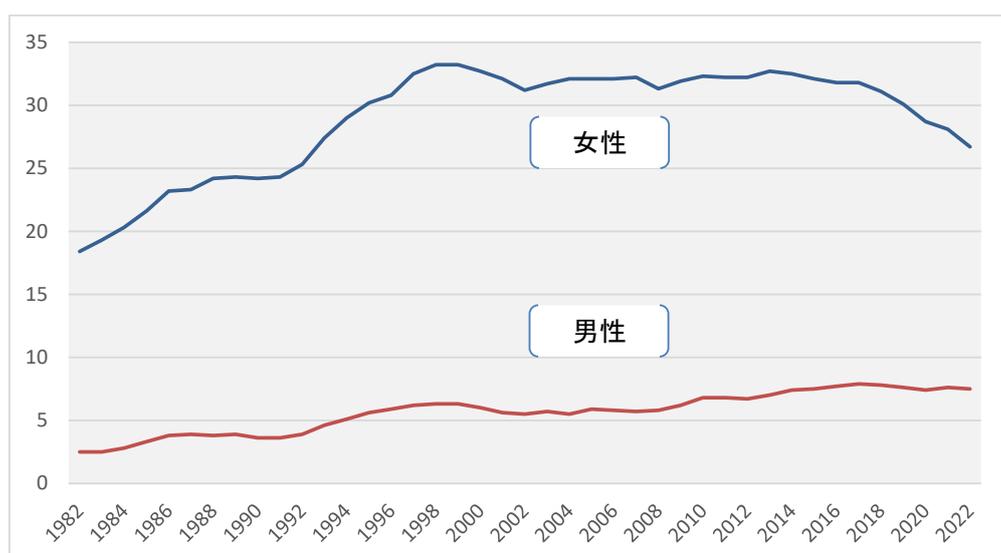
INSEE が 2020 年 6 月に発表した報告書では、1967 年から 2017 年までの男女間の賃金格差の推移が紹介されている。それによると、賃金の男女格差は、1960 年代以降、2010 年代後半まで、縮小傾向が続いている。フルタイムの雇用労働者の社会保険料賦課後の手取りで比較した場合、女性の賃金は、1976年に男性より 29.45%低かったが、1985年は同 24.64%、1995年は 20.81%、2005年は 19.24%、2017年には 16.35%となり、賃金の男女格差が縮小し続けた。

## (3) パートタイム労働者の比率

INSEE によると、2022 年のパートタイム労働者の男女比は、男性 21.3%に対して、女性 78.7%である<sup>59</sup>。

女性雇用労働者（有業の女性雇用労働者で、見習を除く、以下同様）に占めるパートタイム労働者の比率は、1982 年の 18.4%から上昇し続け、1998 年には 33.2%となった（図表 3-10 参照）。この比率は、2010 年代半ばまで横ばいが続いたが、その後、低下に転じ、2022 年には 26.7%となっている。

図表 3-10 就業者に占めるパートタイム労働者の比率(男女別)(%)



出所：INSEE (2023b)により作成。

<sup>59</sup> INSEE (2023b) Emploi, chômage, revenus du travail, Édition 2023, Insee Références, Paru le : 29/06/2023, Fiche 4.2 – Temps partiel, Figure 1 – Part du temps partiel dans l'emploi de 1982 à 2022. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/7456899?sommaire=7456956#tableau-figure1>

一方、男性の雇用労働者に占めるパートタイム労働者の比率は、1982年は2.5%に過ぎなかったが、1998年に6.3%となるまで上昇し続けた。2000年前後はわずかに低下し、2002年に5.5%となったが、その後、再び上昇に転じ、2017年には7.9%に達し、2022年時点では7.5%である。

#### (4) 共働き世帯の変化

Elena G. F. Stancanelli (2006)によると、夫婦世帯（子供などの有無は問わない）のうち、共働き世帯（夫と妻の2人とも有業者である世帯）の割合は、1990年の51.7%から2002年の57.8%へ増加した<sup>60</sup>。夫婦が2人とも労働力である世帯（夫婦の一方または両方が失業している場合も含む）の比率は、1990年の59.51%から2002年に65.35%へ増加した。

#### (5) 高等教育機関における女性の占める割合

Antoine Prost et Jean-Richard Cytermann (2010)によると、フランスの大学生のうち女性の比率は、第2次世界大戦直後の1945-1946年度（1945年秋から1946年夏までの年度、以下同様）で32.6%であった。その後、1960-1961年度に40.7%、1967-1968年度に45.5%、1975-1976年度に48.5%、1985-1986年度に52.2%、1990-1991年度に55.3%とほぼ一貫して上昇を続け、2005-2006年度には59.0%となった<sup>61</sup>。

INSEEによると、近年では、大学以上の高等教育機関で学ぶ学生（大学生やグランド・ゼコールなどの学生）は、女性の占める割合が大きい。2010-2011年度は、大学以上の教育機関で学ぶ学生の55.5%を女性が占めていたが、2020-2021年度には、女性の比率が55.9%に上昇した<sup>62</sup>。

### 第3節 労災遺族補償年金制度の歴史的遷移

労災遺族補償制度に関して、歴史的な遷移や現行制度の課題に焦点を当てた文献は、岩村（1984）、河野（2020）、岩村（1989）、岩村（1999）等である。19世紀から1946年に制度が確立するまでの変遷に関しては、特に岩村（1984）に詳しくまとめられている。しかし、本稿の目的の中心である受給要件の性別の区別が解消されていった歴史的遷移については触れられていない。

<sup>60</sup> Elena G. F. Stancanelli (2006) « Les couples sur le marché de l'emploi - Une analyse exploratoire des années récentes », Revue de l'OFCE, no 99, OFCE, octobre 2006, pp. 235-272. なお、フランス経済研究所 (Observatoire français des conjonctures économiques (OFCE)) は、公共政策に関する研究機関である。  
<https://www.ofce.fr/pdf/revue/10-99.pdf>

<sup>61</sup> Antoine Prost et Jean-Richard Cytermann (2010) Une histoire en chiffres de l'enseignement supérieur en France, Pages 31 à 46, Le Mouvement Social, Mutations de la science et des universités en France depuis 1945, 2010/4 n° 233, La Découverte.  
<https://shs.cairn.info/revue-le-mouvement-social1-2010-4-page-31?lang=fr>

<sup>62</sup> Fiche 2.2 - Enseignement supérieur, Insee Références, Paru le : 03/03/2022, Femmes et hommes, l'égalité en question, Édition 2022.  
<https://www.insee.fr/fr/statistiques/6047727?sommaire=6047805#consulter>

現行の労災遺族補償年金制度において、受給要件の性別による区別はない。公的一般年金制度の振替（遺族）年金の受給要件についても、現行制度では性別による区別はないが、かつては男性が実質的に受給資格のない性別による区別を設けていた。労災遺族補償年金の受給条件も性別の相違を設けていた可能性がある<sup>63</sup>。

今回の文献調査では、公的一般年金制度（公務員制度を含む）の受給要件の性別による区別が解消された歴史的遷移を綴った資料を確認することができた。厳密には同じ制度ではないが、労災遺族補償制度について検討するに当たって参考になると考えられるので紹介する。

公的一般年金制度の振替（遺族）年金の受給要件における性別の違いについて説明するに先立ち、公的一般年金制度の遺族補償年金（振替年金）の制度概要について、労災遺族補償年金制度との違いを念頭において確認しておく。

#### 第4節 公的一般遺族年金制度の概要(労災遺族補償年金との違い)

##### 1. 受給要件

配偶者が死亡した場合、その配偶者や元配偶者などに、公的一般年金制度（caisse de retraite）から、振替（遺族）年金（pension de réversion）<sup>64</sup>が支給される場合がある。この振替（遺族）年金は、労働者や元労働者(老齢年金受給者)が受給するはずであった老齢年金の一部に相当する。以下では、民間部門の雇用労働者だった者が死亡した場合に支給される振替（遺族）年金に関して紹介する<sup>65</sup>。公務員や非雇用労働者であった者が死亡した場合も同様に振替（遺族）年金が支給される。

##### 2. 受給額

民間部門で就労している雇用労働者、または過去に民間部門で就労していて、既に公的老齢年金の受給を開始している者が死亡した場合、死亡した者が受け取るはずであった老齢年金の基礎部分<sup>66</sup>の 54%相当額を、基礎部分の遺族年金（pension de réversion du régime

---

<sup>63</sup> フランス政府の法律、規則、法務情報を公開するための公式ウェブサイト Legifrance において、関係条文の改正経過を 1985 年まで遡って確認することができるが、その時点で、生存配偶者の寡婦と寡夫を区別する文言は確認できない。また、J・J・デュペイルー（1978）では 1978 年当時の法規定に関する記述として、社会保険の一般制度の生存配偶者の権利に関する説明で、「寡婦」と「寡夫」（文中では「鰥夫」とされている）を区別する記述が確認できるが、労災の遺族に支払われる年金に関しては単に「配偶者」となっている。

<sup>64</sup> 法的婚姻関係にあった配偶者の年金に関する権利を寡婦に「振り替える」目的が遺族年金にあるとされている（COR(2006) p.3）。

<sup>65</sup> 主に、政府公共サービスサイト（Pension de réversion de l'époux(se) et de l'ex-époux(se) : décès d'un(e) fonctionnaire - FPE, Vérifié le 22 mai 2024 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)）および年金情報提供サイト Union Retraite（Droits du conjoint en cas de décès (pension de réversion)）を参照。

[https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F35774/1\\_0?idFicheParent=N378#1\\_0](https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F35774/1_0?idFicheParent=N378#1_0)

<https://www.info-retraite.fr/portail-info/sites/PortailInformationnel/home/mes-droits-a-la-retraite/ma-vie-personnelle-1/famille/pension-de-reversion-1.html>

<sup>66</sup> フランスの公的年金制度は、基本的に 3 階建の構造となっている。1 階が基礎部分（制度）（régime de base）、2 階が補足部分（制度）régime complémentaire、3 階が再補足部分（制度）régime supplémentaire である。基礎部分および補足部分は、原則として、強制加入となっている。

général) として、配偶者(性別を問わない、以下同様)が受け取ることができる。そのためには、少なくとも 55 歳以上であることや、死亡した者と結婚していたことが必要で、その婚姻期間は問われない。死別後に、再婚や内縁関係などカップルとして生活していても、この遺族年金を申請することができる。

しかし、既述の労災遺族補償年金とは異なり死亡した者と PACS や内縁関係にあった場合は、遺族年金の受給権がない。収入制限があり、単身の場合は 24,710.40 ユーロ以下、カップル(再婚や PACS など)の場合は世帯で 39,536.64 ユーロ以下でなければ、この遺族年金を受給することはできない。扶養している子供がいる場合や低年金の場合などは、年金額が増額されることもある。死亡した者が、15 年間以上年金保険料を拠出していた場合の最低遺族年金額は、年額で 3,983.29 ユーロとなる。15 年未満の場合は、その加入期間に応じて、最低遺族年金も減額される。また、世帯収入と遺族年金の合計が、単身の場合は 24,710.40 ユーロ、カップル(再婚や PACS など)の場合は、世帯で 39,536.64 ユーロを超える場合、その超えた額が、遺族年金から減額される。なお、この遺族年金は、毎月支給される。遺族年金は、労災遺族補償年金とは異なり、一般福祉税(CSG)および社会保障負債返済拠出金(CRDS)、所得税の課税対象である。

死亡した元雇用労働者の配偶者など(性別を問わない、以下同様)は、補足年金制度の遺族年金<sup>67</sup>を受給することも可能な場合がある。この補足年金制度の遺族年金の支給額は、死亡した者が受給するはずであった補足年金額の 60%である。その受給には、死亡した者と結婚していたことが必要で、死亡した者と PACS や内縁関係にあった場合は、受給権がない。また、配偶者が再婚した場合、補足年金制度による遺族年金の受給権は喪失する。補足年金制度の遺族年金の受給には、基礎部分の遺族年金制度とは異なり、収入制限はない。補足年金制度による遺族年金の支給は、原則として 55 歳からであるが、扶養する子供が 2 人以上いる場合や就労が不可能な場合などは、年齢に関係なく支給される。

## 第5節 公的一般年金制度の遺族年金(振替年金)制度における男女区別に関する歴史的遷移

年金方向性審議会(COR)によると、2003年8月の法改正によって、振替(遺族)年金の受給資格や支給条件に関して、男女の区別が解消された<sup>68</sup>。それまでの経緯は以下の通りである。なお、労災遺族補償年金の受給要件の男女差の変遷に関する資料は、今回の調査では見つけることはできなかった<sup>69</sup>。労災遺族年金と公的一般年金制度の振替(遺族)年金は別々

<sup>67</sup> 「Pension de réversion de la retraite complémentaire」。民間部門の雇用労働者を対象とした補足(年金)制度(公的年金制度の2階部分)の運営機関である Agirc-Arrco が支給する遺族年金。Agirc-Arrco のサイト(La pension de réversion) 参照。

<https://www.agirc-arrco.fr/ma-retraite/demander-ma-retraite/la-pension-de-reversion/>

<sup>68</sup> Conseil d'orientation des retraites, COR (2023), « Quels étaient les objectifs des droits familiaux et conjugaux lors de leur création ? », Document n°5 de la Séance plénière du 19 octobre 2023, Conseil d'orientation des retraites, octobre 2023. (4頁参照)

[https://www.cor-retraites.fr/sites/default/files/2023-10/Doc\\_05\\_Objectifs.pdf](https://www.cor-retraites.fr/sites/default/files/2023-10/Doc_05_Objectifs.pdf)

<sup>69</sup> 労災遺族補償年金の配偶者に対する補償については既述のとおり L.434-8 条に規定されている。フランス政

の制度であるが、本調査の目的の中心である労災遺族補償年金の受給要件に関する男女の統一を検討する上で参考になると考えられるので紹介する。本節を執筆する上で、嵩（2017）を参照した。

COR(2006)は、公的一般年金制度の振替（遺族）年金の沿革を簡単に紹介している<sup>70</sup>。以下では、主に COR(2006)の中で指摘されている振替（遺族）年金における受給要件や給付条件の男女の扱いの差の変遷を抜粋する。

ただし、直近の動向が含まれていない上に、制度改正の詳細が明記されていないため、断片的な内容に留まっていることにご留意いただきたい。

フランスでは、1853年の時点で国家公務員の振替（遺族）年金（*réversion*）が制度化されていたが、経済的に依存していた公務員の夫と死別した女性や子供などを支給対象とする制度だった<sup>71</sup>。寡婦の遺族年金受給資格は、そもそも寡婦が就労せずに家庭にいたために本人が年金を受給する権利を取得できないという創設当時の事情に基づいていた。夫が死亡した場合、寡婦は収入を奪われ、生活を支える経済的支援を必要とするため、遺族年金には夫の年金に関する権利を寡婦に「振り替える」目的があるとされている<sup>72</sup>。これらの措置は、女性の労働市場への参加が少なく、結婚して母親となることが多かった時代に考案されたものだった<sup>73</sup>。それに加えて、公務員制度は病気等で働けなくなった寡夫の場合を除き、寡婦にのみ年金の恩恵を与えるという明確な差別的な扱いをする制度であった<sup>74</sup>。

このような目的に基づき、配偶者の性別を区別せず、男性であれ女性であれ、年金受給の権利を「振り替える」ために、死亡した被保険者に実質的に「扶養」されていたことを受給条件とし、資力の確認を必須条件とし、配偶者が社会法上の給付を受けていないか、受ける可能性がないことを受給条件としていた。これらの遺族年金を受給するための条件は、一般的に本人の就労に基づき個人年金を受給する権利がある男性を事実上排除するものであった<sup>75</sup>。

---

府による法令、判例、官報などを公開しているデータベースウェブサイト *Légifrance* を用いて L.434-8 条の改正経緯を確認することができるが、そのデータベースでは 1985 年の規定まで遡ることができる。その当時の条文では、*conjoint*（配偶者）が用いられており、*veuve*（寡婦）や *veuf*（寡夫）を用いて性別を区別してはいない。

政府提供の法規定公布サイト *Légifrance*, Code de la sécurité sociale, Article L434-8.

[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article\\_lc/LEGIARTI000025016258](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000025016258)

<sup>70</sup> Conseil d'orientation des retraites (2007) « Eléments de calendrier historique des droits familiaux et conjugaux », Document n°4 de la séance plénière du 28 mars 2007, Conseil d'orientation des retraites, mars 2007.p.2.

<https://www.cor-retraites.fr/sites/default/files/2019-06/doc-760.pdf>

<sup>71</sup> Conseil d'orientation des retraites (2006) « L'égalité entre hommes et femmes dans le domaine des retraites en France : les fondements de quelques dispositifs », Document n° 16 de la Séance plénière du 07 juin 2006, Conseil d'orientation des retraites, juin 2006 によると、「遺族年金は、元々、世帯主である夫に依存している主婦の保護の意味合いが強かった。…主婦は常に家にいるため、年金の権利を獲得することが出来なかった」のである。

<sup>72</sup> Conseil d'orientation des retraites (2006) p.3.

<sup>73</sup> Conseil d'orientation des retraites (2023) p.1.

<sup>74</sup> Conseil d'orientation des retraites (2006) p.3.

<sup>75</sup> Conseil d'orientation des retraites (2006) p.3.

1945年に公的一般年金制度が導入され、この時に振替（遺族）年金制度も導入された。この時点で、退職年金の場合と同様に、振替（遺族）年金の受給開始年齢は65歳とされた。ただし、生存配偶者が労働不能である場合、年齢の条件は課されない。また、振替（遺族）年金を受給できるのは、配偶者（男性または女性）が加入者に扶養されている場合、すなわち、配偶者が本人の年金受給権を一切有しない場合に限られた。この時点で、婚姻期間の条件は2年間であり、加入者の60歳の誕生日以前に婚姻していなければならなかった。本人が年金受給権を一切有しないという規定のため、実質的には専業主婦を対象とする制度であった<sup>76</sup>。

1947年には、管理職の補足年金制度であるAGIRC<sup>77</sup>が創設され、振替（遺族）年金が導入された。離婚していない被扶養寡婦の振替率は、加入者の受給権の50%とされ、婚姻期間の条件は2年間で、再婚していないことが条件だった。必要とされる夫の就労期間は15年間で、夫は死亡時に40歳以上でなければならなかった。生存配偶者は60歳以降、最大振替率で振替（遺族）年金を受給することができる制度だった。また、50歳以上で振替（遺族）年金の受給を開始できるが、この場合は受給額が減額され、夫の死亡時に被扶養子を2人以上持つ寡婦は、年齢を問わず振替（遺族）年金を受給することができることになった。寡婦が振替（遺族）年金の2倍を超える勤労収入を得た場合、振替（遺族）年金の支給が停止された。

1948年には、公的一般制度の振替（遺族）年金が改正され、受給するための年齢条件が、受給者が就労不能となった場合は65歳から60歳に引き下げられた。同年、公務員の年金制度の振替（遺族）年金の受給権が、労働不能に陥り、回復の見込みがないこと（廃疾者）を条件として、加入者の寡夫（*veufs d'assurées*）に拡大された。

1951年のAGIRCの制度改正で、妻の死亡時に被扶養子が2人いた場合、または65歳未満で廃疾者である場合、振替（遺族）年金の受給権が加入者の夫に拡大された。最大振替率が50%から60%に引き上げられ、最大振替率で振替（遺族）年金を受給する年齢の条件が60歳から50歳に引き下げられた。身体に障害を伴う不治の疾病にみまわれた寡婦については年齢条件が課されないこととなった。

1959年のAGIRCの制度改正で、振替（遺族）年金の受給権が、本人が廃疾者であることを条件に、両親を失ったあらゆる年齢の孤児に拡大された。併せて、孤児を対象とした振替率が20%から30%に引き上げられた。

1961年のAGIRCの制度改正で、振替（遺族）年金を受給するために必要な保険料の支払い期間の条件が廃止された。また、1961年12月8日には、民間部門の非管理職被用者のための補足年金制度（ARRCO）が創設された<sup>78</sup>。

<sup>76</sup> Conseil d'orientation des retraites (2006) p.3.

<sup>77</sup> 管理職である被用者のための制度、AGIRC(管理職退職年金制度一般連合：Association générale des institutions de retraite des cadres)。

<sup>78</sup> 江口隆裕（2005）「フランスの補足年金制度—その改革に向けた歩み—」一橋大学経済研究所 世代間問題研究機構、4頁参照（ARRCO（補足年金制度連合：Association des régimes de retraite complémentaires)）。

1967年のAGIRCの制度改正で、振替（遺族）年金が寡夫に拡大されたが、受給者の年齢条件は寡夫と寡婦で異なり、振替（遺族）年金を受給するために必要な寡婦の年齢条件が50歳であるのに対し、寡夫は65歳とされた。

1968年のAGIRCの制度改正で、振替（遺族）年金を受給するために必要な婚姻期間の条件が廃止された。

1971年の公的一般制度の改正で、振替（遺族）年金の受給要件にあった「加入者が60歳の誕生日以前に婚姻していること」という条件が、振替（遺族）年金の受給申請の前の2年間、または加入者の死亡前の4年間、婚姻期間が続いていなければならないという条件に修正された。この改正によって、生存配偶者は、自らが年金受給権を有する場合でも振替（遺族）年金を受給できることとなった。ただし、振替（遺族）年金額が受給者本人の年金額を上回る場合、受給者は本人の年金との差額のみを振替（遺族）年金として受給でき、振替（遺族）年金の受給条件として、収入条件が被扶養配偶者という概念に代わって導入された。受給資格として年収の上限が設けられ、SMIC（法定最低賃金、時給）の2080倍に定められた。加入者の死亡時に収入が上限を超えていた生存配偶者には、振替（遺族）年金の受給権が与えられない上、受給条件には、受給者の勤労収入、本人の年金および財産に由来する収入が考慮されることとなった。

1972年の公的一般制度の改正で、振替（遺族）年金を受給するための年齢条件が65歳から55歳に引き下げられた。

1973年の公務員制度の改正で、振替（遺族）年金が女性公務員の寡夫に拡大された<sup>79</sup>。

1975年の公的一般制度の改正で、本人の年金と振替（遺族）年金の二重受給が可能とされたが、受給額には上限が設けられた。これ以前は、二重受給は認められていなかったが、振替（遺族）年金が生存配偶者本人の受給権を上回る場合は、振替分としての差額のみが支給されていた。

本人の受給権の算定は、年金の基本制度によって支給される退職年金または障害年金の全体が対象となる。公的一般制度では、本人の年金額と振替（遺族）年金額の算定にあたって、2つの上限が設けられ、以下のうち受給者にとって有利な方の上限が適用されることとなった。すなわち、(1) 算定条件は生存配偶者本人の受給権と死亡した加入者本人の受給権の合計の50%の金額（基礎制度のすべての年金を考慮に入れて算定）。(2) 一律上限は夫婦が取得した受給権にかかわらず、最低老齢年金額と国民連帯基金補足手当の合計に等しい金額、の2つである。

一般的に、年金の受給金額が低い夫婦にとっては、一律上限の方がより有利となる制度であった。この他、振替（遺族）年金の受給に必要な婚姻期間の条件は2年間で、収入条件は当初、加入者の死亡時に適用されていたが、1975年の改正後は、生存配偶者が年金受給を申

---

<https://cis.ier.hit-u.ac.jp/Common/pdf/dp/2005/dp272.pdf>

<sup>79</sup> Conseil d'orientation des retraites (2006) p.5.

請した時点で適用することができるようになった。

1976年のARRCOの制度改正で、寡婦を対象として、振替（遺族）年金を受給するための年齢条件を50歳とした。また、2人の被扶養子（身体に障害を伴う不治の疾病にみまわれた者であるか、加入者の死亡時に21歳未満）を持つ寡婦は、年齢にかかわらず振替（遺族）年金の受給権を有し、両親を亡くした孤児は振替率50%の年金受給権を有することとされた。

1977年の公的一般制度の改正で、本人の年金と振替（遺族）年金の二重受給の一律上限が、公的一般制度の最高年金額の60%とされた。

1978年の公的一般制度の改正で、本人の受給権と振替（遺族）年金の二重受給の一律上限が、公的一般制度の最高年金額の70%に引き上げられた。

1979年の公的一般制度の改正で、振替（遺族）年金の受給権が離婚した配偶者に拡大された。生存配偶者と1人または複数の離婚した元配偶者（再婚していない）がいる場合、振替（遺族）年金の受給権は、婚姻期間に応じてそれぞれに分配されることになった。

1979年のAGIRCの制度改正で、振替（遺族）年金の支給が、年齢（寡婦の場合は50歳、寡夫の場合は65歳）を条件として、再婚していない元配偶者に拡大された。受給者に被扶養子が2人以上いる場合、または受給者が廃疾者である場合、年齢条件は課されないことになった。また、配偶者と元配偶者の分配は、婚姻期間に獲得されたポイントに基づいて行われることになった。

1979年の改正で、一般被用者の補足年金制度（ARRCO）が改正され、寡婦の振替率を60%とし、身体に障害を伴う不治の疾病にみまわれた寡夫、または被扶養子が2人いる寡夫は振替率60%の振替（遺族）年金の受給権を有することになった。振替（遺族）年金の支給は、これらの条件が満たされなくなれば停止され、離婚した元配偶者（再婚していない）に振替（遺族）年金の受給権を与え、生存配偶者がいる場合に受給権を分配する改正が行われた。

1994年のAGIRC制度改正で、振替（遺族）年金の受給申請の年齢条件が寡夫、寡婦ともに60歳とされ、55歳から減額された年金の受給が可能となった。公的一般制度の振替（遺族）年金の受給者は、55歳になれば、最大振替率での振替年金の受給を申請することができるようになった。

1996年のARRCOの制度改正で、振替（遺族）年金の受給権が、寡婦と同じ受給条件のもと加入者の寡夫に拡大された。振替（遺族）年金の年齢条件は、1996年6月30日以降に死亡した場合を対象として、寡婦、寡夫ともに55歳に定められた。

1999年にはPACSが制度として導入されたが、振替（遺族）年金の受給権は、PACSを締結したカップルには拡大されないことになった。

公的一般年金制度の振替（遺族）年金の受給要件や支給条件における男女差を全面的に解消するための法案が国会に提出されたのは2002年である。この法案<sup>80</sup>には、公務員の振替

---

<sup>80</sup> 民間および軍人の退職年金法における男女間の格差をなくすことを目的とした法案（Proposition de Loi visant à supprimer toute différence entre les hommes et les femmes dans le code des pensions civiles et

(遺族)年金に関する男女間の不平等の解消策が盛り込まれていた<sup>81</sup>。この法案の趣旨説明において、公務員の夫と死別した女性は、その年齢に関係なく、亡き夫の年金の50%を振替(遺族)年金として請求することができた一方で、公務員の妻と死別した男性の場合、振替(遺族)年金の受給は60歳になるまで待たなければならず、また、振替(遺族)年金の額が、月額4,915フラン(749.29ユーロ)に制限されているなど、寡夫は寡婦と比べて二重にペナルティーが科されていると指摘された。この法案は、こうした性別に基づく差別を解消することを目的としていたが、国会で採択されることはなかった<sup>82</sup>。その後の法案の修正等を経て、2003年8月の法改正によって、振替(遺族)年金の支給条件の男女差が2004年から段階的に解消されていった。公的一般制度およびそれに並ぶ諸制度の振替(遺族)年金を受給する年齢条件が段階的に廃止され、新たな措置が2011年から全面的に適用されることになった。

## 第6節 保険給付について、男女で相違を持たせている例

柴田(2017)によると、年金の特別制度(主に公務員を対象とする制度)、書記や公証人の年金制度等、振替(遺族)年金の支給要件が男女で異なる制度もあるとされている<sup>83</sup>。詳細については未詳である。労災遺族補償年金については、男女の相違を確認できる資料は見つからなかった。

## 第7節 婚姻とPACSの相違

配偶者に対する受給要件に関して、公的一般制度の遺族補償年金(振替年金)は、配偶者の受給資格が法的な婚姻関係に限定されるのに対して、労災遺族補償年金の受給資格は、内縁やPACSのパートナーを含む点で違いが見られる。ここで、法的な婚姻関係とPACSの違いについて確認しておきたい。

1999年に導入されたPACS制度は、成人で共同生活を営むカップルに、結婚している者に付与される権利の一部を認める制度で、同性カップルも異性カップルも利用することができる。PACSを締結しているカップルは、同一世帯とみなされ、例えば、所得税の申告は連名で行い(すなわち、同一世帯となる)、相互扶養義務も生じる<sup>84</sup>。しかし、婚姻カップルに

---

militaires de retraite)。

<sup>81</sup> 上院ウェブサイト(PROPOSITIONS DE LOI, Pensions, Texte n°40 (2002-2003) de M. Jean Louis MASSON, déposé au Sénat le 31 octobre 2002) 参照。なお、政府提案の法案 Projet de Loiではなく、議員提案の法案 Proposition de Loiであった。

<https://www.senat.fr/leg/pp102-040.html>

<sup>82</sup> 上院ウェブサイト(DOSSIER LÉGISLATIF, Pensions, Proposition de loi visant à supprimer toute différence entre les hommes et les femmes dans le code des pensions civiles et militaires de retraite) 参照。

<https://www.senat.fr/dossier-legislatif/pp102-040.html>

<sup>83</sup> 柴田(2017)153頁参照。

<sup>84</sup> 例えば、政府公共サービスサイト(Effets d'un Pacs, Vérifié le 21 juin 2024 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)) 参照。

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1026>

は、配偶者の苗字の使用が認められたり、養子を迎えることができるのに対して、PACS を締結しているカップルには、それらが認められていない。

その後、2006年の法改正で、PACSのパートナーが死亡した際、遺言によって禁止されていない限り、残されたパートナーは、(結婚している配偶者が死亡するまでと同様に)死亡したパートナーを含む共同名義の住居に少なくとも1年間は居住し続けることができるようになった<sup>85</sup> <sup>86</sup>。

このように、PACS締結者の権利が拡大してきたとは言え、婚姻関係にある者と比べれば、大きく制限されていた。そのため、同性カップルにも、異性カップルと同様の権利を与えるよう、同性婚を認める考えや動きが拡大してきた<sup>87</sup>。そして、2012年の大統領選で同性婚の実現を公約に掲げたオランド大統領が当選して、法整備が進み、2013年から同性婚が認められている。

PACSは、締結も解消も、結婚と比べて容易に行える。例えば、結婚の際には、配偶者ごとに証人が必要であるが、PACS締結の際には必要ない。また、結婚の場合は、結婚式が行われる市町村の役所に少なくとも10日間の婚姻公示(2人の結婚予定が、役所に掲示される)を行った後に結婚できるが、PACSの場合は、そのような公示はなく、待期間もない<sup>88</sup>。離婚する場合は、弁護士を雇わなければならない上に、家族問題を担当する裁判官(juge aux affaires familiales)の判断(決定)が必要であるが、PACS解消の場合は、それを通告するだけでよい<sup>89</sup>。さらに、PACSを締結している者が結婚した場合は、自動的にPACSが解消される一方、結婚している者は離婚しない限り、PACSを締結することができない。

このように、PACSは、結婚と比べて、締結や解消が容易であると同時に、カップルとしての様々な権利・義務も制限されている。したがって、PACSは、結婚と(法的根拠のない)同棲・恋愛関係の中間に当たる制度であると言える。しかしながら、婚姻関係にある者に対

---

<sup>85</sup> 政府公共サービスサイト (Du mariage civil au mariage pour tous : deux siècles d'évolution, Dernière modification : 7 juin 2019) 参照。

<https://www.vie-publique.fr/eclairage/24161-du-mariage-civil-au-mariage-pour-tous-deux-siecles-devolutio>

<sup>86</sup> 政府公共サービスサイト (Quels sont les droits du conjoint sur le logement du défunt ? Vérifié le 15 février 2024 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)) 参照。

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1725?lang=&quest0=0&quest1=1&quest=>

<sup>87</sup> 政府公共サービスサイト (Du PACS au mariage pour tous : l'application de la loi ouvrant le mariage aux couples de même sexe, Dernière modification : 17 avril 2023) 参照。

<https://www.vie-publique.fr/eclairage/19445-le-mariage-pour-tous-application-de-la-loi-du-17-mai-2013>

<sup>88</sup> 政府公共サービスサイト (Mariage en France, Vérifié le 17 mars 2025 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre), Ministère chargé de la justice) および (Se pacser, Vérifié le 18 avril 2025 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)) 参照。

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F930#>

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1618>

<sup>89</sup> 政府公共サービスサイト (Divorcer devant le juge : procédure, Vérifié le 16 décembre 2024 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)) および (Dissoudre un Pacs, Vérifié le 19 mars 2024 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre), Ministère chargé de la justice) 参照。

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F35837>

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1620#>

する法的な権利・義務と PACS 締結者に対するそれらの違いの根拠（例えば、結婚と PACS で、振替（遺族）年金の受給権の有無に違いを設けた理由）は未詳である<sup>90</sup>。

## おわりに

フランスの現行の労災補償保険制度において遺族が受給する要件に性別による差はない。公的一般の振替（遺族）年金制度の受給要件の歴史的遷移を見ると、かつては性別の差を設けていた。それが、1970年代以降、解消され、2003年8月の法律によって完全に一致させる制度となった。その背景には、女性の労働力率の向上など、女性の労働市場参入が進展してきた歴史的経緯がある。かつて、本人の就労に基づく個人年金を受給できるのはほとんどが男性だったため、遺族年金は本人の個人年金を受給できない女性に実質的に受給資格を限定する制度だった。女性の社会進出が進むにつれて、1970年代から受給資格の改正が行われ、2003年になって性別による受給資格の区別はなくなった。受給資格とともに、受給開始年齢に関する性別による区別が解消されるまでに、30年以上の月日を要したことになる。

## 参考文献

- 岩村正彦（1984）『労災補償と損害賠償：イギリス法・フランス法との比較法的考察』東京大学出版会。
- 岩村正彦（1989）「第6章 労災補償制度」『フランスの社会保障』社会保障研究所編、151～166頁、東京大学出版会。
- 岩村正彦（1999）「第7章 労災補償」『フランス』（先進諸国の社会保障 6）、145～160頁、藤井良治、塩野谷祐一編、東京大学出版会。
- 岩村正彦（2002）「第4章 フランス」『労災補償制度の国際比較研究』調査研究報告書、No.148、63～80頁、日本労働研究機構。
- 岡伸一（2000）「日本の遺族給付制度と男女平等待遇」、『人文・社会科学論集』16巻、149～179頁、2000年3月、東洋英和女学院大学。
- 神尾真知子（1993）「フランスにおける単親家族と社会保障」『海外社会保障情報』104号、4～18頁。
- 河野奈月（2020）「第二章 フランス法」『労災補償保険制度の比較法的研究—ドイツ・フランス・アメリカ・イギリス法の現状からみた日本法の位置と課題』労働政策研究報告書

---

<sup>90</sup> 公的一般年金制度は、家計を一にした形態が条件となっており、民法典上の相続に関する手続きの対象になるという点で、労災補償の遺族補償とは性格的に異なることがその理由ではないかと考えられる。なお、2005年に法務省が設置したワーキンググループは、PACSを結んで2年になるパートナーに対して振替（遺族）年金の受給の権利を拡大することが適切と考える見解を示した。これに対して、2006年の議会の情報調査団は、あらゆる濫用リスクを防ぐため、この権利はPACSを結んで5年以上のパートナーに限って認めるべきであると提案した（Conseil d'orientation des retraites (COR)(2006) p. 6）。

- No.205、55～87 頁、労働政策研究・研修機構。
- 柴田洋二郎（2017）「フランスにおける遺族年金の概要と理念」『社会保障法』日本社会保障法学会、32 号、149～159 頁。
- 嵩さやか（2017）「フランスの遺族年金制度」『働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究』81～103 頁、厚生労働行政推進調査事業費補助金、政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）、研究代表者：百瀬優、平成 29（2017）年 5 月。
- 保原喜志夫（1981）「フランスの労災補償-5-」（世界の労災補償--生命の値段の国際水準）『労働法学研究会報』32 卷（6 号）、通号 1350 号、25～33 頁、労働開発研究会。
- J.-J.デュペイラー（1978）『フランスの社会保障』上村政彦、藤井良治共訳、光生館。
- Antoine Prost et Jean-Richard Cytermann（2010）Une histoire en chiffres de l'enseignement supérieur en France, Pages 31 à 46, Le Mouvement Social, Mutations de la science et des universités en France depuis 1945, 2010/4 n° 233, La Découverte.
- Caisse nationale de l'Assurance Maladie (CNAM)（2018）« Rapport annuel 2017 de l'Assurance Maladie - Risques professionnels, Éléments statistiques et financiers » 1 décembre 2018.
- Caisse nationale de l'Assurance Maladie (CNAM)（2019）« Rapport annuel 2018 de l'Assurance Maladie - Risques professionnels, Éléments statistiques et financiers » 1 décembre 2019.
- Caisse nationale de l'Assurance Maladie (CNAM)（2023）« Rapport annuel 2022 de l'Assurance Maladie - Risques professionnels, Éléments statistiques et financiers » 20 décembre 2023.
- Caisse nationale de l'assurance maladie (CNAM)（2024）« Rapport annuel 2023 de l'Assurance Maladie - Risques professionnels, Éléments statistiques et financiers » 20 décembre 2023, décembre 2024.
- Conseil d'orientation des retraites (COR)(2006), « L'égalité entre hommes et femmes dans le domaine des retraites en France : les fondements de quelques dispositifs », Document n°16 de la Séance plénière du 07 juin 2006, « Différenciation des rôles et égalité entre hommes et femmes. Les modèles, les expériences nationales et les évolutions du droit des retraites en France. ».
- Conseil d'orientation des retraites (COR)(2007), « Éléments de calendrier historique des droits familiaux et conjugaux » Document n°4 de la séance plénière du 28 mars 2007, « Éléments de constat sur les droits conjugaux et familiaux en France et à l'étranger, analyse juridique du principe d'égalité entre hommes et femmes ».
- Conseil d'orientation des retraites (COR)(2023), « Quels étaient les objectifs des droits familiaux et conjugaux lors de leur création ? », Document n°5 de la Séance plénière

- du 19 octobre 2023, Conseil d'orientation des retraites, octobre 2023.
- Dupeyroux, Jean-Jacques, Borgetto, Michel et Lafore, Robert (2015) Droit de la sécurité sociale (18e édition), Dalloz.
- Elena G. F. Stancanelli (2006) « Les couples sur le marché de l'emploi - Une analyse exploratoire des années récente », Revue de l'OFCE, no 99, OFCE, octobre 2006, pp. 235-272.
- Gilles Rotman, L. Bellin, A.-C. Morin, C. Perrel, C. Pfister (2010) « 50 ans de mutations de l'emploi », INSEE PREMIÈRE, No 1312, INSEE, septembre 2010.
- Henri Martin (2022a) Les évolutions de l'activité et de l'emploi en France au fil des générations, Population, Volume 77, numéro 1, 2022/1, Ined Éditions, Pages 141 à 158.
- Henri Martin (2022b) Après plusieurs décennies de forte progression, le taux d'emploi des femmes commence à stagner en France, Population et Sociétés, n° 606, Décembre 2022.
- Michel Borgetto et Robert Lafore (2023) Droit de la sécurité sociale, 20e édition, Dalloz.
- Michel Praderie, Mme Gentil, (1964) L'emploi féminin en 1962 et son évolution depuis 1954, Economie et Statistique, Année 1964, 19-12, pp. 3-122, Etudes et conjoncture - Institut national de la statistique et des études économiques (INSEE) , n°12, 1964 (19<sup>e</sup> année).
- Raphaël Lardeux et Pierre Pora (2024) L'indemnisation des accidents du travail avec incapacité permanente compense-t-elle leurs conséquences financières ? LES DOSSIERS DE LA DREES, N° 117, Paru le 11/04/2024.

## 補章 イギリス

### はじめに

イギリスでは、わが国の遺族（補償）等年金に相当する制度はない。かつて、労災補償制度において実施されていた遺族向け給付は、制度の簡素化により 1980 年代に廃止され、業務災害による労働者の死亡に伴う遺族への給付については、一般の遺族向けの給付制度の枠内で支給が行われている。

### 第1節 労災補償制度と遺族給付

#### 1. 制度導入と変遷

上田（2020）<sup>1</sup>によれば、イギリスでは 1897 年労働者災害補償法<sup>2</sup>により、使用者の過失の有無を問わずに災害補償を行う労災補償制度が初めて導入され、その後、1946 年国民保険（業務災害）法<sup>3</sup>の制定によって社会保険法の枠組みに組み入れられた。1946 年当時の労災補償給付<sup>4</sup>としては、短期・長期あるいは将来にわたる労働不能に対する業務障害給付などと並んで、被用者が死亡した場合に遺族に対して支給される業務死亡給付（Industrial Death Benefit）が設けられていた。

同制度は、業務災害により死亡した被用者（employed earner）と同居または定期的な生活費の支払いを受けていた（受ける権利があった）妻、もしくは全面的にまたは主に扶養されており自活の見込みのない夫等<sup>5</sup>に対して、死亡者による国民保険拠出の有無を問わず、所定の給付額を年金として、条件を満たす限り生涯にわたり支給するものである。死亡直後 26 週について一律の額（公的年金より 2～3 割高い額）を支給した後、女性で子供がいる（または妊娠している）場合や、所定の年齢を超える場合等<sup>6</sup>、また男性で要件を満たす場合には、公的年金の基礎年金額および子供の数に応じた加算と同等額を、また子供がいない場合には公的年金の 3 割相当額を、再婚等により受給資格を喪失しない限り支給するものであった<sup>7</sup>。

<sup>1</sup> 労働政策研究・研修機構（2020）『労災補償保険制度の比較法的研究—ドイツ・フランス・アメリカ・イギリス法の現状からみた日本法の位置と課題』（第 4 章イギリス（上田達子執筆章））

<sup>2</sup> Workmen's Compensation Act 1897

<sup>3</sup> National Insurance (Industrial Injuries) Act 1946

<sup>4</sup> 上田によれば、①短期の労働不能に対する業務傷害給付（industrial injury benefit）、②長期的な労働不能に対する業務障害給付（industrial disablement benefit）、③障害により将来的にも労働不能となった場合に年金を増額する就業能力補足給付（unemployability supplement）、④障害により従来職業やそれと同等の職業に就くことが不可能な場合に対する所得保障としての特別困難手当（special hardship allowance）、⑤被用者の遺族に対して支給される業務死亡給付（industrial death benefit）の 5 種類。

<sup>5</sup> 廃止前の旧法（Social Security Act 1975）では、配偶者（妻・夫）以外に、労災死亡者が（全面的にまたは主に）扶養していた親、親戚などが支給対象として挙げられていたが、廃止に向けた法改正（Social Security Act 1986 Sch.3）で削除されている。

<sup>6</sup> 年齢については、50 歳以上または子供が世話の必要な年齢を超えた際に 40 歳以上であったことが要件。このほか、自活の見込みがない場合や、妊娠している場合（Social Security Act 1975 s.68）。

<sup>7</sup> Institute for Fiscal Studies 'Fiscal facts' ([https://ifs.org.uk/tools\\_and\\_resources/fiscal\\_facts](https://ifs.org.uk/tools_and_resources/fiscal_facts))。なお、2024 年度時点の支給額は、子供がいる場合で週 169.50 ポンド（公的年金（従来型）の基礎年金額と同額）、いない場合で 50.85 ポンド。

しかし、これらの労災補償給付は、受給者が少ない割に管理運営費が高んだことや、重度の障害者に対する給付をより手厚くすること等を理由に、長期的な労働不能に対する給付を除いて 1982 年以降に順次廃止され、一般の社会保障給付に統合された<sup>8</sup>。この一環として、業務死亡給付も 1988 年に廃止されている<sup>9</sup><sup>10</sup>。以降の業務災害による死亡者の遺族に対する給付は、一般の遺族関連給付（主に、死亡後の一時金および子供の有無等に応じた有期の給付）により代替されることとなった<sup>11</sup>。これらは後に、さらに支給期間を限定した給付に再編されている（後述）。

一方、簡素化された労災補償制度としては、現在、業務災害による一定程度以上の障害を前提とする労災障害給付（Industrial Injuries Disablement Benefit）<sup>12</sup>が設けられ、障害の生活への影響に応じた加算が行われている。

## 2. 給付の性格（被扶養利益の補填／稼得能力がない者への保障など）

労災補償制度において実施されていた業務死亡給付は、死亡者による国民保険への拠出の有無にかかわらず、所定の額を条件を満たす限り生涯支給する制度であり、基本的には扶養されていた遺族に対する中長期的な（老齢年金を含む）所得保障が主眼と見られる。特に女性（寡婦）については、子供の有無と自身の年齢が就労可能性に大きく影響するとの前提が窺える。同時に、子供のいない女性に関する大幅な減額や、年齢に関する条件、また特に男性（寡夫）について、支給対象を稼得能力のない者に限定している点などからは、制約がない限り就労による生活の維持を促すことが意図されていたと見られる。なお、Institute for Fiscal Studies（2010）<sup>13</sup>は、公的基礎年金額の 80 年代後半における給付水準について、平均賃金額の 20%弱と試算している。遺族の所得保障として充足的かは一概に言えないが、業務死亡給付は所得調査制の給付ではないため、就労等による追加的な収入は支給額には影響しない。また、受給者が年金支給開始年齢に達した際の公的年金との併給調整については、受給者自身の拠出に基づいて支給される基礎年金額は影響を受けないものの、配偶者の拠出

<sup>8</sup> 上田（上掲）。

<sup>9</sup> Department for Work and Pensions 'Industrial Injuries Disablement Benefits: technical guidance' (<https://www.gov.uk/government/publications/industrial-injuries-disablement-benefits-technical-guidance/industrial-injuries-disablement-benefits-technical-guidance#simplification-changes-under-the-welfare-reform-act-2012>)

<sup>10</sup> なお、廃止に先立って受給していた者（または 1988 年 4 月 11 日より前の業務災害の死亡者の遺族で、新規申請の受付が停止された 2012 年までに申請を行った者）に対する支給は、条件を満たす限り継続されている。Department for Work and Pensions の公表するデータによれば、業務死亡給付の受給者は、1991 年度の 2 万 5000 人から 2023 年度には 2000 人に減少しており、同年度の支給総額は 1400 万ポンド（'Benefit expenditure and caseload tables 2024' (<https://www.gov.uk/government/publications/benefit-expenditure-and-caseload-tables-2024>)）。

<sup>11</sup> Institute for Fiscal Studies (2016) "A survey of the GB benefit system" (<https://ifs.org.uk/publications/survey-gb-benefit-system>)

<sup>12</sup> 1992 年法（103 条）では障害年金（disablement pension）と記載。同法 94 条はこのほかの労災補償給付として Reduced Earnings Allowance、Retirement Allowance、Industrial Death Benefit を列挙しているが、前二者は 1990 年以前に関する申請のみが可能、また Industrial Death Benefit は上述のとおり廃止。

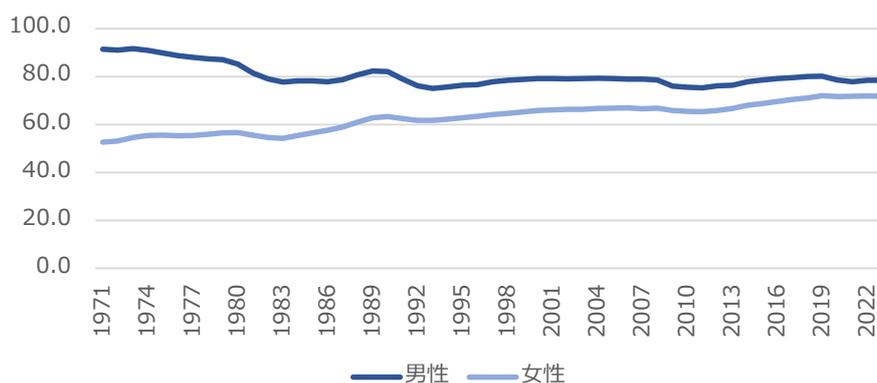
<sup>13</sup> Institute for Fiscal Studies (2010) "The history of state pensions in the UK: 1948 to 2010" (<https://ifs.org.uk/publications/history-state-pensions-uk-1948-2010>)

に基づく加算分（年金額が満額に達しない場合に認められる）は減額対象となる<sup>14</sup>。

一方、業務死亡給付から遺族関連給付への転換により、給付期間は最長でも年金支給開始年齢までに限定され、以降は受給者の社会保険料の拠出に基づく年金（および配偶者の拠出に基づく加算）によることとなった。また遺族関連給付においては、丸谷（2017）<sup>15</sup>によれば、1999年の法改正まで男性には受給権が認められていなかった。社会保障制度全般の改革に関する議論の中で、遺族関連給付の支給に関する男性（寡夫）の不利益な取り扱いや、男女間の支給条件の不合理的といった問題が指摘され、裁判でも争われたことなどを背景に、男性を支給対象とする法改正が実現したという。この過程で、女性も男性と同様、配偶者の死亡から一定期間後には就労することを求める制度改革が行われたとされる。なお前後して、1995年には、男性より5歳低く設定されていた女性の年金支給開始年齢を男性に揃えるため、2010年から2020年にかけて、女性の支給開始年齢を60歳から65歳に引き上げる法改正も行われている<sup>16</sup>。

丸谷は、遺族給付制度の導入当初には、男性配偶者の死亡による一時的なニーズへの金銭的補助と、主稼得者の死亡に対する非就労の妻と子の生活保障が目的とされ、これには性別役割分業が前提となっていたが、労働市場の変容により女性の就労率が高まる中で（図表補-1）、老齢年金が個人単位化され、遺族給付制度も有期給付とされて生活保障の要素が消失するなど、稼働能力者が可能な限り働くことを中核とする制度へと移行してきた、と分析している。

図表補-1 男女別就業率の推移（16-64歳、%）



出所：Office for National Statistics 'Employment rate (aged 16 to 64, seasonally adjusted)'

(<https://www.ons.gov.uk/employmentandlabourmarket/peopleinwork/employmentandemployeetypes/timeseries/lf24/lms>)

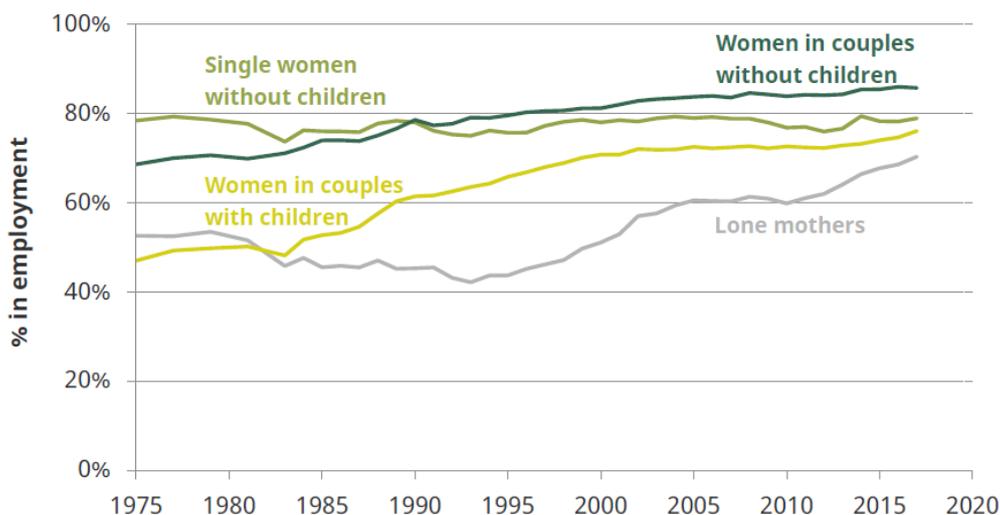
<sup>14</sup> 所管省庁（Department for Work and Pensions）の職員向けガイダンスによる（'DMG Vol 3 Ch 17: Overlapping benefits' (<https://www.gov.uk/government/publications/decision-makers-guide-vol-3-subjects-common-to-all-benefits-staff-guide>)). 業務死亡給付と老齢年金は、目的が重複する給付として扱われるものの、本人の拠出に基づく基礎年金額は減額から保護される。

<sup>15</sup> 百瀬優ほか（2017）『働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度の在り方に関する調査研究』（Ⅱ第1章丸谷浩介執筆章）

<sup>16</sup> House of Commons Library (2023) "State Pension age review" (<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn06546/>)

Institute for Fiscal Studies (2018)<sup>17</sup>によれば、この間、就業率の上昇は特に子供を持つ母親で顕著に見られ(図表補-2)、配偶者のいる母親の就業率では1983年の42%から2017年には76%に、また一人親の母親については、1993年の40%から2017年には70%となっている<sup>18</sup>。また、女性フルタイム労働者(週30時間以上)の比率の上昇(1985年の29%から2017年には44%)も併せて指摘している。就労を通じて社会保険料の支払いを行うことで、自らの年金受給の権利を獲得あるいは受給額を拡大する女性が増加したと推測される。

図表補-2 配偶者・子供の有無別女性就業率



注：25-54歳層に関するデータ。

出所：Institute for Fiscal Studies (2018) "The rise and rise of women's employment in the UK" (<https://ifs.org.uk/publications/rise-and-rise-womens-employment-uk>)

### 3. 受給要件、受給額、受給権順位、給付期間、他の社会保険との併給調整

#### (1) 労災障害給付

労災障害給付 (Industrial Injuries Disablement Benefit)<sup>19</sup>は、被用者 (employed earner)<sup>20</sup>を対象とするもので、自営業者は除外される。ただし、給付の支給には、国民保険料の拠出の有無や期間は問われず、業務上の事故や業務が原因で生じた病気 (指定疾病)<sup>21</sup>による障害であることが要件となる<sup>22</sup>。障害の程度が、100%を上限としてパーセンテージにより評価され、これに応じて支給額が決定される。通常、障害の程度が14%を超える場合のみ、継続

<sup>17</sup> Institute for Fiscal Studies (2018) "The rise and rise of women's employment in the UK" (<https://ifs.org.uk/publications/rise-and-rise-womens-employment-uk>)

<sup>18</sup> 結果として、子供を持つカップルのうち両親とも就労している比率は、1975年の48%から2015年には68%に上昇したとされる。

<sup>19</sup> Gov.uk 'Industrial Injuries Disablement Benefit' (<https://www.gov.uk/industrial-injuries-disablement-benefit>)

<sup>20</sup> または就労支援のための訓練コースの参加者。

<sup>21</sup> Social Security (Industrial Injuries) (Prescribed Diseases) Regulations 1985, Schedule 1 Part Iにおいて、指定疾病と原因業務を列挙(<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/1985/967/schedule/1>)。

<sup>22</sup> 業務災害の認定については、上田 (上掲) を参照のこと。

的な年金の受給が可能となる（例外あり）。なお、障害の程度が 100%の場合の支給額は週当たり 221.50 ポンド<sup>23</sup>で、以下、障害の度合いに対応した金額が設定されている（図表補-3）。

加えて、障害の生活への影響の実態に応じてこれに加算される二つの手当が設けられている。ひとつは常時付添手当（Constant Attendance Allowance）で、障害の程度が 100%かつ生活に必要な活動に常時付き添いを必要とすると認められる場合に支給される。また、常時付添手当の受給者のうち上位 2 区分（exceptional または intermediate）（図表補-4）に該当し、かつ今後もその状態が継続すると判断された者に対して、特別重度障害手当（Exceptionally Severe Disablement Allowance）として定額（2024 年度は週 88.70 ポンド）が加算される<sup>24</sup>。

図表補-3 障害の程度と労災障害給付の週当たり支給額の目安

判定された障害の程度	週当たり額
100%	£221.50
90%	£199.35
80%	£177.20
70%	£155.05
60%	£132.90
50%	£110.75
40%	£88.60
30%	£66.45
20%	£44.30

出所：<https://www.gov.uk/industrial-injuries-disablement-benefit/what-youll-get>

図表補-4 常時付添手当の区分別週当たり支給額

Exceptional rate	£177.40
Intermediate rate	£133.05
Full day rate	£88.70
Part day rate	£44.35

出所：<https://www.gov.uk/constant-attendance-allowance/what-youll-get>

労災障害給付は、他の国民保険の拠出制の給付（就労不能給付、求職者手当、雇用・補助手当など）とは併給が可能だが、低所得層に対する所得調査制の給付（所得補助、住宅補助、ユニバーサル・クレジットなど）については支給額の調整があり得る<sup>25</sup>。

<sup>23</sup> 2016 年の制度改正により導入された新公的年金制度（基礎・付加年金の二層型から一層型の定額年金への転換）の基礎年金額（週当たり 221.20 ポンド）とほぼ同等。

<sup>24</sup> <https://www.gov.uk/industrial-injuries-disablement-benefit/further-information>

<sup>25</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/industrial-injuries-disablement-benefits-technical-guidance/industrial-injuries-disablement-benefits-technical-guidance>

## (2) 遺族関連給付

一方、上述のとおり、遺族関連給付は女性の就労拡大を背景に、中長期的な所得保障よりも稼働能力者が可能な限り働くことを中核とする制度に移行してきたとみられる。遺族関連給付の制度改革の一環として、2001年には、子供を持たない45歳以上の寡婦・寡夫を対象に年金支給開始年齢まで支給されていた寡婦年金（Widow's Pension）が、支給期間を52週に限定した遺族手当（Bereavement Allowance）に置き換えられた。また、直近では2017年に各種給付<sup>26</sup>の再編が行われ、一時金と有期（18カ月）の手当支給による遺族補助手当（Bereavement Support Payment）が新たに導入されている。丸谷（上掲）によれば、制度改革は「給付の公平性を確保し、より寛大で、貧困撲滅に資するものであり、労働から遠ざかっている状態を改善して福祉依存を減らすこと」が目的とされた<sup>27</sup>。

新たに導入された遺族補助手当は、死亡者が1975年度以降の任意の1年間（税制年度）について25週分以上の国民保険（被用者または自営業者として）の拠出を行ったか、業務災害（事故・疾病）により死亡した被用者であること<sup>28</sup>を条件に、年金支給開始年齢前の配偶者等<sup>29</sup>に対して、所得の多寡にかかわらず一時金と最長18カ月間の給付を支給する<sup>30</sup>。支給額は、子供（16歳未満）がいるか妊娠中の場合、一時金3,500ポンドと月当たり350ポンド、子供が居ない場合には一時金2,500ポンドと月当たり100ポンドである。ただし、配偶者等の死亡から3カ月を超えて申請する場合、申請時期に応じて支給期間が短縮されるほか、12カ月を超えて21カ月以内の申請の場合は一時金も不支給となる（死亡から21カ月超の申請は原則不可）。また、支給開始から1年間は、他の給付の受給に影響しないが、1年を超えて手元に残っている金銭は、所得調査制の給付の支給額に影響し得るとされる<sup>31</sup>。

なお、支給対象が年金支給開始年齢未満層のため、公的年金との併給は生じない。

---

<sup>26</sup> 各制度の概要は以下の通り：

－遺族給付（Bereavement Payment）：非課税の一時金（2017年度時点で2000ポンド）、配偶者の死亡に伴う費用を補助。

－遺族手当（Bereavement Allowance）：業務災害死亡者の死亡時点で45歳以上で子供を持たない配偶者（またはパートナー）に対して、52週間支給（課税対象）。支給額は年齢による加算があり、45歳で週44.52ポンド、55歳以上で週148.40ポンド（いずれも2024年度）。

－遺族一人親手当（Widowed Parent's Allowance）：児童給付の支給対象となる16歳未満の子供（場合によって20歳未満）を持つ一人親に対して、最高で週148.40ポンドを支給（2024年度、課税対象）。子供が児童給付の対象から外れるか、受給者が公的年齢の支給開始年齢に達した場合、または再婚等により支給停止。

（House of Commons (2017) "Bereavement Support Payment"

（<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-7887/>）ほか）

<sup>27</sup> 制度改革の経緯や議論の詳細は、丸谷（上掲）を参照。

<sup>28</sup> 業務災害による死亡の場合、拠出に関する要件を満たしたものととして扱われる（Pensions Act 2014 s.31）（<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/19/section/31>）。

<sup>29</sup> パートナーの死亡時に、婚姻またはシビルパートナーシップ（性別を問わず）の関係、または事実婚の関係（かつ子供が居るか、妊娠している）にあった者。

<sup>30</sup> <https://www.gov.uk/bereavement-support-payment/eligibility>

<sup>31</sup> <https://www.gov.uk/bereavement-support-payment/what-youll-get>

## 第2節 受給状況等

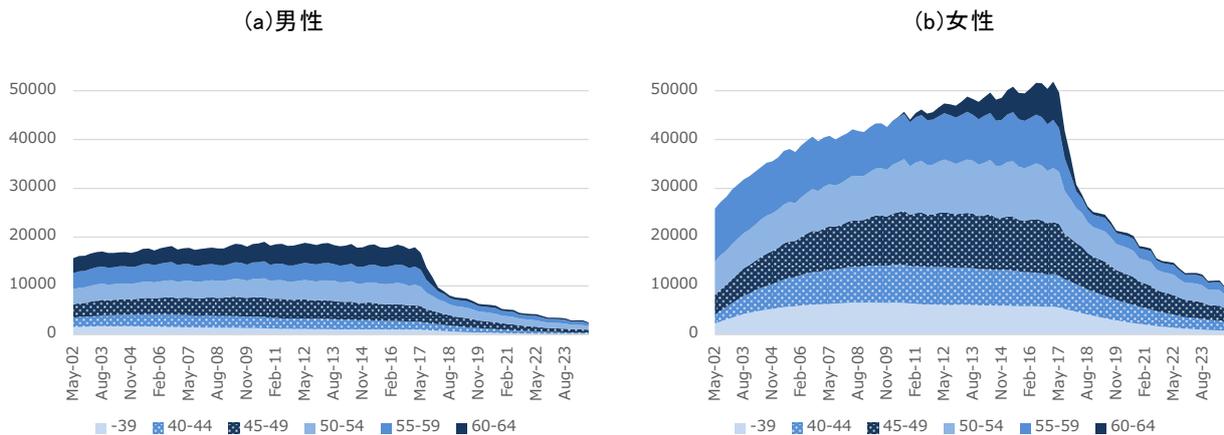
### 1. 遺族関連給付の受給者数等

#### (1) 年齢階級別受給者数

各給付の受給者のうち、業務災害に関連した受給者数は公表されていないため、以下では受給者全体に関するデータを参照する。まず、遺族一人親手当の受給者数を男女別に見ると、2024年8月時点で男性の2,531人に対して女性が9,686人で、受給者の8割近くを女性が占めるほか、男女とも受給者の大半を45歳以上層が占めている（図表補-5）。また、女性における2010年以降の60歳以上層の増加は、女性の年金支給開始年齢の引き上げ開始が影響していると見られる。遺族補助手当への再編の影響により、受給者は2017年2月（男女計で6万9783人）以降大きく減少している。

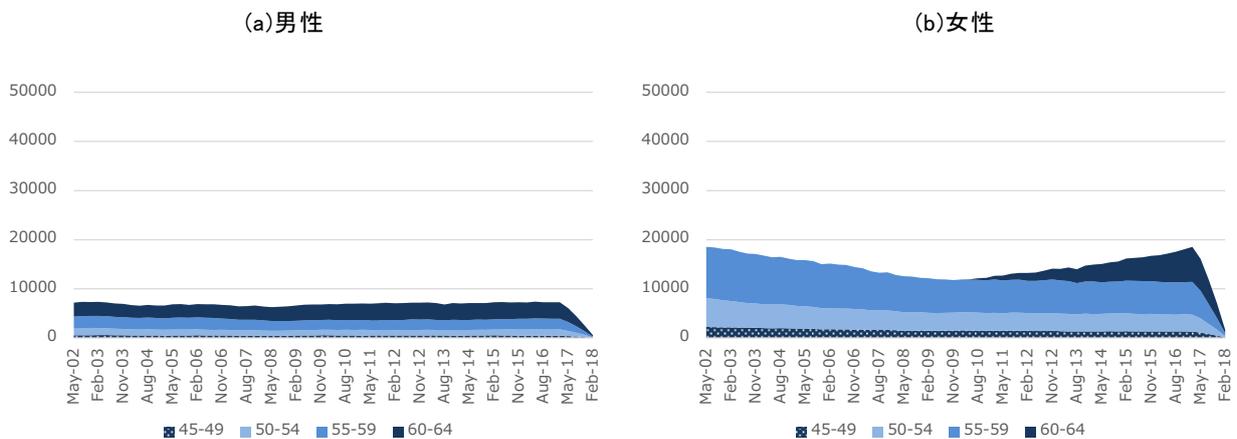
また、遺族手当については、制度上は45歳からの受給が可能であるものの、大半を55歳以上層が占める（図表補-6）。受給者数は、2017年2月のピーク時で2万5799人で、うち7割前後が女性である。制度終了に伴い、2019年以降の受給者はいない。

図表補-5 年齢階層別、男女別遺族一人親手当受給者数



出所：Stat-Xplore (<https://stat-xplore.dwp.gov.uk/webapi/jsf/login.xhtml>)

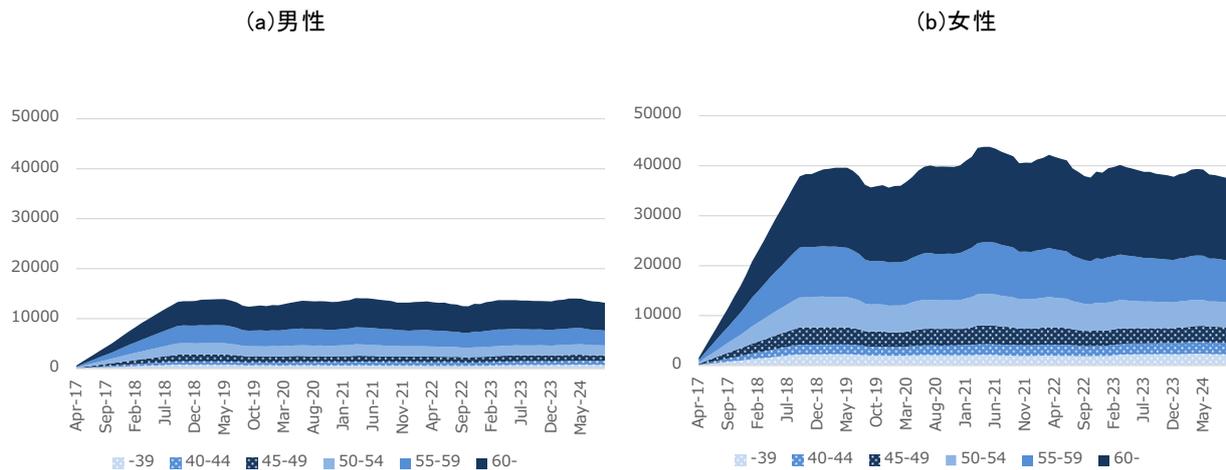
図表補-6 年齢階層別、男女別遺族手当受給者数



出所：同上

一方、遺族補助手当の受給者は2017年の導入から翌年にかけて増加しており、2024年9月時点では男性が1万3157人、女性が3万7563人<sup>32</sup>で、4分の3を女性が占めている（図表補-7）。また男女とも、受給者の8割が50歳以上、半数が60歳以上である。子供を持つ親向けの額（higher rate）の適用者は1万1383人で、全体の2割程度に留まる。

図表補-7 年齢階層別、男女別遺族補助手当受給者数



出所：同上

## (2) 平均受給月額

各給付の平均受給月額については、データが提供されていないため不明であるが、遺族補助手当については、2023年度の受給額の合計は1.94億ポンド（うち子供を持つ受給者が8400万ポンド、子供のいない受給者が1.1億ポンド）、また受給者数が6万3000人（同1万2000人と5万1000人）であった<sup>33</sup>。これらから、同年度における一人当たり年間受給額は平均3,075ポンド（同6,965ポンドと2,159ポンド）と算出される。

## (3) 受給者の就業状況

受給者の就業状況や雇用上の地位等についても、データは提供されていない。

## 2. 制度の課題等に関する議論

遺族給付に関する直近の制度改革（遺族補助手当の導入）に向けた議論では、政府は制度の簡素化とともに、遺族給付が一部の受給者にとって就労への負のインセンティブとなりかねないとして、改革の必要性を主張していた<sup>34</sup>。一方で、前後して政府が公表した調査報告

<sup>32</sup> 全体の受給者数は5万716人（端数処理のため、男女の合計とは合致しない）。

<sup>33</sup> Department for Work and Pensions 'Benefit expenditure and caseload tables 2024' (<https://www.gov.uk/government/collections/benefit-expenditure-tables>)。

<sup>34</sup> Department for Work and Pensions (2012) "Bereavement Benefit for the 21st Century"

書<sup>35</sup>では、遺族給付は就労への復帰に関する受給者の大半の選択（復帰を欲したか、あるいは困難と感じたか）に影響していない、との結果も報告されている。ただし、復帰の当否には雇用の性質（パートタイム、臨時雇用、契約労働、自営業は復帰に困難を抱えやすい等）や健康状態、保育の必要性の有無など多様な要因が影響していると考えられ、特に就労からしばらく離れていた層には、就労復帰に際して障壁となる技能や経験、自信などの面で、公的な支援が有用となりうるとしている。なお、制度改正が就労促進につながったか否かについて、改正後の影響を検証した痕跡は見られなかった。

また、遺族補助手当導入後の状況に関するより最近の調査報告書<sup>36</sup>は、給付の影響は受給者の元々の経済状態によるところが大きく、不安定・低賃金雇用の従事者や失業者、あるいは健康問題による就労困難者は、経済的に給付に依存する度合いが高い分、支給期間の終了により困難に直面しがちであるとの結果を報告している。受給者グループによって共通に見られる傾向として、例えば長期間の介護の末に配偶者を失い、労働市場への復帰に困難を抱える層や、保育サービスを利用して就労することに経済的・感情的な困難を感じる親、あるいは旧制度が記憶にあるために現行制度の給付は不十分との不満を抱える傾向が高齢女性などで高かった、などの結果を紹介している。

---

(<https://www.gov.uk/government/consultations/bereavement-benefit-for-the-21st-century>)

<sup>35</sup> Department for Work and Pensions (2012) "Bereavement benefits: findings from qualitative research" (<https://www.gov.uk/government/publications/bereavement-benefits-findings-from-qualitative-research-rr790>)

<sup>36</sup> Department for Work and Pensions (2021) "Bereavement Support Payment evaluation" (<https://www.gov.uk/government/publications/bereavement-support-payment-evaluation>)

---

JILPT 資料シリーズ No. 293

諸外国における労働者災害補償保険の遺族補償年金に関する調査  
—アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス—

発行年月日 2025年7月4日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

---

©2025 JILPT